

【補足レジュメ】

・純損失の金額

→損益通算してもしきれない損失のこと

(損益通算の順位)

利子、配当、不動産、給与、雑 損益通算

↓

総合譲渡所得（総合短期が先）、一時所得 損益通算

↓

山林所得 損益通算

↓

退職所得 損益通算

それでも残った損失が純損失

・純損失の繰越控除

1) 損失発生年において青色申告書提出している場合の純損失の繰越控除

→純損失まるまる繰越控除可能

2) 損失発生年において青色申告書を提出していない場合の（上記同）

→変動所得の損失金額と被災事業用資産の損失の金額の合計額まで（上限）

※白色申告者は原則繰越不可

・翌年の取扱い

総所得金額から控除

※一時所得や総合長期譲渡所得があればこれらの所得を 2 分の 1 した後の金額

↓

損益通算は 2 分の 1 される前の金額が上限

↓

総所得金額から控除しきれない部分は山林所得、退職所得から控除

・繰越控除の留意点

合計所得金額＝課税標準合計額＋繰越控除額

の関係になる点、留意。

※課税標準合計額は

・医療費控除

・寄附金控除

・雑損控除

などの限度額判定につかう。留意。

一方、合計所得金額は人的控除（配偶者控除等）や住宅ローン減税等で使用

★繰越控除年は課税標準の合計額≠合計所得金額

★合計所得金額要件がある規定についてチェック

★損失発生年分が期限後でも適用可能

・純損失の繰戻還付

本年の純損失金額を前年の課税所得金額から控除

↓

当該控除された金額に対応する所得税を還付

※控除順

課税総所得金額→課税山林所得金額→課税退職所得金額

（留意）

純損失が生じた年と繰戻をしようとする年のいずれも青色申告でないとダメ

↓

退職後事業を行う場合、退職日と事業開始日を同一にしておく

※繰戻還付

期限内申告

還付請求書

（その他）

・住民税。事業税は繰戻還付適用外

※住民税、事業税は3年間で繰越控除を受けることになる

・復興特別所得税は還付されない

・確実に利用できる繰戻還付を基本的には優先（※法人と同じ考え方）

※コロナショックによる業績不振を前提とすると、「前年適用税率＞来年予定適用税率」の開差が極めて大きくなる事業者がほとんどのため、繰戻還付が有利になるでしょう。



・事業廃止タイミング

必要経費特例

事業廃止後に生じた費用・損失

↓

事業を廃止した年とその前年の所得の金額において必要経費算入可

※

1) 事業廃止後の費用、損失

2) 廃止後の事業所得の金額

3) 廃止年の各種所得金額

上記のいずれか一番低い金額

→費用・損失が生じた日から2月以内に更正の請求

Q. 事業廃止後の費用、損失につき、過年度分の必要経費に算入した結果、事業所得の赤字が生じた場合、純損失の繰戻還付の適用はあるか？

A. ない。

1) 事業廃止後の費用、損失 → いくら大きくても

2) 廃止後の事業所得の金額 → ここは0までしか必要経費算入できない

→つまりマイナスが生じないから

3) 廃止年の各種所得金額 → いくら大きくても

上記のいずれか一番低い金額

→事業廃止の前後で費用・損失の扱いが異なる

→事業廃止年によって繰戻還付の対象となる年が変わる

…上記を総合勘案して決定

※（原則）→コロナ関連税制へ

所得税 予定納税制度あり 減額承認申請あり

法人税 中間申告 税額が増加する場合は不可

消費税 中間申告 可能

・消費税

みなし譲渡（消法4④一）

1) 資産の範囲

棚卸資産、少額減価償却資産（10万円）、一括償却資産等々 範囲の確認

※消費税のみなし譲渡

例えば減価償却資産につき未償却相当額であっても既に課税仕入れとして取得時に控除されているはず

→その調整規定

2) 家事使用（自家消費）

家事で使わない→事業の用に供しなくなった、とみなされる

※典型例 店舗兼住宅

→免税事業者になるまで家事使用は控えるべし

3) 棚卸資産の自家消費

消費税

→売価の 50%以上、かつ、取得価額以上を対価

・届出書関係

簡易選択

→事業廃止+簡易不適用を提出すること

※自動的には簡易消滅しない

→平成 17 年 1 月 7 日裁決

・消基通 1-4-15

→こういう意味

・簡易選択不適用

OR

・期間特例不適用

OR

課税事業者選択不適用

のいずれか 1 つに「事業を廃止した旨」あれば他の不適用届出書があったものとされる

OR

事業廃止

→上記 3 つの不適用届出があったものとされる

→事務所で統一すべき

※事業廃止しても上記届出書がなければ、簡易は生き続ける！超注意！

・事業廃止の意義

事業用の資産の処分を全て終えること（租税法において）

（参考）

横浜地裁平成 15 年 4 月 16 日判決

※消費税について問題になるのは家事使用認定

→事業廃止→免税事業者になった後で自宅（店舗兼住宅なら特に）改装等は控えるべき

【法人税制関係】

・非上場株式評価損

拙稿 月刊税理令和 2 年 6 月号より一部抜粋

「○本稿脱稿時点、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の影響から、業績不振に陥っている法人が多いため、関連法人評価損が租税法でも認容されるための基本的な考え方を平成 7 年 4 月 14 日裁決から整理する。

本稿脱稿時点、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の影響から、業績不振に陥っている法人は少なくない。ここでは、そういった業績不振法人（閉鎖会社を前提とする）を子会社等関連会社として所有していた場合の評価損計上について検証する。

①評価損計上に係る可否と計上時期

法人税基本通達 9-1-9(2)の要件を満たした場合、関連法人株式につき評価損が計上できる。

（上場有価証券等以外の有価証券の発行人の資産状態の判定）

9-1-9 令第 68 条第 1 項第 2 号ロ《上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる事実》に規定する「有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと」には、次に掲げる事実がこれに該当する。（昭 52 年直法 2-33「7」、昭 54 年直法 2-31「三」、平 11 年課法 2-9「十」、平 12 年課法 2-7「十六」、平 16 年課法 2-14「八」、平 17 年課法 2-14「九」、平 19 年課法 2-3「二十一」、平 21 年課法 2-5「七」、平 22 年課法 2-1「十七」により改正）

(1) 当該有価証券を取得して相当の期間を経過した後に当該発行人について次に掲げる事実が生じたこと。

- イ 特別清算開始の命令があったこと。
- ロ 破産手続開始の決定があったこと。
- ハ 再生手続開始の決定があったこと。
- ニ 更生手続開始の決定があったこと。

(2) 当該事業年度終了の日における当該有価証券の発行人の 1 株又は 1 口当たりの純資産価額が当該有価証券を取得した時の当該発行人の 1 株又は 1 口当たりの純資産価額に比しておおむね 50%以上下回ることとなったこと。

(注) (2)の場合においては、次のことに留意する。

1 当該有価証券の取得が 2 回以上にわたって行われている場合又は当該発行人が募集株式の発行等若しくは株式の併合等を行っている場合には、その取得又は募集株式の発行等若しくは株式の併合等があった都度、その増加又は減少した当該有価証券の数及びその取得又は募集株式の発行等若しくは株式の併合等の直前における 1 株又は 1 口当たりの純資

産価額を加味して当該有価証券を取得した時の1株又は1口当たりの純資産価額を修正し、これに基づいてその比較を行う。

2 当該発行法人が債務超過の状態にあるため1株又は1口当たりの純資産価額が負（マイナス）であるときは、当該負の金額を基礎としてその比較を行う。

同通達 9-1-12 によると、発行法人の増資を引き受け、増資後も債務超過が解消できない場合、増資後の株式評価損は計上できない。

（増資払込み後における株式の評価損）

9-1-12 株式（出資を含む。以下 9-1-12 において同じ。）を有している法人が当該株式の発行法人の増資に係る新株を引き受けて払込みをした場合には、仮に当該発行法人が増資の直前において債務超過の状態にあり、かつ、その増資後においてなお債務超過の状態が解消していないとしても、その増資後における当該発行法人の株式については令第 68 条第 1 項第 2 号ロ《上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる事実》に掲げる事実はないものとする。ただし、その増資から相当の期間を経過した後において改めて当該事実が生じたと認められる場合には、この限りでない。（昭 54 年直法 2-31「三」により追加、平 12 年課法 2-7「十六」、平 17 年課法 2-14「九」、平 21 年課法 2-5「七」により改正）

このように、増資後においては評価損は計上できない。納税者が期末日直後に増資（DES）をした。当該増資の直前期末に評価損を計上しており、上記通達と整合していた。一方で、当局は増資前である期末日での評価損を否認した。簡単な時系列は 4 月 20 日決算法人において、同月 10 日、18 日時点（期末日直前、ここで評価損を計上している）では増資決議等社内稟議を行っただけ（増資前）であり、同月 23 日（翌事業年度）に DES 実行（増資後）である。このように、納税者は期末日前後で増資に係る一連の手続を実行しており、当局は利益操作の意図があるとして、同通達 9-1-12 につき事実上の拡大解釈をした<sup>1</sup>。宮崎裕子先生の補足意見を勘案すれば、当該裁決の結論は現時点でも変わらなかったか。

## ②評価損金額

債務超過法人に出資した場合、評価損計上要件は法人税基本通達 9-1-9（注）2 となる。これにつき、逐条解説において「取得時における 1 株当たりの純資産価額がプラス 100 の場合には、これに比して 50%以上下回るというのは、プラス 50 以下となることであるが、

<sup>1</sup> 平成 7 年 4 月 14 日（東裁（法）平 6 第 243 号）3 判断「親会社が欠損の子会社を存続させるためにその子会社に対して増資払込みをすることは、その事情においてやむを得ないものがある場合があることもあり、請求人の場合には、（…筆者中略…）関連会社が同じ経済圏で営業している等の事情を併せ考慮すれば、単に増資払込みの事実をもって業況の回復が見込まれると解するのは相当でない。」は昨今のコロナによる業績不振下における子会社支援策等として、括目すべきである

マイナス 100 が 50%以上下回るというのはマイナス 150 以下となること（出典：法人税基本通達逐条解説（税務研究会出版局 705 頁）」とある。この差額が評価損金額となる。」

・復活法人

Q.

有限会社（平成 25 年 4 月に清算終了 資本金 400 万円 最後はほとんど仕事をしていない 最後の申告は納税者が自ら申告 確定申告書の別表以外はなくなっている）の名義の土地があることが判明した。

登記手続は残余財産が残っていたということで会社を復活させて相続人が株主と清算人になりその相続人に残余財産の分配により土地を現物で交付する手続きになる。

この場合の税務手続きはどのように行うべきか？

○最終の決算書などは残っていない。

○その土地は昭和 36 年に法人が購入しておりかなり安い価額で取得している。

A.

いただいた前提ですと、復活法人の残余財産分配「のみ」をするので、下記の手順になるかと思います。

#### 1) 事業年度の決定

事業年度開始の日（復活登記の日）から解散の日までを一つの事業年度とみなし（解散事業年度）、その後は解散の日の翌日から 1 年ごとの期間が清算中の事業年度（清算事業年度）となります。

また清算中の事業年度の途中で残余財産が確定した場合は、その事業年度の開始の日から残余財産の確定の日までが一つの事業年度（残余財産確定事業年度）となります。

今回の場合、上記「または」以降の復活登記の日～残余財産の確定の日が事業年度です。任意でよい（1 ヶ月とか適当に）です。

#### 2) 確定申告書の提出

残余財産確定事業年度に係る確定申告書の提出期限は確定した日の翌日から 1 月以内（その期間内に残余財産の最終分配が行われる場合には行われる日の前日まで）です。

上記とあわせて事業年度 1 ヶ月→それから申告期限 1 ヶ月が 2 か月で最短でしょう。

#### 3) 残余財産の分配

法人は配当（残余財産の分配）するだけです。

個人株主のほうは

- ・あれば「みなし配当」→今回はないと思います。
- ・上記に係る源泉所得税（現金納付のみ、グロスアップ計算必要）

・差額は株式譲渡収入（仮値）

土地 1,000/受取配当金 0（みなし配当部分、今回のケースでは利積ないので 0）

/株式譲渡収入 1,000

ここまで通常の残余財産の分配に係る申告と全く同じです。

なお、復活登記されたということで、

確定申告提出と同時に法人設立届出書等の設立関係届出書一式

及び解散に伴う、解散関係届出書一式を提出します。

#### 4) 土地の金額不明？

土地の金額が不明でしたら、何らかの方法で概算値を出す必要があります。全く記録にもないようであれば、譲渡所得税の取得費不明の場合の考え方を応用する考え方がオーソドックスであると思います。

法人税法において同様の考え方はありません。

※上記の取得費については拙著「Q&A 課税実務における有利・不利判定」（ロギカ書房 2020 年）が詳しい。

・（法人）繰越欠損金有効利用

拙著「Q&A 課税実務における有利・不利判定」（ロギカ書房 2020 年）が詳しい。

・債務超過法人の買収

第三者割当増資により債務超過を解消

#### 【買収される側の株主の仕訳】

第三者割当増資

（投資目的有価証券（子会社株式））1 億円/（現金預金）1 億円

その後に株式譲渡

（現金預金）0 億円/（投資目的有価証券（子会社株式））1 億円

（売却損）1 億円

#### 【買収会社】

（現金預金）1 億円/（資本金等の額）1 億円

↓

法基通 9-4-1 の要件は満たすか？

（子会社等を整理する場合の損失負担等）

9-4-1 法人がその子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い当該子会社等のために債務の

引受けその他の損失負担又は債権放棄等（以下 9-4-1 において「損失負担等」という。）をした場合において、その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるときは、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。（昭 55 年直法 2-8「三十三」により追加、平 10 年課法 2-6 により改正）

（注）子会社等には、当該法人と資本関係を有する者のほか、取引関係、人的関係、資金関係等において事業関連性を有する者が含まれる（以下 9-4-2 において同じ。）

※コロナにおいては？

※グループ法人税制においては？

（参考）

上掲、拙著「有利・不利」より抜粋

さらに、当該事案で非常に有名な事件である

- ・スリーエス事件 東京地裁平成 12 年 11 月 30 日判決

- ・相互タクシー増資高額払込事件 福井地裁平成 13 年 1 月 17 日判決

の理解です。

上記に共通していえませんが、一連の取引が租税回避認定されれば、当該有利発行は妥当性を失います。

相互タクシー事件（福井地裁平成 13 年 1 月 17 日判決）を検証してみましょう。

グループ法人税制適用下にある取引は除外することと仮定します。事案は債務超過 1 億円の債務超過会社に対し 1 億円の出資をし（出資側は（借方）投資有価証券 1 億円が計上される）、その後、当該有価証券を備忘価額 1 円で関係会社に譲渡します。そうすると（1 円－1 億円）の金額が投資有価証券売却損として損金計上できるというものです（数値は仮値、事例は単純化している）。判決では増資払込金額のうち、寄附金に該当する部分は法人税法上の評価として払込みした金額に該当しないとされました。この事案は法人税法第 132 条適用ではなく法人税法第 37 条を適用して否認しています。

寄附金発動ということは反射で受贈益課税の発動も考慮の余地がありそうです。つまり、上記でいえば、増資により新株を発行した債務超過会社に対する受贈益課税です。名古屋高裁判決文によると、この箇所は「私法上（商法上）有効な増資払込であっても、法人税法上、それを寄附金と認定することが妥当である。同じ増資払込行為を受入側では増資払込と認定しながら、払込側で寄附金の支出と認めることは法人税法上は何ら異とするに足りない」としており、受入れ側で資本組み入れ、払込み側で寄附金が発生することに矛盾はないと言いきっています。



現行法人税法は金銭出資は全て資本等取引で処理され、損金益金が介入する余地は全くありません。

別冊ジュリスト租税判例百選（第4版）（有斐閣）p.117（なお、最新版は第6版となります、下記・第1～・第3までは上記文献を引用（一部筆者改変）しています）で岡村忠生教授は、下記の問題提起をしています。

・第1はいうまでもなく株式に関する会社法制の変化である。この事件では、寄附金となる境界として額面金額すなわち発行価額が利用されたが、もはやこれらは使うことができない。今日であれば、払込金額（会法199①二）が1株100万円とされ、種類株式を利用して支配が継続したはずである。

・第2は株主法人間取引に関する法人税法の変化である。すなわち、2001年改正により法2編1章6款の新設や法24条の改正等が行われ、分割、合併、現物出資による資産の移転は原則として時価移転、適格組織再編成に該当する場合は簿価移転とされた。この区別では、「贈与又は無償の供与」かどうかは考慮の余地がない。これら諸規定もまた「別段の定め」である以上、法22条2項はもちろん、法37条に一方的に劣後すると解することはできない。

・第3は法132条の主張にも現れている事案の特殊性の影響である。本判決は、「対価」の有無を経済的合理性で判断し、「払い込んだ金額」を法人税法上の対価として否認した。こうした経済的合理性に基づく判断や私法上有効な取引の実質による上書きは、行為計算否認そのものであり、これを法37条が一般的に認めているとみることはできない。なお、法132条を、子会社貸付金それ自体が貸倒れ等により損金算入されるかを基準として適用した判決がある。（筆者注：当該判決はスリーエス事件（東京地裁平成12年11月30日訴月48巻11号2785頁）を指しています）。

この評釈に筆者は賛同します。すなわち、高額引受けの場合、当該払込金額は原則として有価証券の取得価額として処理しますが、法人税法第132条の要件に該当したときのみ、高額相当部分を寄附金課税（法法37）で否認すればよいと考えます。同様の考え方は適格分社型分割、適格現物出資でも同様です（ただし根拠条文は法法132の2）。後者については岡村先生の第2のご指摘に従うと、適格分社型分割等で高額引受けによる有価証券の取得がなされた場合、「移転資産の帳簿価額から移転負債の帳簿価額を減算した金額」（法令119①七）という法文から当該高額部分のみを寄附金抽出することが現実的に困難であると考えたためです<sup>2</sup>。

#### ※清算手続き中の消費税に係る論点

個人事業主の廃業に係る論点は別稿で解説しました。ここでは時期尚早ではありますが、

<sup>2</sup> 稲見誠一・佐藤信祐『組織再編における株主課税の実務 Q&A』（中央経済社 2008 年）該当箇所を適宜参照しています。

仮に法人が清算手続きに入った場合の消費税に係る論点を列挙していきます。

#### ①本則課税と簡易課税の有利・不利判定

平時においては本則課税が有利であっても、清算中は、新たな仕入等、仕入税額控除の対象となる取引が激減することが往々にしてあります。この場合、簡易課税を選択した方が有利になることがあります。

なお、清算期間中に、法人の資金繰りの関係等で法人が不動産を売却するケースもあります。土地を売却した場合のいわゆる「準ずる割合」は、制度趣旨から、清算期間では適用できません。

また、関連法人等が既にある、もしくは第二会社方式などで、清算法人の所有する資産を売却した場合、買手側の関連法人等では消費税還付を受けることができる可能性があります。これについて、実務では金額として非常にインパクトのあった、居住用賃貸不動産の売却による消費税還付という重要な考慮要素が従来はありましたが、令和 2 年度税制改正により、令和 2 年 10 月 1 日以降契約締結当該取引については、当該売却は考慮外となっていました。

#### ②免税事業者になってから資産の換価を実行

清算するということは売上は大きく減少している場合が多いです。競売、代物弁済など資産の換価手続きは消費税課税対象取引に該当するため、課税事業者期間にそれらを実行するより、上記のとおり、売上が大きく減少し、免税事業者になってから、換価を実行します。

#### ※出向・転籍等

拙稿 税経通信より抜粋

##### 2) 出向・転籍による支援の方法

関連会社支援策という観点でいうと、下術の出向負担金を子法人が「一切」受領しない、ということが考えられる。もっとも、中小・零細企業実務でのタックスプランニングにおけるプライオリティは最も下位である。理由は下述である。

グループ法人税制適用下では、当該支援策としては有効である。親法人、子法人は完全支配関係法人にあるとする。親法人は子法人へ役員給与 1,000 万円の親法人役員について子法人役員として出向負担金等対価を受領せず、出向させたとする。この場合、下術の各種要件を満たした場合においては、役員給与損金不算入以外、実質課税負担は生じない。

親法人が出向元法人、子法人が出向先法人とする。親法人に在籍している者を子法人に出向させる場合、当該出向者の給与は出向者から役務提供を受けている子法人が負担することが原則となる。通常、当該出向者への給与支払に関しては下記の 2 つの方法が考慮される。

- ・子法人が出向者に対し直接給与支払、親法人での給与との差額は親法人が別途支給。この親法人での給与との差額については較差補填金という。当該較差補填金は直接本人に支

給しようが、出向先法人を通して支給しようが、当該出向者に対する給与である。

- ・子法人が出向負担金を親法人に支払、親法人が出向者に対し給与支給

上記に関して子会社が負担する出向負担金につき、法人税基本通達 9-2-45 に規定がある。原則として当該出向負担金は出向者に対する給与である。

しかし、子会社支援とした場合、寄附金課税が生じる可能性がある。この子会社支援とは、本来子会社が負担すべき給与や出向負担金を減額し、当該減少分を親法人が負担するわけである。当該差額分につき、原則寄附受贈、グループ法人税制適用下では、寄附受贈認識後、親法人での当該負担分に係る寄附金は損金不算入、子法人での当該受贈益は益金不算入となる。

中小・零細企業では金額のインパクトを大きく出すためにも、役員について適用させることが多い。

出向者が出向先法人で役員である場合、出向先法人が負担する出向負担金については法人税基本通達 9-2-46 を確認する必要がある。下記の 2 要件を満たして初めて、出向先法人の役員給与として認識できる。

- ・当該役員の給与負担金の額について、当該役員に対する決議として出向先法人の株主総会等の決議がされている。
- ・出向契約等において当該出向者に係る出向期間、給与負担金額は予め定められている。

この 2 要件は「かつ」要件である。こうして出向負担金をはれて役員給与として認識可能である。この出向負担金は役員給与として租税法では認識されるから、定期同額給与、事前確定届出給与等の適用下におかれる。当該出向負担金に過大性チェックが入るのも役員給与として認識されるからである。

上記の 2 要件 2 つ目「給与負担金額は予め定められている」につき、その超える部分は法人税基本通達 9-2-46（注 2）により給与負担金として性格はない。それにつき例えば経営指導の対価等、合理的な性格がなき場合、寄附認定される（なお、筆者は同族特殊関係者間のやりとりについて経営指導料として対価性は一切ないものと認識している、この点につき後述 3）以下参照）。ただし、事業年度ベースで総額判定を行うため、給与総額を決定する場合、事業年度ベースでの総額を基準に決定しておく必要がある。この観点から例えば当期中に出向者を役員として迎えることが確実と見込まれる場合、予め役員給与総額について増加しておく必要がある。

なお、定期同額給与と株主総会決議に係る論点は役員給与では非常に大きな問題となるが、出向の場合、出向「先」法人の株主総会決議要件が必要であり、定期同額給与の改定について留意が必要となる。また、いうまでもないが事前確定届出給与は出向「先」法人が届出する。

現在進行形で、出向者が退職を予定しており、しかしながら、出向先法人が業績不振により出向者退職金まで負担させるのは酷である、という場合、法人税基本通達 9-2-50 の要件を満たした場合、負担しなくてよい。出向先法人が経営危機に瀕しているといった客観的

に認められる事情が必要と考えられ、当該疎明のためにエビデンスを整理、保管しておく必要がある。

今回、関連会社支援策という観点でいうと、上記の出向負担金を子会社が「一切」受領しない、ということが考えられる（上記のとおり、中小・零細企業実務でのタックスプランニングにおけるプライオリティは最も下位である）。

この場合、グループ法人税制射程内と外でわかれる。外であれば当該無償での出向負担金は原則通り寄附受贈での認識となる。内であれば、具体的には下記の取扱いとなる。下記では従業員で給与多額の場合と役員の場合での 2 パターンを示すが、中小・零細では専ら後者が検討材料となろう。

なお両者とも結論は同じであるが、後者は出向先で役員給与損金不算入がある場合を別で示している。上記のように出向「先」法人での改定事由が必要にも関わらず、それを失念したという「凡」ミスによって出向先での損金不算入が指摘される事例が非常に多いからである。

#### （1 パターン）

親法人、子法人は完全支配関係法人にあるとする。親法人は子法人へ年間給与 1,000 万円の社員について出向負担金等対価を受領せず、出向させたとする。

#### （親法人処理）

- ・ 寄附金を 1,000 万円計上、全額損金不算入
- ・ 子法人株式はグループ法人税制適用下において寄附修正事由、及び子会社株式の帳簿価額修正が必要となる。

税務仕訳では

（借方）寄附金 1,000 万円 （貸方）雑益 1,000 万円  
 子会社株式 1,000 万円 利益積立金額 1,000 万円

となる。これを申告書別表に転記するだけである。

寄附金認定損 1,000 万円（減算・留保）

雑益計上漏れ 1,000 万円（加算・留保）

寄附金損金不算入 1,000 万円（加算・社外）

#### （別表五（一）において）

（借方）子法人株式 1,000 万円 （貸方）利益積立金額 1,000 万円

#### （子法人処理）

税務仕訳は

（借方）出向負担金 1,000 万円 （貸方）受贈益 1,000 万円

となる。これを申告書別表に転記するだけである。

出向負担金認定損 1,000 万円（減算・留保）

受贈益計上漏れ 1,000 万円（加算・留保）

受贈益益金不算入 1,000 万円（減算・社外）

(別表五 (一) において)

なし

(2 パターン)

親法人、子法人は完全支配関係法人にあるとする。親法人は子法人へ役員給与 1,000 万円の親法人役員について子法人役員として出向負担金等対価を受領せず、出向させたとする。

税務仕訳、申告調整は上記と同じであるが、2 パターンでは役員給与損金不算入部分を別途、加算、社外調整する場合もある。実務では定期同額給与改定ミスが圧倒的に多いと思うが、親法人と子法人の事業年度の関係で調整がつかない場合、予め上記自己否認を加味してシミュレーションを行う必要がある。先述のとおり、当局調査では、過大性チェックも入る。

このようにグループ法人税制適用下では、支援策としては有効である。役員給与損金不算入以外においては実質課税負担は生じない。なお、上記通達の取扱いについては逐条解説等類書に任せる。

閑話休題、将来、子法人株式を第三者M&Aを予定している場合、留意がある。上記の税務仕訳どおり、子法人株式の税務上の帳簿価額はかさ上げ効果があるため、仮に当該第三者M&A売却が株式譲渡スキームを採用すると仮定すると、かさ上げ後の子法人株式帳簿価額が取得価額となる。すなわち、売却益に係る譲渡所得税は圧縮される。なお、逆パターンも考えられる（本題でないのでここでは詳細しない）。

これは 100%子法人の場合のみ見られる現象で兄弟会社では同じ効果は享受できない。しかし、これを連続取引にすると「一連の取引」認定（いわゆるステップ・トランザクションの法理）の可能性は非常に高い。そもそも、当該かさ上げ効果自体、グループ法人税制導入当初から「通達改正を 1 つ入れればよい話なのに」と批判が大きいところである。

### 3) その他税務上の留意点

出向者が役員の場合、役員給与（役員退職慰労金）の過大性チェックが最も重要であるが、本稿の主題ではないので意図的に割愛した。下記は原則としてそれら以外である。

#### ①経営指導料

上記のように中小・零細企業では金額のインパクトを大きく出すためにも、役員について適用させることが多い。この点、親法人（出向法人）の役員等関係者（出向法人取引先等含む）について子法人へ出向という形式で経営指導料名義で処理するケースも散見される。この点、仮に出向「先」法人において役員でなくても、形式要件の一部として業務委託契約書を締結していても、その業務実態において給与認定なされることが多い。

これは親子会社間で親会社が持株会社であったときでも非常に多く見受けられる。親である持株会社に何かしらの収益付けをしようとして（いわゆる株価対策の一環として）、その一手段としてなされるのである。しかし、これは典型的な寄附受贈認定行為である。そ



もそも関連会社関係に経営指導料などという名目は同族特殊関係者間である限りにおいて経済的合理性がない。

経営指導料がグループ間で認められたケースについて裁判例もないわけではない。平成12年2月3日東京地裁判決は有名である。経営指導料と寄附金該当性が争点となった判示の一部を抜粋すると、

「提供される役務が市場性を有さず、客観的な価格が形成されていない場合、また、提供される役務が様々な内容を含むため個々具体的な役務の提供に係る対価を個別に観念し難い場合、役務提供者において当該役務を提供するのに必要な費用の額（以下「提供経費」という。）をもって、当該役務の価値を判断する基礎とすることは合理的な方法といえることができるが、提供者における利益ないし報酬の部分も役務の対価として含まれてしかるべきことからすると、提供される役務の価値が、提供経費に尽きるものではないことは明らかである。

特に、当該役務の提供が提供者の主たる活動になっている場合、提供した役務の価値が提供経費を大幅に上回る場合などにおいては、利益ないし報酬部分を加算しないことは不合理というべきである。

そして、独立企業間で役務の提供に対する利益ないし報酬部分をどのように定めるかは、私的自治の原則により基本的には当該企業が契約により自由に定めるところにゆだねられているものというべきである。」

「したがって、提供される役務に対して支払われる対価の額が、役務提供者における提供経費を超えているからといって、当該超える部分が直ちに寄附金に該当すると速断することはできず、右超える部分が寄附金に該当するかどうかは、契約当事者である企業間の関係、当該役務提供契約において定められている役務の内容、対価の決定方法の合理性、実際の役務提供内容、提供される役務の被提供者における便益の大きさ、役務と右便益との関係の直

接性、提供者において当該役務の提供がその業務に占めている地位等に照らして、役務の提供の対価が、独立企業間において行われる同種の契約で設定される対価の水準と著しく乖離していて、企業間の特殊な関係に基づく租税回避のための価格操作と認めるべきものかどうかによって（下線筆者）、これを判断すべきものと解される。」

「PKKとNPCは、ともにフィリップスグループ会社として、NVPGの経営方針に則って全世界的に展開される同グループの事業の一端を担う機能を果たしていたこと、PKKは同グループの現地法人として日本における事業の責任を負っていたが、独自の販売活動はほとんど行っていなかったこと、NPCはPKKの子会社であり、PKKは平成2年12月期を除く本件各事業年度においてNPCの株式の4分の3を所有していたこと、PKKは、NPCに対して一定のフィリップス製品の独占的な輸入販売権を付与し、NPCがフィリップス製品の国内販売を行っていたこと、PKKは、フィリップスグループが日本国内の製造業者からOEM製品等を購買して調達する取引に関して、NPCが国内の製

造業者からOEM製品等を購買してこれを海外のフィリップスグループ会社に輸出する形式の取引を行うようにフィリップスグループ内において主張することを通じ、NPCの取引先の確保につとめ、NPCの輸出取引に係る売上に直接の影響力を有していたこと、かくして、NPCは、日本国内における販売及び国外のフィリップスグループ会社に対する輸出の各事業に関して、その多くをPKKに依存し、PKKは、右各事業に関して経営上の助言、人的資源の提供、法務、市場調査、広報活動などの事務を負担していたことなどの事情が認められ、また、NPCが、NPCの株式の25パーセントを所有していた松下電器産業との間で、昭和47年から昭和52年までの間、フィリップスからの輸入取引についてはFOB価格の1パーセント、フィリップス又はその指定する会社との輸出取引に関してはインボイス価格の0.5パーセント相当額の金員を支払う旨の契約を締結していたことは、認定したとおりである。

右のNPCとPKKとの間の役務提供契約に係る諸事実を勘案し、また、フィリップスグループ以外の会社との間における類似の契約と比較してみれば、NPCが、PKKとの間の役務提供契約に係る1973年覚書等に基づき、経営指導料を、NPCの年間予算計上の総輸出売上高及び輸入国内販売高の1パーセントに等しい金額と定めてPKKに支払っていたことは、判断の諸要素に照らし、NPCの販売面におけるPKKへの依存の広範さにがんがみて、必ずしも企業間の特殊な関係に基づく租税回避のための価格操作と認めるべきような不合理なものということとはできないというべきである。

これに対し、NPCが支払っていた経営指導料の対価を、PKKが計上していたPKKの社長室、専務室、広報室、法務室、生産企画開発室、外人給与担当及び技術本部費用のうちNPCが按分負担すべき額に限定されるべきであり、その余の金額は寄付金と評価すべきであるとする被告の主張は、右の認定に照らせば、採用できない。

他に、本件の経営指導料の額が、独立企業間において行われる同種の契約に基づく対価の水準と著しく乖離していて、企業間の特殊な関係に基づく租税回避のための価格操作であるとすべき事情を認めるに足る証拠はない。」

中小・零細とスケールが全く異なるが、上記の事実認定に耐えうる疎明資料を準備することは現実論として可能だろうか。筆者は不可としか考えない。

上掲2パターンのいずれでもよいが、関係会社間で経営指導料名目で資金を還流させるのは寄附受贈認定を受けるものだと認識し、仮にそれでも実行するなら、経営指導料にみあった業務実態の疎明資料の整理・保管は必須である。それはあたかも外部のコンサルタントに依頼した場合の業務メニューと同等のことを業務の実態として行っている、という疎明である。上記の判示、またはできれば裁判例を検索し原告の主張部分についてだけでも、確認していただきたい。無理ではなかろうか。筆者はしない。

## ②使用人兼務役員

出向においても下記の取扱いと同じである。

使用人分における賞与について一般的な算定方法は法人税基本通達9-2-23である。出向

においては、出向使用人兼務役員に対し支給する給与金額と、使用人の最上位のものに支給している給与の額を参酌して使用人給与部分を見積もる。その後、当該見積り額に一般使用人に対する賞与支給率を乗じる。

一般使用人が同族特殊関係者か、それ以外かでも結論は大幅に変わる。この場合、役員給与の過大性チェックの論点に移行するのでここでは触れない。

### ③転籍

出向と取扱いが異なる。例えば親法人での定年規定により、定年に達した場合、関連会社に転籍「勸奨」という取扱いを受けるのであるならば、実務では事情を鑑み下記の対応をとることが一般的である。

転籍者につき、転籍せず（勸奨に応じず）、親法人に引き続き勤務する使用人とのバランスを考え転籍後関連会社における給与水準が低いのであれば、当該差額につき〇年間は較差補填金を支給する、といった具合である。

結論としてこの較差補填金は寄附にあたらない。転籍は前後で雇用関係が消滅し、そもそも当該転籍の理由は親法人における定年規定における転籍勸奨という客観的事情に基づくものだからである。

### ※経営不振の関連会社への支援策

- ・ 本体からの迅速な支援は？
- 東日本大震災時にどのような支援策が講じられていたか）
- ・ 経営不振の子会社・関連会社を整理する場合
- 組織再編成（繰越欠損金有効利用を第一に考える）
- M&A 今は買い時、売り時じゃない！
- ・ 再建する場合
- 事業再生（今回割愛）

↓

課税上の取扱いは全ては下記からスタート

No.5280 子会社等を整理・再建する場合の損失負担等に係る質疑応答事例等

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5280.htm>

### ※合併か清算か赤字子会社整理における実務上の判断ポイント

- 繰越欠損金
- 内部留保
- 株主構成
- → 要するに M&A における株式譲渡スキームの時に考慮することと同じ！



### 【その他、事業承継や M&A など】

本稿脱稿時点、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の影響から、業績不振に陥っている法人が多いと思われます。このような状態下では、キャッシュリッチな会社にとっては M&A による買収の機会ともいえます。これまで、売主主導であった中小零細企業の M&A において、対象会社の業績不振から、いわゆる「買いたたき」が起きる可能性があります（これは不動産や、普段プレミアムがついている趣味嗜好品（骨董品、高級車など）でも全く同様のことがいえます）。

リーマンショック以降の不況時もそうでしたが、いわゆる本格的なコロナ不況に仮に陥ったとしても、M&A の件数自体にはさほど影響を与えないと思われます。しかし、上記の買いたたきの結果、スモールなディールが多くなっていくことが予想されます。

#### 1）（買主視点）M&A における FA の初動ポイント

##### ①初動ヒアリング

FA はオーナー（買主株主）に対して M&A 意向の確認のため、初動で下記のヒアリングを実施します。

（初動ヒアリングのポイント）

⇒「明確な」買収の目的

⇒対象会社の事業内容

⇒対象会社の事業規模・地域

⇒買収予算（※不況時には、まさに「買いたたき」による買収価格の引下げが起きる可能性があります）

上記のうち、買収目的が最大のポイントです。これが不明確な場合、M&A を実行すべきではありません。単に買収価格が安いからといって、シナジー等、将来的な経営目的、経営戦略なくして、購入すべきではありません。

#### 2）（買主視点）買主側で簡易的な投資レンジ（投資の許容幅）の決定方法

|                    | × 1 年 | × 2 年 | × 3 年 | × 4 年 | × 5 年 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| M&A する場合の CF (A)   |       |       |       |       |       |
| M&A をしない場合の CF (B) |       |       |       |       |       |
| 差額 (A) - (B)       |       |       |       |       |       |
| 投資額                |       |       |       |       |       |
| 想定利回り (年利)         |       |       |       |       |       |

■ に当該譲渡対価が入ります。

上記表に具体的な数値を当てはめていくだけです。

通常、ベスト、ニュートラル、ワーストの三種のシナリオを用意します。

なお、上記表はファイナンスの観点からすると全く正しくありません。

ファイナンスの考え方では、× 1 年～× 5 年の CF は DCF 法の考え方に沿って、現在価値に割り引いて計算されるべきです。

しかし、中小零細企業の M&A 実務においてはそこまでは必要がないと考えます。DCF 法にて買収価格を算出するよりも、上記表の数値で投資額を割り引いた方が中小零細企業オーナーには直感的で分かりやすいからです。また、この方法であれば、税理士単独でも株価算定ができます。

そもそも、中小零細企業では買主自身も将来 FCF の予測がつかないのに、対象会社を買収後、そのまま存続するかもわかりません（デフォルトリスク（倒産リスク））。そこで現時点での静的価値が譲渡対価の最低限の担保である、という買主側のニーズを捉えているということが言えます。

### 3) (売主・買主双方) のれんの考え方

業績悪化による買いたたきにより事業譲渡の場合、のれんを考慮する機会が増加すると思われます。

「同族特殊関係法人間の M&A」については下記のように見解が分かれます。

#### (1) 一切不要と考える説

・もともと、売主で営業権の帳簿価額が存在していないのなら、それを取って認識することは事実上、評価益の認識計上となる。法人税法の原則は法令に定めのあるものを除き、評価損益は不計上（損金又は益金に計上しない）である。

・当事者間で有償、無償を問わず、営業権の譲渡があったとした会計処理について、当局が営業権の存在を否認する処分等は実際にある。しかし、当事者間でそもそも認識してい

ないものを、当局が営業権の存在をあるものとみなして認定課税をすることは上記「・」の理由からあり得ない。

- ・この説を採用する論者は、第三者間 M&A 等により取得した営業権につき、これを無償譲渡した場合には、当該無償譲渡に係る営業権相当額分だけ寄附・受贈があったものではないかと指摘するむきがある。

- ・営業権の定義は、「法人税法上、営業権とは、当該企業の長年にわたる伝統と社会的信用、立地条件、特殊の製造技術及び特殊の取引関係の存在並びにそれらの独占性等を統合した、他の企業を上回る企業収益を獲得することのできる無形の財産的価値を有する事実関係であると解する。」（昭和 57 年 6 月 24 日鳥取地裁判決ほか）等とある。

仮に現時点で無形である財産的価値があったものとしても、当事者間がそれをそもそも認識していない自己創設のれんについて計上余地は一切ない。

- ・中小零細企業実務における事業譲渡に係るのれんは差額概念である。厳密には、当該営業権として評価、計上された金額が、売主会社の将来の収益性、採算性等（つまり DCF）から妥当と認められる場合には課税上の問題は生じない。

- ・この点、この説を支持する論者は、上記の収益性等を総合勘案しての営業権評価、計上額と実際計上額に差がある場合、当該差額相当額を、高額譲受に認定し、寄附金課税等が発動する見解もある。

- ・現実には、両社間の利益調整等によって、営業権相当の恩恵（税メリット）は両者が受けるはず。同族法人間での利益調整が過度に行われる場合、寄附金課税等が行われる可能性がある（ただしグループ法人税制の適用がある場合、実害は生じない）。

- ・まとめると、営業権の評価、計上自体が論点になるのではなく、差額概念が税務上適正額と差異があれば、寄附・受贈の論点に集約される。したがって、営業権の創設自体が不要である。

## (2)自己創設のれんも計上すべきとする説

- ・上記のように「計上しない場合」寄附金認定の論点が登場する。したがって、当初から自己創設のれんを計上しておけば、そもそも寄附金認定課税の論点が生じない。

- ・営業権はどのように評価するのかということについては、諸説あり。

当該評価方法については、法令上の明確な定めなし。実務では、

○時価総額／事業価値と時価純資産価額（個別資産の時価の合計）との差額をもって営業権の時価を求める方法

○収益還元法等により営業権の時価を求める方法

○財産評価基本通達 165 項準用

等々が考えられる。なお、法文に根拠がないため、当該算定に合理性があれば租税法でも認容されると考えられる。

- ・非適格合併等（法法 62 の 8 ）における資産調整勘定（法令 123 の 10④）の計算におい

ては、当該非適格合併等により移転を受けた事業の価値は、当該事業により見込まれる収益の額を基礎とし、合理的に見積もられる金額を時価純資産価額とすることが容認されている（法規 27 の 16①）。

明文化されていないが、黙示できるものとして、税制非適格再編成における資産調整勘定について、対価資産の交付時価額－移転事業の収益額を基礎として合理的な見積額における事業価値は DCF 法とある（法令 123 の 10、法規 27 の 16）。

・DCF 法－純資産価額＝営業権とする考え方も許容される。法人税法上、DCF 法の許容を明示しているのは「適正評価手続に基づいて算定される債権及び不良債権担保不動産の価額の税務の取扱いについて（法令解釈通達課法 2・14、査調 4・20、平成 10 年 12 月 4 日）」。

ここでは、各手法で計算の基礎とした収支予測額及び割引率が適正であれば租税法においても許容されると読みとれる。

・非上場株式評価は法人税基本通達 9・1・14 で行うが、これは財産評価基本通達 178 から 189・7 を準用するため、その際、営業権についても財産評価基本通達 165 項、166 項（営業権の評価明細書のこと）で評価して良いかという論点もある。これはもともと個人の財産評価基準であって法人同士で類推するのは不適切との見解も多々あり、理論的にはそれは正しいと思われる。しかし、課税実務上、便宜のため、これを使うことも往々にしてある。

・各同族法人の株主構成が異なっていた場合、営業権を計上しなかった分だけ株主間贈与の認定があり得るのかという論点もあり。計上しなかった場合、または低かった場合、その差額が法人間での寄附の問題になりうる可能性がある。

前者の株主間贈与は、会社に対して時価より著しく低い価額の対価で財産を譲渡した場合、財産を譲り受けた会社の株式の価額が増加した場合には、当該増加部分を、譲渡した者から贈与により取得したものとみなすという、相続税第 9 条の論点。

・まとめると、別途のれんを評価しなければ、寄附・受贈（株主間贈与）の論点に帰結するため、それならば、予め評価、計上しておいたほうがよい、ということ。

なお、上記と異なり、純然たる第三者間における当事者間合意価格には、租税法が介入する余地は一切ありません。

第三者 M&A における租税法の適正な時価は当事者間合意価格です。

#### 4) 経営資源引継ぎ補助金

経済産業省支援策パンフレット (<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>) によると、「第三者承継時に負担となる、士業専門家の活用に係る費用（仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）および、経営資源の一部を引き継ぐ際の譲渡側の廃業費用を補助」する施策が打ち出されています。

経済産業パンフレット P44 ご参照のこと。

廃業、清算を検討する場合には、M&Aにおける売主としてのポジションもとりえる、そして、それに係る専門家等への報酬は上記施策により一定程度、負担軽減されること、についてクライアントに周知すべきです。

#### 5) (売主・買主双方) 事業承継税制(特例)と業績悪化

売主法人が事業承継税制特例適用対象会社の場合、将来、中小零細企業 M&A 実務において、下記のような価格交渉手法が定着するかもしれません。

業績悪化事由において株式譲渡の場合は、一定の要件のもと、当該株式譲渡時に一部免除、さらに2年後に上乗せで一部免除が期待できます(措法70の7の5⑭等)。この一定要件は下記です。

M&Aにおける買主側で当初譲渡後、当該2年を経過する日において、次の要件全てを満たす場合になります(措令40の85⑪等、措規23の12の2⑳等)。

- (1) 一定の業務を行っている。
- (2) (当初)譲渡等の事由に該当することとなった時の直前における特例認定贈与承継会社の常時使用従業員のうちその総数の2分の1以上に相当する数の者が、当該該当することとなった時から当該2年を経過する日まで引き続きその会社の常時使用従業員である。
- (3) 事務所、店舗、工場その他を所有し、又は賃借している。

価格交渉で利用できるのは(2)でしょう。

当初M&Aにおいて売主会社の従業員を解雇した場合、上記の特典(2年後の税メリット)の恩恵を授かることはできません。売主会社従業員継続雇用コスト(その他の雇用リスクも同時に考慮する必要があります)と2年後の一部免除額との有利・不利判定をし、売主、買主双方は最終価額を調整することになります。

以上

平成30年（行ヒ）第422号 所得税更正処分取消等請求事件  
令和2年3月24日 第三小法廷判決

## 主 文

原判決中上告人敗訴部分を破棄する。

前項の部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。

## 理 由

上告代理人清野正彦ほかの上告受理申立て理由について

1 本件は、法人に対する株式の譲渡につき、被上告人らが、当該譲渡に係る譲渡所得の収入金額を譲渡代金額と同額として所得税の申告をしたところ、当該代金額が所得税法59条1項2号に定める著しく低い価額の対価に当たるとして、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたことから、これらの各処分（更正処分については修正申告又は先行する更正処分の金額を超える部分）の取消しを求める事案であり、当該株式の当該譲渡の時における価額が争われている。

2(1) 所得税法59条1項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、譲渡所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす旨を定め、2号において、著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。以下「低額譲渡」という。）を掲げる。

所得税法施行令169条は、上記政令で定める額は、所得税法59条1項に規定する譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における価額の2分の1に満たない金額とする旨を定める。

(2) 所得税基本通達（昭和45年7月1日付け直審（所）30国税庁長官通達）59-6（平成21年課資3-5ほかによる改正前のもの。以下同じ。）は、所得税法59条1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式で



ある場合の同項に規定する「その時における価額」とは、同通達 23～35 共 9 に準じて算定した価額によるものとする。同通達 23～35 共 9（平成 19 年課税 2-11 ほかにによる改正前のもの。以下同じ。）は、株式を取得する権利の価額の算定の基礎となる株式の価額に関し、(4)ニにおいて、取引相場のない株式のうち、売買実例のある株式等に該当しないものについては、その株式の発行法人の 1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額とするものとする。そして、同通達 59-6 は、同法 59 条 1 項の規定の適用に当たり、上記の通常取引されると認められる価額とは、原則として、同通達 59-6 の(1)～(4)によることを条件に、財産評価基本通達（昭和 39 年 4 月 25 日付け直資 56，直審（資）17 国税庁長官通達。以下「評価通達」という。）の 178 から 189-7 まで（取引相場のない株式の評価）の例により算定した価額とするとした上で、所得税基本通達 59-6 の(1)において、評価通達 188 の(1)に定める同族株主に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定するものとする。

(3) 評価通達は、相続税及び贈与税の課税価格計算の基礎となる財産の評価に関する基本的な取扱いを定めたものである。取引相場のない株式の評価について、評価通達 178 本文，179（いずれも平成 29 年課税 2-12 ほかにによる改正前のもの）は、評価しようとする株式の発行会社（以下「評価会社」という。）が大会社（従業員数が 100 人以上の会社等），中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、原則的な評価方法を区別し、大会社の株式の価額は、類似業種比準価額によって評価するものとする（以下、この評価方法を「類似業種比準方式」という。）。

これに対し、評価通達 178 ただし書（平成 29 年課税 2-12 ほかにによる改正前のもの），188，188-2 は、上記の原則的な評価方法の例外として、「同族株主以外の株主等が取得した株式」の価額は、その株式に係る年配当金額を基として算定する配当還元価額によって評価するものとする（以下、この評価方法を



「配当還元方式」という。)。そして、評価通達 188 は、「同族株主以外の株主等が取得した株式」につき、評価通達 188 の(1)～(4)のいずれかに該当する株式をいうものとし、その内容について大要以下のとおり定める（以下、評価通達 188 の(1)～(4)が掲げる株式を保有する株主を「少数株主」という。）。

ア 同族株主のいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主の取得した株式（188 の(1)）

この場合における同族株主とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の 1 人及びその同族関係者（法人税法施行令 4 条に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下同じ。）の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 30%以上（その評価会社の株主のうち、株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の 50%超である会社にあつては、50%超）である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。

イ 中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の 5%未満であるもの（評価会社の役員等を除く。）の取得した株式（188 の(2)）

ウ 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の 15%未満である場合におけるその株主の取得した株式（188 の(3)）

エ 中心的な株主がおり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 15%以上である場合におけるその株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の 5%未満であるもの（評価会社の役員等を除く。）の取得した株式（188 の(4)）

3 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) A株式会社の代表取締役であったBは、平成19年8月1日、有限会社C

(以下「C」という。)に対し、所有していたAの株式のうち72万5000株(以下「本件株式」という。)を、代金額を1株当たり75円、合計5437万5000円として譲渡した(以下、この譲渡を「本件株式譲渡」という。)。この1株当たり75円という代金額は、本件株式を配当還元方式により算定した額と同額であった。

(2) Aは、金属製品及び消防器材の製造及び販売等を業とする資本金4億6000万円の株式会社で、本件株式譲渡直前の事業年度である平成19年1月期の売上金額は約236億5000万円、平成19年1月時点の従業員数は449人であり、評価通達178にいう大会社に該当する。

本件株式譲渡の時点において、Aの発行済株式総数は920万株であり、Aの株主は、1株につき1個の議決権を有する。Aにおいては、定款において株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨が定められており、その株式は、所得税基本通達23～35共－9の(4)ニの株式及び評価通達における取引相場のない株式に該当する。

(3) Cは、平成16年2月に金銭の貸付業、株式投資業等を目的として設立された会社である。

(4) 本件株式譲渡の直前におけるAの株主が有する議決権の割合は、Bが単独で15.88%、Bとその同族関係者を合計すると22.79%であった。本件株式譲渡により、議決権の割合は、Bが単独で8.00%、Bとその同族関係者を合計すると14.91%、Cが7.88%となった。本件株式譲渡の前後を通じて、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が議決権総数の30%以上となる株主、すなわち評価通達188の(1)にいう同族株主に当たる株主はいなかった。

(5) Bは、平成19年12月26日に死亡した。Bの相続人である被上告人らは、平成20年3月13日、Bの平成19年分の所得税につき、本件株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額を、その代金額と同額の1株当たり75円、合計5437万

５０００円として、所得税法１２５条１項による申告書を提出した。

(6) 所轄税務署長は、平成２２年４月２１日付けで、被上告人らに対し、本件株式譲渡の時ににおける本件株式の価額は類似業種比準方式により算定した１株当たり２９９０円、合計２１億６７７５万円であり、本件株式譲渡は低額譲渡に当たるとして、Ｂの平成１９年分の所得税に係る各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

被上告人らは、平成２２年６月、上記各更正処分等を不服として、東京国税局長に異議申立てをした。東京国税局長は、上記各更正処分における本件株式の価額算定に当たり類似業種の選定に誤りがあり、その価額は１株当たり２５０５円、合計１８億１６１２万５０００円であるとして、上記の各更正処分及び各賦課決定処分の一部を取り消す旨の決定をした（以下、同決定により一部が取り消された後の被上告人らに対する各更正処分及び各賦課決定処分を併せて「本件各更正処分等」という。）。

(7) 被上告人らは、評価通達１８８の(1)～(4)の少数株主のうち、所得税基本通達５９－６の(1)において触れられていない評価通達１８８の(2)～(4)の少数株主に該当するか否かの判定は、株式の取得者の取得後の議決権の割合により行うべきであり、Ｃは評価通達１８８の(3)の少数株主に当たるとして、本件株式譲渡時における本件株式の価額につき、配当還元方式により算定した額を主張する。これに対し、上告人は、譲渡所得に対する課税の場面において、評価通達１８８の(1)～(4)の少数株主に当たるか否かの判定は、株式の譲渡人の譲渡直前の議決権の割合により行うべきであるところ、Ｂは少数株主に当たらないとして、本件株式譲渡時における本件株式の価額につき、原則的な評価方法である類似業種比準方式により算定した額を主張する。

４ 原審は、上記事実関係等の下において、所得税基本通達５９－６が定める条件の下に適用される評価通達に定められた評価方法が、取引相場のない株式の譲渡時における客観的交換価値を算定する方法として一般的な合理性を有するものであ

れば、これによって算定された価額は、原則として所得税法59条1項にいう「その時における価額」として適正なものと認められ、評価通達188において定められた評価方法自体は一般的な合理性を有するとした上で、要旨次のとおり判断して、被上告人らの請求を一部認容した。

通達の意味内容については、課税に関する納税者の信頼及び予見可能性を確保する見地から、その文理に忠実に解釈するのが相当であり、評価通達188の(2)～(4)の「株主が取得した株式」などの文言を「株主が譲渡した株式」などと殊更に読み替えることは許されない。そうすると、譲渡所得に対する課税においても、評価通達188の(2)～(4)の少数株主に該当するかどうかは、その文言どおり株式の取得者の取得後の議決権の割合により判定されるというべきであり、所得税基本通達59-6はこのことを定めたものとして合理性を有するところ、本件株式の譲受人であるCは評価通達188の(3)の少数株主に該当するから、本件株式の価額は配当還元方式によって算定した1株当たり75円であると認められる。したがって、本件株式譲渡が低額譲渡に当たらないにもかかわらず、これに当たるとしてされた本件各更正処分等は違法である。

5 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである（最高裁昭和41年（行ツ）第8号同43年10月31日第一小法廷判決・裁判集民事92号797頁，最高裁同41年（行ツ）第102号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁等参照）。すなわち、譲渡所得に対する課税においては、資産の譲渡は課税の機会にすぎず、その時点において所有者である譲渡人の下に生じている増加益に対して課税されることとなるところ、所得税法59条1項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合に当該資産についてその

時点において生じている増加益の全部又は一部に対して課税できなくなる事態を防止するため、「その時における価額」に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなすこととしたものと解される。

(2) 所得税法59条1項所定の「その時における価額」につき、所得税基本通達59-6は、譲渡所得の基因となった資産が取引相場のない株式である場合には、同通達59-6の(1)～(4)によることを条件に評価通達の例により算定した価額とする旨を定める。評価通達は、相続税及び贈与税の課税における財産の評価に関するものであるところ、取引相場のない株式の評価方法について、原則的な評価方法を定める一方、事業経営への影響の少ない同族株主の一部や従業員株主等においては、会社への支配力が乏しく、単に配当を期待するにとどまるという実情があることから、評価手続の簡便性をも考慮して、このような少数株主が取得した株式については、例外的に配当還元方式によるものとする。そして、評価通達は、株式を取得した株主の議決権の割合により配当還元方式を用いるか否かを判定するものとするが、これは、相続税や贈与税は、相続等により財産を取得した者に対し、取得した財産の価額を課税価格として課されるものであることから、株式を取得した株主の会社への支配力に着目したものといえることができる。

これに対し、本件のような株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、前記の譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される。

そうすると、譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の前記の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に則し、その差異に応じた取扱いがされるべきである。所得税基本通達59-6は、取引相場のない株式の評価につき、少数株主に該当するか否かの判断の前提となる「同族株主」に該当するかどうかは株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲

渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること等を条件に、評価通達の例により算定した価額とする旨を定めているところ、この定めは、上記のとおり、譲渡所得に対する課税と相続税等との性質の差異に応じた取扱いをすることとし、少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべきことをいう趣旨のものといえることができる。

ところが、原審は、本件株式の譲受人であるCが評価通達188の(3)の少数株主に該当することを理由として、本件株式につき配当還元方式により算定した額が本件株式譲渡の時ににおける価額であるとしたものであり、この原審の判断には、所得税法59条1項の解釈適用を誤った違法がある。

6 以上によれば、原審の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、本件株式譲渡の時ににおける本件株式の価額等について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官宇賀克也、同宮崎裕子の各補足意見がある。

裁判官宇賀克也の補足意見は、次のとおりである。

私は法廷意見に賛成するものであるが、原審の通達に関する判示について、一言述べておきたい。

原審は、租税法規の解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されないとし、通達の意味内容についてもその文理に忠実に解釈するのが相当であり、通達の文言を殊更に読み替えて異なる内容のものとして適用することは許されないという。原審のいう租税法規の文理解釈原則は、法規命令については、あり得べき解釈方法の一つといえよう。しかし、通達は、法規命令ではなく、講学上の行政規則であり、下級行政庁は原則としてこれに拘束されるものの、国民を拘束するものでも裁判所を拘束するものでもない。確かに原審の指摘するとおり、通達は一般にも公開されて納税者が具体的な取引等につ



いて検討する際の指針となっていることからすれば、課税に関する納税者の信頼及び予測可能性を確保することは重要であり、通達の公表は、最高裁昭和60年（行ツ）第125号同62年10月30日第三小法廷判決・裁判集民事152号93頁にいう「公的見解」の表示に当たり、それに反する課税処分は、場合によっては、信義則違反の問題を生ぜしめるといえよう。しかし、そのことは、裁判所が通達に拘束されることを意味するわけではない。さらに、所得税基本通達59-6は、評価通達の「例により」算定するものと定めているので、相続税と譲渡所得に関する課税の性質の相違に応じた読替えをすることを想定しており、このような読替えをすることは、そもそも、所得税基本通達の文理にも反しているとはいえないと考える。

もっとも、租税法律主義は課税要件明確主義も内容とするものであり、所得税法に基づく課税処分について、相続税法に関する通達の読替えを行うという方法が、国民にとって分かりにくいことは否定できない。課税に関する予見可能性の点についての原審の判示及び被上告人らの主張には首肯できる面があり、より理解しやすい仕組みへの改善がされることが望ましいと思われる。

裁判官宮崎裕子の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛成であるとともに、宇賀裁判官の補足意見に同調するものであるが、さらに以下の点を敷衍しておきたい。

法廷意見で指摘しているとおり、所得税法に基づく譲渡所得に対する課税と相続税法に基づく相続税、贈与税の課税とでは、課税根拠となる法律を異にし、それぞれの法律に定められた課税を受けるべき主体、課税対象、課税標準の捉え方等の課税要件も異にするという差異がある。その点を踏まえると、所得税法適用のための通達の作成に当たり、相続税法適用のための通達を借用し、しかもその借用を具体的にどのように行うかを必ずしも個別に明記しないという所得税基本通達59-6で採られている通達作成手法には、通達の内容を分かりにくいものになっている点において問題があるといわざるを得ない。本件は、そのような通達作成手法の



問題点が顕在化した事案であったといえることができる。租税法の通達は課税庁の公的見解の表示として広く国民に受け入れられ、納税者の指針とされていることを踏まえるならば、そのような通達作成手法については、分かりやすさという観点から改善が望まれることはいうまでもない。

さて、所得税基本通達 59-6 には上記の問題があることが認められるものの、より重要なことは、通達は、どのような手法で作られているかにかかわらず、課税庁の公的見解の表示ではあっても法規命令ではないという点である。そうであるからこそ、ある通達に従ったとされる取扱いが関連法令に適合するものであるか否か、すなわち適法であるか否かの判断においては、そのような取扱いをすべきことが関連法令の解釈によって導かれるか否かが判断されなければならない。税務訴訟においても、通達の文言がどのような意味内容を有するかが問題とされることはあるが、これは、通達が租税法の法規命令と同様の拘束力を有するからではなく、その通達が関連法令の趣旨目的及びその解釈によって導かれる当該法令の内容に合致しているか否かを判断するために問題とされているからにすぎない。そのような問題が生じた場合に、最も重要なことは、当該通達が法令の内容に合致しているか否かを明らかにすることである。通達の文言をいかに文理解釈したとしても、その通達が法令の内容に合致しないとなれば、通達の文理解釈に従った取扱いであることを理由としてその取扱いを適法と認めることはできない。このことから分かるように、租税法の法令解釈において文理解釈が重要な解釈原則であるのと同じ意味で、文理解釈が通達の重要な解釈原則であるとはいえないのである。

これを本件についてみると、本件においては、所得税法 59 条 1 項所定の「その時における価額」が争われているところ、同項は、譲渡所得について課税されることとなる譲渡人の下で生じた増加益の額を算定することを目的とする規定である。そして、所得税基本通達 23～25 共-9 の(4)ニは、取引相場のない株式のうち売買実例のある株式等に該当しないものの価額を「1 株又は 1 口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とし、さらに同通達 59-6

は、その価額について、原則として、同通達(1)～(4)によることを条件に評価通達の例により算定した価額とするとしていることは、法廷意見のとおりである。そして、先に述べたように、通達に従った取扱いは、当該通達が法令の内容に合致していない場合には、適法とはいえず、本件の場合、譲渡所得に対する所得税課税について相続税法に関する通達を借用した取扱いが適法となるのは、そのような借用が所得税法に合致する限度に限られる。

所得税基本通達59-6は、取引相場のない株式に係る所得税法59条1項所定の「その時における価額」について、無限定に評価通達どおりに算定した額とするものとしているわけではなく、評価通達の「例により」算定した価額としていることは、法廷意見が指摘するとおりである。これは、同項の「その時における価額」の算定について評価通達を借用するに当たっては、少なくとも、譲渡所得に対して課される所得税と評価通達が直接対象としてきた相続税及び贈与税との差異から、所得税法の規定及びその趣旨目的に沿わない部分については、これを同法59条1項に合致するように適切な修正を加えて当てはめるという意味を含んでいると理解することができ、このことは、所得税基本通達59-6に、個別具体的にどのような修正をすべきかが明記されているか否かに左右されるものではない。このような理解を前提とする限り、所得税基本通達59-6による評価通達の借用は、所得税法59条1項に適合しているといえることができる。因みに、同項の「その時における価額」の算定においても評価通達の文言通りの取扱いをすべきとする根拠は、同項にもその他の関連する法令にも存在しない。

そして、所得税基本通達59-6の(1)は、少数株主に該当するか否かの判断の前提となる「同族株主」に該当するかどうかにつき株式を譲渡又は贈与した個人（すなわち、株式を取得した者ではなく、株式の譲渡人）の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数によると明記していることは原審判決も摘示しているとおりであるが、これは所得税法59条1項が譲渡所得に対する課税に関する規定であるため、同項に合致するよう評価通達に適切な修正を加える必要があるという理由から定め

られたものであることは明らかである。この理由は、評価通達188の(3)の少数株主の議決権の割合に言及している部分についても同様に当てはまる。なぜならば、譲渡人に課税される譲渡所得に対する所得税課税の場合には、譲渡の時までに譲渡人に生じた増加益の額の算定が問題となるのであるから、その額が、譲渡人が少数株主であったことによって影響を受けることはあり得るとしても、当該譲渡によって当該株式を取得し、当該譲渡後に当該株式を保有することとなる者が少数株主であるか否かによって影響を受けると解すべき理由はないからである。したがって、所得税法59条1項所定の「その時における価額」の算定に当たってなされる評価通達188の(3)を借用して行う少数株主か否かの判断は、当該株式を取得した株主についてではなく、当該株式を譲渡した株主について行うよう修正して同通達を当てはめるのでなければ、法令（すなわち所得税法59条1項）に適合する取扱いとはいえない。

（裁判長裁判官 林 景一 裁判官 戸倉三郎 裁判官 宮崎裕子 裁判官  
宇賀克也 裁判官 林 道晴）

[本文へ](#)[English](#)[文字拡大・読み上げ](#)[利用者別に調べる](#)[サイトマップ](#)[ホーム](#) / [法令等](#) / [質疑応答事例](#) / [法人税](#) / 非常用食料品の取扱い

## 非常用食料品の取扱い

### 【照会要旨】

当社は、地震などの災害時における非常用食料品（長期備蓄用）としてフリーズドライ食品1万人分2,400万円を購入し、備蓄しました。このフリーズドライ食品は、酸素を100%近く除去して缶詰にしたもので、賞味期間（品質保証期間）は25年間とされていますが、80年間程度は保存に耐え得るものといわれています。このように長期間保存のきくものであっても、購入時の損金の額に算入して差し支えありませんか。

なお、当該食品の缶詰1個当たりの価格は、その中味により1,000円(150g缶)～6,000円(500g缶)です。

(注) 従来のものは、その品質保証期間が2～3年であるため、当該期間内に取替えています。その取替えに要する費用は、その配備時の損金の額に算入しています。

### 【回答要旨】

備蓄時に事業供用があったものとして、その時の損金の額（消耗品費）に算入して差し支えありません。

(理由)

- 1 食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつものであること。
- 2 その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は、減価償却資産（法人税法施行令第13条）又は繰延資産（法人税法施行令第14条）に含まれないこと。
- 3 仮に、当該食品が法人税法施行令第10条第6号((棚卸資産の範囲))に掲げる「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること。
- 4 類似物品として、消火器の中味（粉末又は消火液）は取替え時の損金として取り扱っていること。

### 【関係法令通達】

法人税法施行令第10条第6号、第13条、第14条第1項第6号

法人税基本通達2-2-15

#### 注記

令和元年10月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

事務連絡  
令和2年4月17日

各不動産関連団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局 不動産課長  
不動産市場整備課長

# 新型コロナウイルス感染症に係る対応について（補足その2）

先般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」(令和2年4月7日閣議決定) がとりまとめられ、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様に向けた各種支援策が盛り込まれたことを受け、令和2年4月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（補足）」により、賃貸事業者等の皆様に活用のあると見込まれる制度等について、貴団体加盟の事業者に対する周知をお願いしたところです。

今般、詳細が詳らかになった制度等について、下記のとおりとりまとめましたので、改めて貴団体加盟の事業者に対し、周知頂きますよう、よろしくお願いいたします。

なお、宅地建物取引業者におかれては、取引の相手方である賃貸事業者やテナント事業者に対しても、適宜、周知頂きますよう、よろしくお願いいたします。

## 記

### 1. テナントの賃料を免除した場合の損失の税務上の損金算入について【既に実施中】

- (1) 法人・個人が、新型コロナウイルス感染症の影響により賃料の支払いが困難となった取引先に対し、不動産を賃貸する所有者等が当該取引先の営業に被害が生じている間の賃料を減免した場合、次の条件を満たすような場合等には、その免除による損害の額は、寄附金に該当せず、税務上の損金として計上することが可能であることが明確化されました。
  - ① 取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
  - ② 実施する賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
  - ③ 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること
- (2) また、取引先等に対して既に生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合についても、同様に取り扱われます。
- (3) なお、本取扱いを受ける場合、新型コロナウイルス感染症の影響により取引先に対して賃料を減免したことを証する書面の確認を税務署より求められる場合がありますので、別添様式を参考とする書面等を作成の上、保存しておく必要があります。（別添様式はあくまで一例であり、個別の合意内容・状況等に応じて編集可能です。）

(参考)

国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」(令和2年4月16日更新版)

P26 5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

問4. 賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

## 2. 国税・地方税・社会保険料の猶予措置について

- (1) 新型コロナウイルス感染症により国税・地方税・社会保険料を一時に納付することが困難な場合は、個人・法人の別、規模を問わず、申請することにより、原則として1年間、納税が猶予されます。(延滞税も軽減)【既に実施中】
- (2) なお、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する税・社会保険料については、新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している場合かつ、一時に納付することが困難と認められるときは、無担保・延滞税(延滞金)なく、1年間納付を猶予することができるようになります。

この場合、不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、税・社会保険料の納付期限において、書面等により賃料支払いを猶予中の場合も収入の減少として扱われることとなる見込みです。【関係法令成立後実施】

## 3. 固定資産税等の減免措置について【関係法令成立後実施】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合、中小事業者、中小企業者が所有し、事業の用に供する家屋(建物)及び償却資産(設備等)の令和3年度の固定資産税及び都市計画税が、事業に係る収入の減少幅に応じ、ゼロ又は1/2となります。
- (2) 具体的には、令和2年2～10月の任意の連続する3ヶ月の事業に係る収入が前年同期比30%以上50%未満減少した場合は1/2に軽減、50%以上減少した場合はゼロ(全額免除)となります。
- (3) この場合、不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、書面等により一定期間、賃料支払いを猶予した場合も収入の減少として扱われることとなる見込みです。

## 4. セーフティネット保証5号の対象業種への追加について【既に実施中】

信用保証協会における保証のうち、経営の安定に支障が生じている中小企業者について、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度である「セーフティネット保証制度」において、直近の売上高等が前年同月比5%以上減少等の場合に、一般枠とは別枠で借入債務の80%を保証する「セーフティネット保証5号」の対象業種として、4月10日付で、「貸事務所業」等が追加されました。詳しくは、取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

なお、セーフティネット保証5号の利用には、市区町村長の認定が必要です。



(参考)

『セーフティネット保証 5 号の指定業種の追加について』

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408003/20200408003.html>

『4 月 1 0 日にセーフティネット保証 5 号の対象業種に追加された業種の一覧』

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200410\\_5gou.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200410_5gou.pdf)

※ なお、上記 1. ～ 4. の措置については、対象要件等によっては、適用されない場合もありますので、ご留意願います。

## 参考

テナント事業者においても、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している場合に、以下のような支援策が講じられることとされております。

### ① 政府系金融機関、民間金融機関による実質無利子・無担保の融資

(参考)

『新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ』

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shien-flyer.pdf>

『資金繰り支援内容一覧表』

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri\\_list.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shikinguri_list.pdf)

### ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で 5 0 % 以上減少している事業者に対する持続化給付金（法人は 2 0 0 万円以内、個人事業者等は 1 0 0 万円以内）の支給

(参考)

『持続化給付金に関するお知らせ』

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

### ③ 税・社会保険・公共料金の猶予

(参考)

『新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ』

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

以 上

## (記載例)

※本様式はあくまで一例であり、個別の合意内容・状況に応じて編集可能とする。また、電子メールによる形式を用いることも可とする。

## 覚 書 (例)

【不動産所有者等名】(以下「甲」という。)と【取引先名】(以下「乙」という。)は、甲乙間で締結した〇〇年〇月〇日付「建物賃貸借契約書」(以下「原契約」という。)及び原契約に関する締結済みの覚書(以下「原契約等」という。)に関し、乙が新型コロナウイルス感染症の流行に伴い収入が減少していること等に鑑み、甲が乙を支援する目的において、以下の通り合意した。

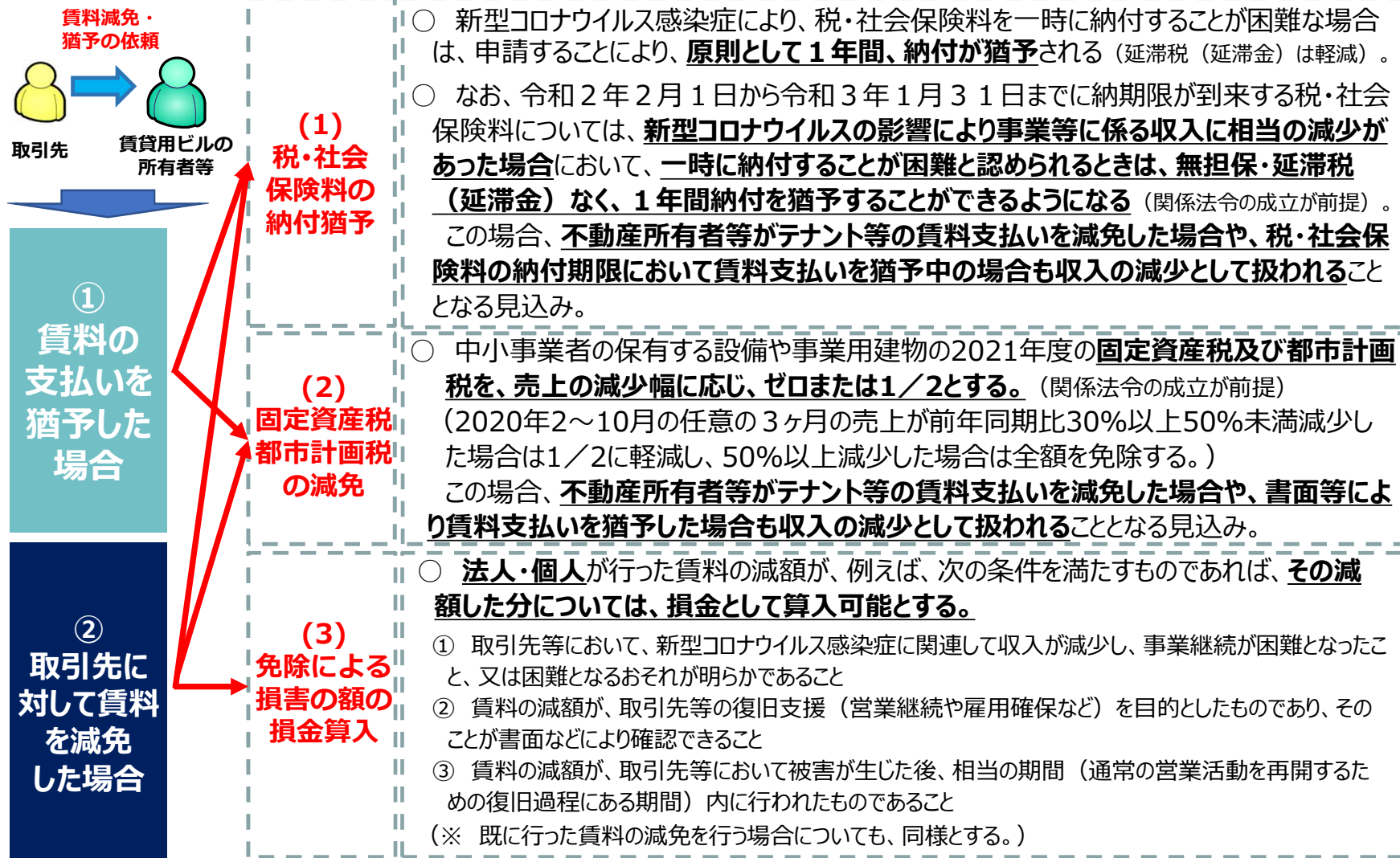
第1条 原契約第△条に定める賃料を令和2年×月×日より令和2年▲月▲日までの間について、月額□□円とする。

第2条 本覚書に定めなき事項については、原契約等の定めによるものとする。

令和2年◇月◇日

## 不動産所有者等がテナントの賃料支払いを減免・猶予した場合の支援策について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店をはじめとする取引先において、入居するビル等の賃料の支払いが困難となる事案が生じているところ。こうした取引先に対し、不動産を賃貸する所有者等が賃料を減免・猶予した場合、状況に応じて以下の支援策が活用できる。



**問 4.《賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合》〔4月30日更新〕**

当社は、店舗用物件やテナント等を賃貸する不動産貸付業を行っています。今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、当社の物件を賃借している事業者から、「売上が急減している中、固定的に支払いが発生する賃料の負担が大変である。」といった切実な声が寄せられています。

そこで、当社としては、賃料の減額を求められた場合、契約内容の見直しを行い、今般の感染症の流行が終息するまでの期間に限って、賃料の減額に応じるつもりです。

このように当社が取引先等に対して、復旧支援のため、賃料の減額に応じた場合に、その賃料の減額分については、法人税の取扱上、寄附金として取り扱われるのでしょうか。

- 企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、原則として、相手方に対して寄附金を支出したものととして税務上、取り扱われることになります。
- しかしながら、貴社が行った賃料の減額が、例えば、次の条件を満たすものであれば、実質的には取引先等との取引条件の変更と考えられますので、その減額した分の差額については、寄附金として取り扱われることはありません。
  - ① 取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
  - ② 貴社が行う賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
  - ③ 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること
- また、取引先等に対して既に生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合についても、同様に取り扱われます。
 

なお、賃料の減免を受けた賃借人（事業者）においては、減免相当額を受贈益が生じることになりますが、この場合であっても、事業年度（個人の場合は年分）を通じて、受贈益を含めた益金の額（収入金額）よりも損金の額（必要経費）が多い場合には課税が生じることはありません。
- この取扱いは、テナント以外の居住用物件や駐車場などの賃貸借契約においても同様です。

## 〔参考〕

- 法人税基本通達 9-4-6 の 2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61 の 4(1)―10 の 2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）



[本文へ](#)[English](#)[文字拡大・読み上げ](#)[利用者別に調べる](#)[サイトマップ](#)[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#) / [法人税](#)

/ No.5280 子会社等を整理・再建する場合の損失負担等に係る質疑応答事例等

## No.5280 子会社等を整理・再建する場合の損失負担等に係る質疑応答事例等

[平成31年4月1日現在法令等]

### (再建支援等事案に係る事前照会の回答の性格等)

#### Q1-1

再建支援等事案に係る事前照会の意義はどのようなものでしょうか。

#### A1-1

いわゆるバブル経済の崩壊以降、法人が経営危機に陥った系列会社や取引先等の倒産等を防止するため又は整理するために損失負担、債権放棄及び無利息貸付け等(以下「損失負担等」といいます。)を行ういわゆる再建支援等事案が増加しています。

これらの事案にあつては、損失負担等を行う者(以下「支援者」といいます。)の損失負担等の額が寄附金に該当するか否かが、支援者の所得計算に多大な影響を及ぼすこととなります。

このため、再建支援等事案の損失負担等の税務上の取扱いについては、事前照会に応じているところです。

照会窓口は、各国税局の審理課(審理官)・沖縄国税事務所の法人課税課又は調査課であり、特定調停(注)に関する事前照会は地方裁判所の所在地を管轄する税務署でも受け付けています。

なお、事前照会の有無自体及びその内容については、国家公務員法及び法人税法等に規定する守秘義務の対象となるものとして取り扱うこととなります。

(注) 特定調停とは、民事調停法の特例として定める特別の調停手続きのことです。

#### Q1-2

再建支援等事案の事前照会に対する回答はどのような性格でしょうか。

#### A1-2

事前照会は、照会事案に係る事実関係を前提として検討し、これに対する税務上の取扱いを回答するものであつて、税務当局がその再建支援計画の実施に対して事前に許可又は認可を与えるというようなものではありません。

事前照会は、支援者が行う損失負担等が寄附金に該当するか否かを検討するものです。

したがって、支援を受ける側からのみの事前照会はその対象となりません。

また、事後の税務調査等において、検討の前提とした事実関係と異なる事実が判明した場合には、その事実関係に基づき適正に

処理することとなります。

なお、再建支援等事案については、必ず事前照会を行わなければならないといったものではありません。

### Q1-3

事前照会に当たっての基本的な考え方はどのようなものでしょうか。

### A1-3

事前照会に際しては、基本的には、策定された整理計画又は再建計画に基づく損失負担等の額が寄附金に該当するか否かの検討を行うこととなります。

また、事前照会に当たっては、法令の規定の趣旨等も勘案しつつ、単に通達の規定中の部分的字句に固執し、通達に例示がないとか、通達に規定されていないとかの理由だけで法令の規定の趣旨等に即さない解釈に陥ったりすることなく、個々の具体的事案に即した総合的な判断を行うこととなります。

#### 【参考】

昭和44年5月1日付直審(法)25(例規)「法人税基本通達の制定について」前文(抜すい)

(略)

したがって、この通達の具体的な運用に当たっては、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念をも勘案しつつ、個々の具体的事案に妥当する処理を図るように努められたい。いやしくも、通達の規定中の部分的字句について形式的解釈に固執し、全体の趣旨から逸脱した運用を行ったり、通達中に例示がないとか通達に規定されていないとかの理由だけで法令の規定の趣旨や社会通念等に即しない解釈におちいつたりすることのないように留意されたい。

## (寄附金課税の対象となるか否かの検討)

### Q2-1

法人税法上の寄附金は、どのようなものをいうのでしょうか。

### A2-1

法人税法は、寄附金そのものについての直接的な規定を置かず、「寄附金の額」についての規定を置くことにより、寄附金を間接的に意義付けています。

#### 【参考】

法人税法第37条 省 略

第2項～第6項 省 略

第7項 前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、抛出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与(広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。)をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。

第8項 内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、前項の寄附金の額に含まれるものとする。

なお、過去の裁判において、寄附金について次のような判決があります。

- 1 寄附金とは、名義のいかんや業務の関連性の有無を問わず、法人が贈与又は無償で供与した資産又は経済的利益、換言すれば、法人が直接的な対価を伴わないでした支出を広く指称するものと解すべき(昭57.9.30広島高裁松江支部昭56(行コ)1)。
- 2 法人が無利息貸付け等により経済的利益の供与をした場合、相手方からこれと対価的意義を有するものと認められる経済的な利益の供与を受けているか、あるいは、その経済的利益を手放すに足る何らかの合理的な経済目的その他の事情が存する場合で



ない限り、経済的利益相当額は、その法人の収益として認識される(寄附金課税の対象となる)ことになる(昭53.3.30大阪高裁昭47(行コ)42)。

## Q2-2

再建支援等により損失負担等をした場合において、損金算入が認められるときとはどのようなものでしょうか。

## A2-2

寄附金の額とは、法人税法第37条第7項において「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」とされていますが、その経済的利益を供与することについて、経済合理性が存する場合には、その供与した経済的利益の額は寄附金の額に該当しないものとして取り扱うこととしています。

再建支援等事案における損失負担等の額の損金算入が認められる経済合理性とは、経済的利益を供与する側からみて、再建支援等をしなければ今後より大きな損失を被ることが明らかな場合や子会社等の倒産を回避するためにやむを得ず行うもので合理的な再建計画に基づく場合などその再建支援等を行うことに相当な理由があると認められる場合をいいます。

## Q2-3

法人税基本通達9-4-1、9-4-2の趣旨は、どのようなものでしょうか。

## A2-3

法人税基本通達9-4-1、9-4-2は、次のとおりです。

### 【参考】

#### 法人税基本通達

#### (子会社等を整理する場合の損失負担等)

9-4-1 法人がその子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い当該子会社等のために債務の引受けその他の損失負担又は債権放棄等(以下9-4-1において「損失負担等」という。)をした場合において、その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるときは、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

(注) 子会社等には、当該法人と資本関係を有する者のほか、取引関係、人的関係、資金関係等において事業関連性を有する者が含まれる(以下9-4-2において同じ。)

#### (子会社等を再建する場合の無利息貸付け等)

9-4-2 法人がその子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等(以下9-4-2において「無利息貸付け等」という。)をした場合において、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

(注) 合理的な再建計画かどうかについては、支援額の合理性、支援者による再建管理の有無、支援者の範囲の相当性及び支援割合の合理性等について、個々の事例に応じ、総合的に判断するのであるが、例えば、利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたものと認められる再建計画は、原則として、合理的なものと取り扱う。

上記通達の趣旨は、次のとおりです。

法人税の執行上、民商法重視の立場に立てば親会社といえどもそれぞれ別個の法人ですから、仮に子会社が経営危機に瀕して解散等をした場合であっても、親会社としては、その出資額が回収できないにとどまり、それ以上に新たな損失負担をする必要はないという考え方があります。しかしながら、一口に子会社の整理といっても、親会社が、株主有限責任を楯にその親会社としての責任を放棄するようなことが社会的にも許されないといい状況に陥ることがしばしば生じ得ます。

つまり、親会社が子会社の整理のために行う債権の放棄、債務の引受けその他の損失負担については、一概にこれを単純な贈与と決めつけることができない面が多々認められるということであり、このようなものについて、その内容いかんにかかわらず、常

に寄附金として処理する等のことは全く実態に即さないといえます。

また、一概に無利息又は低利貸付けといっても、そのことについて経済取引として十分説明がつくという場合には、子会社整理等の場合における損失負担等と同様に、常にこれを寄附金として取り扱うのは相当でないといえます。

そこで、そのようなものについては、税務上も正常な取引条件に従って行われたものとして取り扱い、寄附金として認定をしない旨を明らかにしたものです。

## Q2-4

子会社等を整理又は再建する場合の損失負担等が経済合理性を有しているか否かはどのように検討するのでしょうか(合理的な整理計画又は再建計画とはどのようなものをいうのでしょうか。)

## A2-4

子会社等を整理又は再建する場合の損失負担等については、その損失負担等に経済合理性がある場合には寄附金に該当しませんが、この経済合理性を有しているか否かは、次のような点について、総合的に検討することになります。

- 1 損失負担等を受ける者は、「子会社等」に該当するか。
- 2 子会社等は経営危機に陥っているか(倒産の危機にあるか)。
- 3 損失負担等を行うことは相当か(支援者にとって相当な理由はあるか)。
- 4 損失負担等の額(支援額)は合理的であるか(過剰支援になっていないか)。
- 5 整理・再建管理はなされているか(その後の子会社等の立ち直り状況に応じて支援額を見直すこととされているか)。
- 6 損失負担等をする支援者の範囲は相当であるか(特定の債権者等が意図的に加わっていないなど恣意性がないか)。
- 7 損失負担等の額の割合は合理的であるか(特定の債権者だけ不当に負担を重くし又は免れていないか)。

(注) 子会社等を整理する場合の損失負担等(法基通9-4-1)の経済合理性の判断の留意点

- ・ 上記2については、倒産の危機に至らないまでも経営成績が悪いなど、放置した場合には今後より大きな損失を蒙ることが社会通念上明らかであるかを検討することになります。
- ・ 上記5については、子会社等の整理の場合には、一般的にその必要はありませんが、整理に長期間を要するときは、その整理計画の実施状況の管理を行うこととしているかを検討することになります。

## (再建支援等事案の各検討項目の内容) 子会社等の範囲

## Q3-1

事業関連性のある「子会社等」の範囲は、どのようなものでしょうか。

## A3-1

<共通> 「子会社等」とは、資本(親子)関係、取引関係、人的関係、資金関係等において事業関連性を有するものをいいますから(法基通9-4-1(注))、単に資本(親子)関係がないことのみをもって「子会社等に該当しない」とするものではありません。

例えば、業界の上部団体等が、業界全体の信用維持のために支援を行う場合などは、その上部団体等にとって、個々の業者は子会社等に該当すると考えられます。

## Q3-2

金融機関等にとって融資を行っている個人は「子会社等」に該当するのでしょうか。

## A3-2

＜再建＞ 子会社等とは、資本関係を有する者のほか、取引関係、人的関係、資金関係等において、事業関連性を有する者が含まれることとされています。

したがって、貸付先が個人であっても取引関係を有する者に含まれ、金融機関等が債権放棄することにより、例えば、個人の破産を未然に防ぐことにより、破産した場合に回収できる債権額を上回る額を回収することが見込まれる場合など、債権放棄する側において経済合理性を有すると認められるときは、その債権放棄の額は寄附金の額に該当しないと考えられます。

また、個人が自己破産と同等な状態に陥っており、貸付債権が回収できないことが明らかな場合において、金融機関等がその貸付債権を放棄したときは、その放棄による損失は、貸倒損失として損金の額に算入されと考えられます。

## 子会社等は経営危機に陥っているか

### Q3-3

経営危機に陥っていない子会社等に対して支援を行った場合、法人税法上どのように取り扱われるのでしょうか。  
また、子会社等が経営危機に陥っているとは、どのような状況をいうのでしょうか。

### A3-3

＜再建＞ 経営危機に陥っていない子会社等に対する経済的利益の供与は、その利益供与について緊急性がなく、やむを得ず行うものとは認められませんから、寄附金に該当することとなります。

子会社等が経営危機に陥っている場合とは、一般的には、子会社等が債務超過の状態にあることなどから資金繰りが逼迫しているような場合と考えられます。

なお、債務超過等の状態にあっても子会社等が自力で再建することが可能であると認められる場合には、その支援は経済合理性を有していないものと考えられます。

＜整理＞ 子会社等の整理に当たり、整理損失が生じる子会社等は、一般的に実質債務超過にあるものと考えられます。

### Q3-4

債務超過の状態にない債務者に対して債権放棄等をした場合でも、寄附金課税を受けない場合はあるのでしょうか。

### A3-4

＜共通＞ 一般的に、債務超過でない債務者に対して債権放棄等をした場合でも、営業状態や債権放棄等に至った事情等からみて経済合理性を有すると認められる場合には、債権放棄等による経済的利益の供与の額は、寄附金の額に該当しないものとして法人税法上損金算入が認められます。

例えば、実質的に債務超過でない子会社等の再建等に際して債権放棄等を行う場合としては、次のような場合などが考えられます。

- 1 営業を行うために必要な登録、認可、許可等の条件として法令等において一定の財産的基礎を満たすこととされている業種にあっては、仮に赤字決算等のままでは登録等が取り消され、営業の継続が不可能となり倒産に至ることとなるが、これを回避するために財務体質の改善が必要な場合
- 2 営業譲渡等による子会社等の整理等に際して、譲受者側等から赤字の圧縮を強く求められている場合

なお、財務諸表上は債務超過でないが資産に多額の含み損があり実質的な債務超過によって経営危機に陥っている子会社等に対して、合理的な再建計画に基づいてやむを得ず債権放棄等を行ったといったような場合は、経済合理性を有することはいうまでもありません。

### Q3-4-2

子会社は、当期において大口の貸倒れが生じたため大幅な欠損となるとともに、多額の不良債権を有することから、これら不良債権の貸倒れにより今後も経常的に欠損となる見込みであり、これをそのまま放置した場合には倒産することは必至です。

そこで、親会社は子会社の再建計画を策定し、貸付金の金利の減免を予定していますが、子会社は前期末まで債務超過とはなっていない。

このような場合に、貸付金の金利の減免による経済的利益の供与は、税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

### A3-4-2

＜再建＞ 前期末において債務超過となっていない場合でも、倒産の原因となる事由が発生した事業年度において倒産を防止するため策定した再建計画が合理的な再建計画と認められれば、その再建計画に基づいて行われる貸付金の金利の減免は正常な取引条件に基づいたものと考えられますので、その金利の減免による経済的利益の供与は、寄附金に該当しないものとして差し支えありません。

金銭を無償又は通常の利率よりも低い利率で貸し付けた場合において、その貸付けが、倒産の危機にある子会社等の倒産を防止するために緊急に行う資金の貸付けで合理的な再建計画に基づくもの等である場合には、税務上もこれを正常な取引として認めています（法人税基本通達9-4-2）。

一般的に倒産の危機にあるといわれるのは、債務超過の状況が数年継続し、かつ、近い将来債務超過の状況が解消される状態にない場合が多いようですが、黒字倒産という場合もあるように、必ずしも債務超過の状況の継続が条件となるということにはならないと考えられます。

したがって、再建支援が認められるのは、倒産の危機にある子会社に対して、その倒産を防止するために策定された合理的な再建計画に基づき行う支援であることが重要であり、その支援の方法も税務上合理的なものであれば、その取引は正常な条件に基づくものとして取り扱われるものと考えられます。

つまり、ご質問の場合のように前期末には債務超過の状態にない場合でも、子会社等が倒産の危機にあり、倒産防止のために策定された合理的な再建計画に基づいて行われる貸付金の金利の減免による経済的利益の供与は、寄附金として取り扱わないことが適当と考えられます。

## 支援者にとって損失負担等を行う相当な理由

### Q3-5

支援者にとって損失負担等を行う相当な理由があるか否かは、どのように検討するのでしょうか。

### A3-5

＜共通＞ 支援者にとって損失負担等を行う相当な理由があるか否かは、損失負担等を行い子会社等を整理することにより、今後被るであろう大きな損失を回避することができる場合、又は、子会社等を再建することにより、残債権の弁済可能性が高まり、倒産した場合に比べ損失が軽減される場合若しくは支援者の信用が維持される場合などが考えられます。

## 損失負担(支援)額の合理性

### Q3-6

損失負担(支援)額の合理性は、どのように検討するのでしょうか。

### A3-6

＜共通＞ 損失負担(支援)額が合理的に算定されているか否かは、次のような点から検討することとなります。

- 1 損失負担(支援)額が、子会社等を整理するため又は経営危機を回避し再建するための必要最低限の金額とされているか。
- 2 子会社等の財務内容、営業状況の見通し等及び自己努力を加味したものとなっているか。

子会社等を再建又は整理するための損失負担等は、子会社等の倒産を防止する等のためにやむを得ず行われるものですから、損失負担(支援)額は、必要最低限の金額でなければなりません。一般的に、支援により子会社等に課税所得が発生するようなケースは少ないと考えられます。

支援金額が過剰と認められる場合には、単なる利益移転とみなされ、寄附金課税の対象となります。

なお、支援の方法としては、無利息貸付、低利貸付、債権放棄、経費負担、資金贈与、債務引受けなどがあり、その実態に応じた方法が採用されることになるものと考えられます。

更に必要最低限の支援であり、子会社等はそれなりの自己努力を行っていることが通例ですから、損失負担(支援)額は、被支援者等の自己努力を加味した金額となります。

この場合、どのような自己努力を行うかは、法人の経営判断ですが、一般的に遊休資産の売却、経費の節減、増減資等が考えられます。

### Q3-6-2

再建計画中の経済情勢の変化等を考慮すれば、再建後の状況（事業規模、資産・負債等の状況等）は流動的なものとなることはやむを得ないと考えますので、再建後の姿が不確定なままの再建計画に基づく要支援額であっても、その要支援額は、的確に算定されていると考えてよろしいでしょうか。

### A3-6-2

<共通> 不確定なままの再建計画に基づく要支援額は、的確に算定されているものとは認められません。

被支援者に対する要支援額の算定に当たっては、再建計画策定時点における被支援者の経営危機の状況（含み損の状況等）を検討し、被支援者による自己努力を加味した上で、その要支援額の総額を見積もり、再建期間中の各期に要支援額を割り振ることとなりますので、その前提として「再建後のあるべき姿（再建後の状況）」を明確にしておくことが必要となります。

再建計画が合理的なものであるためには、経済情勢の変化等による若干の不確定要素が認められたとしても、当然、再建の最終的な目標である再建後のあるべき姿（再建像）は明確にされているものと考えられます。したがって、再建後のあるべき姿が不明確なままの再建計画における要支援額は、的確に算定されているものとは認められません。

### Q3-6-3

一般的に被支援者に対する要支援額は、再建期間において実現する損失額及びそれ以前に生じた損失の累計額の合計額から自己努力による利益額を控除した金額を基礎として算定することになると考えられますが、その要支援額の算定に当たっては会計上の累積欠損金額を無条件に含めてよいのでしょうか。

### A3-6-3

<共通> 被支援者に対する要支援額は、累積欠損金額をも含め、経営危機の原因となっている損失の総額を基礎として算定することとなります。

経営危機の原因となる損失には、その発生時期の違いから、支援開始時においては、①資産の含み損（不良債権の担保割れ額、有価証券の含み損等）のように顕在化していないものや、②不良債権の償却、有価証券の評価損の計上、本業の経営悪化による損失の発生等により累積欠損金となって既に顕在化しているものがあると考えられます。

これらの損失は、経営危機の原因になっているという点において異なるところはなく、また、再建計画の最終目標は、これらの損失を根本的に解消して被支援者を健全な状態に回帰させることにあると言えますので、要支援額を計算するに際して、累積欠損金額を計算の基礎に置くことによって計算の合理性が損なわれるものとは言えません。

したがって、被支援者に対する要支援額は、累積欠損金額をも含め、経営危機の原因となっている損失の総額を基礎として算定することとなります。

なお、再建後のあるべき姿を明確にする過程で、累積欠損金額のすべてを解消する必要があるかどうかについて検討し、単に



累積欠損金額であるということのみでその全額を支援額に含めるのではなく、再建計画中に必要とされる支援額を的確に算定することが重要です。

### Q3-6-4

被支援者は、再建計画において、借入金返済の原資とするため、含み損を有する遊休資産の売却を予定していますが、このようなものについても自己努力の一環と考えることはできるのでしょうか。

### A3-6-4

＜共通＞ 自己努力の一環として考えることも可能です。

一般的な自己努力としては、含み益を有する資産の売却、経費の節減等が考えられますが、「含み損」を有する遊休資産の売却等であっても、その売却代金を、例えば、借入金の返済原資に充てて支払利息の削減等を図るといったようなものは、自己努力の一環として考えることも可能です。

## 再建管理等の有無

### Q3-7

支援者による再建管理等は、なぜ必要なのでしょう。また再建管理の方法には、どのようなものがあるのでしょうか。

### A3-7

＜再建＞ 子会社等の再建を図るためにやむを得ず行う支援である以上、損失負担(支援)額は、必要最低限のものでなければなりません。

このため、支援者が子会社等の再建状況を把握し、例えば、再建計画の進行に従い、計画よりも順調に再建が進んだような場合には計画期間の経過前でも支援を打ち切る(逆の場合には、追加支援を行うための計画の見直しを行う)などの手当て(再建管理)が必要となります。

なお、再建管理の方法としては、例えば、支援者から役員を派遣すること又は子会社等から支援者に対して毎年(毎四半期、毎月)再建状況を報告させるなどの方法が考えられます。

＜整理＞ 一般的に子会社等の整理は、解散後速やかに行われますから、整理計画の実施状況に関する管理については、検討を要しないものと考えられます。

しかしながら、資産処分に時間を要するなどの理由から、整理計画が長期間にわたる場合には、整理計画の実施状況に関する管理が的確に行われるか否かを検討する必要があります。

### Q3-7-2

子会社は金融機関から多額の借入れにより株式投資を行っていましたが、昨今の株価の暴落により多額の含み損を有することとなり、このまま放置しておくと子会社の倒産は必至の状況となっています。そこで、親会社の貸付債権の一部を免除し、残債権に係る金利の免除を基本とする再建計画を策定しました。再建計画は、当初再建期間を5年としていることから金利の減免の期間も5年間としていましたが、3年後から子会社が利益を計上するような場合においても、親会社は金利免除の期間を5年としていますので、契約に基づき5年経過するまで子会社から利息を減免しなければなりません。

### A3-7-2

＜共通＞ 再建計画に基づく契約の期間にかかわらず倒産の危機を回避できた時点で再建のための支援を終了する必要があります。したがって、倒産の危機を脱した後においても金利減免を継続している場合はその金利減免額は寄附金として取り扱われることとなります。



親会社が子会社等に経済的利益の供与をした場合、その経済的利益の供与等が寄附金として取り扱われないための条件として、子会社が業績不振等の理由により倒産の危機の状態にあることが必要です。したがって、倒産の危機を脱した後においても金利減免を継続している場合はその金利減免は寄附金として取り扱われるものと考えられます。

## 支援者の範囲の相当性

### Q3-8

支援者の範囲の相当性は、どのように検討するのでしょうか。

### A3-8

＜共通＞ 関係者が複数いる場合に、子会社との事業関連性が強いと認められる者が支援者に加わっていないときは、どのような理由によるかを検討することになります。支援者の範囲は、事業関連性の強弱、支援規模、支援能力等の個別事情から決定されるものですから、関係者全員が支援しないから不合理であるとは必ずしもいえません。

なお、支援者の範囲は、当事者間の合意により決定されるものです。

例えば、多数の関係者がいる場合であっても、出資している者、出資はしていないが役員を派遣している者、取引(債権)金額又は融資金額の多額な者等に支援者の範囲を限定することも考えられます。

### Q3-9

関係者が複数いる場合の支援者の範囲(例えば1社支援の場合)の相当性はどのように検討するのでしょうか。

### A3-9

＜共通＞ 支援者の範囲は、事業関連性、支援規模等の個別事情から関係者間で決定されるものですから、その関係者の一部が支援者となっていないとしても、必ずしも不合理な整理計画又は再建計画とはいえないと考えられます。

例えば、親会社1社の支援にならざるを得ない場合として、次のような事情により親会社と子会社との事業関連性がより強く、他の関係者に支援を求められない場合が考えられます。

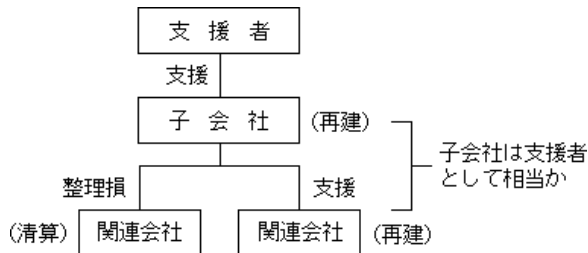
- イ 資本の大部分を有している
- ロ 系列の会社で、親会社の名称等の冠を付している
- ハ 役員の大部分を親会社から派遣している
- ニ 借入れの大部分を親会社からの融資で賄っている

### Q3-10

支援者は、その子会社の経営が破綻したため、再建支援を行うこととしました。支援に当たり、子会社の赤字関連会社について整理、再建するための損失負担等を含めて支援することとしていますが、債務超過である子会社が行う支援等について経済合理性が認められますか。

### A3-10

＜共通＞ 本問のスキームの概要は以下のとおりとなります。



一般に実質的に債務超過の状態にある法人は、子会社等を支援する体力がなく、そもそも支援は行い得ないものと思われます。

しかしながら、本問のように支援者が行う子会社に対する支援の一環として、つまり関連会社の清算又は再建に伴う子会社の損失負担額を含めて支援者が子会社の支援を行う場合において、それが子会社の再建を図るために必要不可欠であると認められるときは、支援者の子会社に対する支援及び子会社の関連会社に対する支援等について、それぞれ法人税基本通達9-4-1又は9-4-2に該当するかを検討することとなります。

## 損失負担(支援)割合の合理性

### Q3-11

損失負担(支援)割合の合理性は、どのように検討するのでしょうか。

### A3-11

＜共通＞ 支援者ごとの損失負担(支援)額の配分が、出資状況、経営参加状況、融資状況等の子会社等と支援者との個々の事業関連性の強弱や支援能力からみて合理的に決定されているか否かを検討することとなります。

なお、損失負担(支援)割合は、当事者間で合意されるものです。

損失負担(支援)額の配分については、例えば、総額を融資残高であん分し負担する方式(プロラタ方式)による場合のほか、出資比率、融資残高比率及び役員派遣割合の総合比率であん分し、個々の負担能力を考慮した調整を行ったうえ決定するといった例があります。

### Q3-12

支援者が複数いる場合の損失負担(支援)割合の合理性は、どのように検討するのでしょうか。

### A3-12

＜共通＞ 損失負担(支援)割合の合理性については、一般的に支援者の出資状況、経営参加、融資状況等の事業関連性や支援体力からみて合理的に決定されているか否かを検討することとなります。

このため、合理性が認められるケースとしては、次のようなものが考えられます。

例えば、

- 1 融資残高比率に応じた割合(プロラタ方式)による場合
- 2 損失負担(支援)総額を、出資状況、融資残高比率及び役員派遣割合等の事業関連性を総合的に勘案し、各支援者に配分する場合
- 3 メインとなる支援者(出資責任、融資責任、経営責任等のある者)が、その責任に応じたできる限りの支援を行い、他の支援者については、融資残高等の事業関連性を総合的に勘案し、責任を求めるといった場合
- 4 親会社としては、優先的に大部分の損失負担をし、経営責任を果たさなければ一般の取引先の同意が得られず、再建計画が成立しないため、やむを得ず損失負担をして、再建を果たそうとする場合

### Q3-13

支援者によって支援方法が異なる内容の再建計画であっても、合理的な再建計画と認められますか。

### A3-13

〈再建〉 支援者によって支援方法が異なる内容の再建計画であっても合理的な再建計画と認められる場合としては、例えば、債権放棄が主な支援方法である再建計画において一部の債権者が債権放棄に応じないが金利減免には応じている場合や融資残高を維持するにとどめている場合などが考えられます。

なお、それぞれの支援者がどのような支援方法を採用かは、当事者間の合意により決定されるものです。

### Q3-13-2

複数の支援者による支援を行う場合において、そのうちの1社については、自身の体力等から損益面での支援（直接的な経済的利益の供与）を行わず、増資の引受け等による資金面での支援を行ったときに、この増資の引受け等についても支援の一環として考えてもよいのでしょうか。

### A3-13-2

〈再建〉 支援の一方法と考えて、これも含めたところで再建計画の全体像を検討することになります。

支援者の中には、自身の体力等から損益面での支援が行えず、増資の引受け、担保物件の時価による買取り等、資金的な面での支援を行う場合もありますが、このような支援も間接的には損益に影響する資金効果が認められますし、また、支援者の資金繰りという面からも再建に向けての効果が認められますので、損益支援そのものではないということで、形式的にその再建計画は合理的ではないと判断することなく、それらの方法も加味した上で再建計画の全体像を検討することになります。

### Q3-14

大口の債権者(親会社)だけでなく一般の(小口)債権者も債権を放棄するようなものは、合理的な整理計画又は再建計画とはいえないのでしょうか。

### A3-14

〈共通〉 再建支援の対象となる子会社等には資本関係を有する者のほか、取引関係、人的関係、資金関係等において事業関連性を有する者も含まれます。

一般の(小口)債権者についても取引関係、人的関係、資金関係等の事業関連性があれば、会社が整理されることによって将来発生する損失の回避や再建されることによって得られる利益等を考慮に入れて、経営判断により債権放棄を行うこともあり得ることです。

したがって、いわゆる大口債権者ではなくても、取引関係、人的関係、資金関係等の事業関連性の程度により保有する債権を放棄せざるを得ない場合もあり得ると考えられます。

## その他

### Q3-15

利害の対立する複数の支援者の合意により策定された再建計画であることが確認できれば、「合理的な再建計画」と認められるのでしょうか。

### A3-15

＜再建＞ 利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたものと認められる再建計画は、原則として、合理的なものとして取り扱うこととしています(法基通9-4-2(注))。

これは、それぞれの支援者が経済合理性に基づいて判断していることから相互に牽制効果が働くこととなり、同族・グループ法人間でなされがちな恣意的な利益操作が行われる可能性が少ないと考えられることなどから、原則として、合理的な再建計画として取り扱うこととされているものです。

### Q3-16

「利害の対立する複数の支援者の合意」といっても、支援者がごく少数であれば必ずしも利害の対立する者とは限らないため、合理的な再建計画と認められないのではないのでしょうか。

### A3-16

＜再建＞ 利害の対立する複数の支援者(債権者)が協議して、自主的に再建計画を策定する場合には、相互に牽制効果が働き、個々の支援者(債権者)の利益操作、つまり恣意性が排除されますから再建計画全体の合理性が担保されると考えられます。

したがって、支援者が極少数であるからといって、一律に恣意的な再建計画と決めつけることは相当ではありません。

一方、支援者の多寡にかかわらず、恣意的な再建計画は、不当に税を免れるなど課税上の弊害がありますから、当然、経済合理性があるとは考えられません。

### Q3-17

債権放棄した額が寄附金の額に該当するか否かが争われた事例はありますか。

### A3-17

＜共通＞ 債権放棄した額が寄附金の額に該当するか否かが争われた事例として、原告は、本件債権放棄が寄附金に当たると認定された場合には、これを撤回する旨を債権放棄通知書に記載しているが、これは、本件債権放棄によって、その子会社に対する親会社責任を果たすとともに、自らの危機を回避するという法人税基本通達9-4-1の趣旨に沿うものではないとされた(寄附金として認定された)判決(平7.5.30東京高裁平5(行コ)94)があります。

### Q3-18

経営が破綻した子会社等を他の法人に営業譲渡又は合併するために親会社の責任として損失を負担しなければその目的を達成できない場合があります。

このような場合、その損失を負担することに相当な理由があるか否かの判断に当たって、どのような点を検討することとなるのでしょうか。

### A3-18

＜共通＞ 営業譲渡や合併により支援者が損失負担等を行う場合には、そのことに相当な理由があるか否かの判断に当たって、次のような点を検討する必要があります。

- 1 支援者にとって破綻した子会社等の事業を継続する必要性があること(例えば、経営が破綻した地域販売子会社の保有する販路を維持する必要がある場合など)
- 2 子会社等の事業を継続するために営業譲渡若しくは合併によらざるを得ないこと又は営業譲渡若しくは合併を選択したことにつき経済合理性(例えば経営が破綻した子会社等を清算したり、そのまま存続させ再建を図った場合よりも損失負担額が少ないなど)が認められること

### Q3-18-2

A社の子会社は、昨今の不況により不良債権が増加し、倒産の危機にあることから、A社はA社及び子会社のメイン銀行である甲銀行と緊急の無利息及び低金利での貸付けを行うこととしました。

子会社の再建計画は、今後このようなことのないように営業債権についてすべての洗い出しを行い策定することとし現在作成中です。したがって、再建計画の骨子はできていますが、現時点では具体的な再建計画はできていません。

このような状況で行うA社及び甲銀行の無利息及び低金利による経済的利益の供与は、子会社に対する寄附金となりますか。

### A3-18-2

<共通> 再建計画の骨子を明らかにし、計画を現在策定中であることが確認される場合で、その貸付けが緊急に行う必要がある場合には、無利息及び低金利による経済的利益の供与は、寄附金に該当しないものとして差し支えありません。

子会社等の倒産防止のために金銭を無償又は通常の利率よりも低い利率で貸し付けることが認められるのは、その貸付けが合理的な再建計画に基づく場合等無利息又は低金利で融資することに相当な理由があると認められる場合とされています(法人税基本通達9-4-2)。

したがって、子会社の再建について具体的な検討がされずに無利息貸付等を行う場合には、他に相当な理由があると認められることが必要ですが、それが倒産を防止するために必要なものである場合には、再建計画の骨子が明らかになった時点、すなわち具体的な再建計画が策定される前であっても緊急に無利息及び低金利での融資等を行わなければならないことも相当の理由があると認められます。

つまり、A社及び甲銀行が行った無利息貸付等は倒産を防止するために緊急に行うことが必要であるいわゆる「つなぎ融資」として正常な取引条件での取引と考えられますので、A社及び甲銀行の無利息及び低金利による経済的利益の供与は、税務上も寄附金として取り扱わないことが適当と考えられます。

### Q3-18-3

A社の子会社は、主要な取引先について前期から大口の貸倒れが続き、債務超過の状態に陥るとともに、運転資金が不足している状況にもあることから、このままの状態を放置した場合には倒産することは必至です。そこで、A社は子会社の再建計画を策定することとしました。

この再建計画は、A社の子会社が每期欠損を生じないことを前提として借入金の金利を軽減することを中心に策定されていますが、子会社において金利減免後も欠損が生じる場合には、その欠損に相当する金額の債権放棄を行う計画となっています。

この場合、子会社の再建のために債権の一部放棄を仮に每期行うこととなったとしても、この債権放棄による経済的利益の供与は、単純損金として認められますか。

### A3-18-3

<再建> 債権放棄が合理的な再建計画に基づくものであり、每期欠損を発生させないことが、倒産を防止するために必要な条件である場合には、子会社が有する債権の一部を每期放棄することによる経済的利益の供与は、単純損金として認められます。

子会社に有する債権の一部を放棄することによる経済的利益の供与も、それが合理的な再建計画に基づくものであり、金利減免のみでは倒産を防止できずやむを得ず行うものであれば、寄附金ではなく単純損金として認められます。

すなわち、子会社等の再建のために合理的な再建計画に基づき債権の一部を放棄することは、子会社の倒産を防止するために行う低金利又は無利息での金銭の貸付けと同じ再建支援の一方法であり、貸倒処理を目的としたものではないこと及び再建計画を每期見直しその都度債権の一部を放棄したのと何ら変わるものではありませんので、每期欠損を発生させないことが倒産を防止するために、必要な条件となっている場合には、子会社に対する貸付債権の一部を每期放棄することによる経済的利益の供与も単純損金として認められます。

### Q3-18-4

A社及びA社グループは、経営不振により倒産の危機にある子会社において、金融機関の追加融資が困難な状況にあって、かつ、A社も長期化する不況により資金援助ができない状況にあることから、その子会社を解散することとしました。

ところが、甲銀行が幹事となりA社グループとともに、整理又は再建の方策を検討した結果、子会社の解散は社会的影響が大きいことから、B社にその経営権を譲渡することとしました。ただし、その経営権の譲渡に当たっては、子会社の欠損金をA社が補てん



することが条件とされていますので、A社が子会社に対して有する債権を放棄することになりますが、この債権放棄は税務上どのように取り扱われますか。

#### A3-18-4

＜整理＞ 経営権の譲渡に伴う債権放棄による経済的利益の供与は、寄附金ではなく単純損金として認められます。

他の企業に経営権を譲渡するような場合、譲受法人としては、その譲受け後における子会社の経営上の責任を考えて、赤字をできるだけ圧縮した上でなければ、譲渡に応じられないという条件を提示することは十分にありうることです。このため、やむを得ず子会社に対する貸付金等の一部を切り捨てたり、新たに資金を投入するなどしてある程度子会社の財政面を改善した上で譲渡するといった事例が見受けられます。

このような貸付金等の切捨てや資金の援助については、親会社として今後発生するであろうより大きな損失を回避するためにやむを得ず行う損失の負担であると認められる場合が少なくありませんので、この損失負担を一概に単純な贈与と決めつけることは適当ではなく、常に寄附金として取り扱うことは実態に即したものとはいえないと考えられます。

したがって、A社が子会社の経営権の譲渡に伴い、やむを得ず債権の放棄等の損失を負担した場合に、それが今後より大きな損失の生ずることを回避するために行われたものであり、かつ、そのことが社会通念上も妥当なものとして認められるような事情にある場合には、税務上もその債権放棄は寄附金として取り扱わないことが適当と考えられます。

#### Q3-18-5

子会社の支援のために合理的な再建計画に基づく債権放棄を行った場合には、その債権放棄による経済的利益の供与は、寄附金に該当せず損金の額に算入されていたところですが、平成22年度の税制改正により完全支配関係にある内国法人間の寄附金は、その全額が損金の額に算入されないこととされたことから、完全支配関係にある内国法人間の支援損についても損金不算入となるのでしょうか。

#### A3-18-5

＜共通＞ 平成22年度の税制改正後の法人税法第37条第2項の規定により損金不算入とされたのは、完全支配関係にある内国法人間の寄附金であり、合理的な再建計画に基づく経済的利益の供与は、寄附金に該当しませんから同項の適用はありません(損金の額に算入されます。 )。

法人がその子会社等に対して無利息若しくは低利で金銭の貸付け又は債権放棄等(以下「無利息貸付け等」といいます。)をした場合においても、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しません(法人税基本通達9-4-2)。

ところで、平成22年度の税制改正において、内国法人が当該内国法人との間に法人による完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額を損金不算入とするとともに(法第37条第2項)、当該他の内国法人が受けた受贈益の額を益金不算入とすることとされましたが(法第25条第2項第1号)、法人税基本通達9-4-2に該当する場合の経済的利益については、上記のとおり寄附金に該当しませんので、これらの規定の適用を受けることはありません。

なお、完全支配関係にある法人間において、合理的な再建計画に基づくといった相当の理由がない経済的利益の供与を行った場合には、その経済的利益の供与額は寄附金の額に該当することとなりますから、平成22年度の税制改正において、経済的利益の供与を行った法人においては法人税法第37条第2項の適用がされるとともに、経済的利益の供与を受ける法人においては法人税法第25条第2項第1号の適用がされることとなります。

### (その他)

#### Q4

平成10年6月、法人税基本通達が改正されましたが、従来の取扱いを変更したものではありませんか。

#### A4



法人税基本通達9-4-1及び9-4-2は、法人税法に規定されている寄附金の額に関する解釈通達です。

この場合の寄附金の額とは、法人税法第37条第7項において「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」とされていますが、その経済的な利益を供与することについて、経済合理性が存する場合には、単なる贈与ではありませんので、従来から、その供与した経済的利益の額は寄附金の額に該当しないものとして取り扱うこととしています。

このことについて従前の法人税基本通達では、その支援方法が無利息・低利融資である場合のみが示され、債権放棄や資金贈与が明示されていませんでしたので、これを明確にしたものです。

また、再建の対象となる「子会社等」には、子会社のほか、取引先、役員を派遣している会社、資金を貸し付けている会社等も含まれることとして取り扱っており、この点を明らかにしたものです。

さらに、「合理的な再建計画」が否かについての判断基準(支援額の合理性、再建管理の有無、支援者の範囲の相当性、支援割合の合理性等)を明らかにし、例えば、利害の対立する複数の支援者の合意により策定された認められる再建計画は、従来から、原則として、合理的なものとして取り扱っていたところから、この点についても明らかにしたものです。

これらの通達改正は、いずれも、従来からの取扱い内容をより分かり易くするために明確化を図ったものであり、範囲を拡げたり、取扱いを緩めたりしたものではありません。

## Q5

再建支援等事案の事前照会に係る検討事項の概要はどのようなものでしょうか。

## A5

再建支援等事案に係る検討項目及びその概要は次のとおりです。

(イメージ)

| 検討項目及びその内容                                |  | 再建の場合 | 整理の場合 | ページ |
|-------------------------------------------|--|-------|-------|-----|
| 1. 損失負担の必要性                               |  |       |       |     |
| (1) 事業関連性のある「子会社等」であるか                    |  |       |       |     |
| 資本関係、取引関係、人的関係、資金関係等の事業関連性を有するか           |  |       |       |     |
| (2) 子会社等は経営危機に陥っているか                      |  |       |       |     |
| イ 債務超過等の危機に瀕しているか                         |  |       |       |     |
| ロ 支援がなければ自力再建は不可能か                        |  |       |       |     |
| イ 整理損失は生じるか(実質債務超過か)                      |  |       |       |     |
| ロ 支援がなければ整理できないか                          |  |       |       |     |
| (3) 支援者にとって損失負担等を行う相当な理由はあるか              |  |       |       |     |
| 再建又は整理することにより将来のより大きな損失の負担を回避等ができるか       |  |       |       |     |
| 2. 再建計画等(支援内容)の合理性                        |  |       |       |     |
| (1) 損失負担額(支援額)の合理性(要支援額は的確に算定されているか)      |  |       |       |     |
| イ 損失負担額(支援額)は、再建又は整理するための必要最低限の金額となっているか  |  |       |       |     |
| ロ 自己努力はなされているか                            |  |       |       |     |
| (2) 再建管理の有無                               |  |       |       |     |
| 再建管理は行われるか                                |  |       |       |     |
| 整理計画の管理は行われるか(長期の場合)                      |  |       |       |     |
| (3) 支援者の範囲の相当性                            |  |       |       |     |
| イ 支援者の範囲は相当か                              |  |       |       |     |
| ロ 支援者以外の事業関連性を有する者が損失負担していない場合、合理的な理由はあるか |  |       |       |     |
| (4) 負担割合の合理性                              |  |       |       |     |
| 事業関連性からみて負担割合は合理的に決定されているか                |  |       |       |     |
| ↓ いずれにも該当する場合                             |  |       |       |     |
| 寄 附 金 に 該 当 し な い                         |  |       |       |     |

「再建支援等事案に係る検討項目及びその概要」(PDF/12KB)の鮮明な印刷が必要な方は、[こちらをクリックしてください。](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[Adobeのダウンロードサイト](#)からダウンロードしてください。

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、[税についての相談窓口](#)をご覧ください。電話相談をご利用ください。

[このページの先頭へ](#)

## 税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [キッズページ（税の学習コーナー）](#)

## 刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

## 法令等

- [税法（e-Govの「法令データ提供システム」へリンク）](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)
- [質疑応答事例](#)

## お知らせ

- [トピックス一覧](#)
- [報道発表](#)
- [パブリックコメント](#)
- [調達情報・公売情報](#)
- [不審な電話や振り込み詐欺にご注意を](#)
- [その他のお知らせ](#)

## 国税庁等について

- [国税庁の概要](#)
- [組織（国税局・税務署等）](#)
- [採用情報](#)
- [国税庁の実績評価](#)
- [審議会・研究会等](#)
- [情報公開](#)

## 利用者別情報

- [個人の方](#)
- [法人の方](#)
- [源泉徴収義務者の方](#)

V 再建支援等事案の事前相談に係る検討事項の概要はどのようなものですか。

再建支援等事案に係る検討項目及びその概要は次のとおりです。

| 検 討 項 目 及 び そ の 内 容                                                  |                      | チェック欄                    |
|----------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------------|
| 再 建 の 場 合                                                            | 整 理 の 場 合            |                          |
| <b>1. 損失負担の必要性</b>                                                   |                      |                          |
| (1). 事業関連性のある「子会社等」であるか<br>資本関係、取引関係、人的関係、資金関係等の事業関連性を有するか           |                      | <input type="checkbox"/> |
| ↓                                                                    |                      |                          |
| (2). 子会社等は経営危機に陥っているか                                                |                      |                          |
| イ 債務超過等倒産の危機に瀕しているか                                                  | イ 整理損失は生じるか（実質債務超過か） | <input type="checkbox"/> |
| ロ 支援がなければ自力再建は不可能か                                                   | ロ 支援がなければ整理できないか     | <input type="checkbox"/> |
| ↓                                                                    |                      |                          |
| (3). 支援者にとって損失負担等を行う相当な理由はあるか<br>再建又は整理することにより将来のより大きな損失の負担を回避等ができるか |                      | <input type="checkbox"/> |
| ↓                                                                    |                      |                          |
| <b>2. 再建計画等(支援内容)の合理性</b>                                            |                      |                          |
| (1). 損失負担額（支援額）の合理性（要支援額は的確に算定されているか）                                |                      |                          |
| イ 損失負担額（支援額）は、再建又は整理するための必要最低限の金額となっているか                             |                      | <input type="checkbox"/> |
| ロ 自己努力はなされているか                                                       |                      | <input type="checkbox"/> |
| ↓                                                                    |                      |                          |
| (2). 再建管理等の有無                                                        |                      |                          |
| 再建管理は行われるか                                                           | 整理計画の管理は行われるか（長期の場合） | <input type="checkbox"/> |
| ↓                                                                    |                      |                          |
| (3). 支援者の範囲の相当性                                                      |                      |                          |
| イ 支援者の範囲は相当か                                                         |                      | <input type="checkbox"/> |
| ロ 支援者以外の事業関連性を有する者が損失負担していない場合、合理的な理由はあるか                            |                      | <input type="checkbox"/> |
| ↓                                                                    |                      |                          |
| (4). 負担割合の合理性<br>事業関連性からみて負担割合は合理的に決定されているか                          |                      | <input type="checkbox"/> |
| ↓ いずれにも該当する場合                                                        |                      |                          |
| 寄 附 金 に 該 当 し な い                                                    |                      |                          |

## 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応 と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ

令和2年3月  
(令和2年7月1日更新)  
国 税 庁  
法人番号 7000012050002

新型コロナウイルス感染症については、国内の感染拡大を防止するとともに、政府全体として、必要な対策を講じていくこととしています。

国税庁では、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難であった方については、期限を区切らず柔軟に受け付けることとしているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には納税の猶予制度を案内するなどの対応を行っています。

当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等をFAQとして取りまとめましたので、参考としてください。

(注) このFAQは、令和2年7月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

### 目 次

(各問をクリックすると該当ページへジャンプします)

#### 1 申告・納付等の期限の個別延長関係

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 問1. 確定申告期限の柔軟な取扱い〔5月29日更新〕         | 5  |
| 問2. 期限の個別延長が認められるやむを得ない理由〔4月16日更新〕 | 6  |
| 問2-2. 法人の期限の個別延長について〔5月29日更新〕      | 8  |
| 問2-3. 中間申告期限の個別延長について〔4月30日追加〕     | 9  |
| 問3. 相続税の期限の個別延長について〔5月29日更新〕       | 11 |

#### <個別延長の対象>

|                                                        |    |
|--------------------------------------------------------|----|
| 問4. 期限の個別延長の対象となる手続                                    | 12 |
| 問4-2. 青色申告の承認申請の取扱い〔4月13日追加〕                           | 13 |
| 問4-3. 教育資金の一括贈与の非課税の特例における領収書の提出期限<br>の延長について〔5月15日追加〕 | 15 |
| 問5. いわゆる「死亡による準確定申告」の期限延長の可否                           | 16 |
| 問6. 申告所得税等に関して延長の対象とならない手続                             | 16 |

#### <具体的なケースにおける期限の個別延長について>

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 問7. 株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長               | 17 |
| 問8. 資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長                | 18 |
| 問9. 相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い<br>〔4月16日更新〕 | 18 |

#### <期限の個別延長の手続>

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 問10. 個別延長のための申請手続の期限について〔5月29日更新〕 | 19 |
|-----------------------------------|----|



## 2 納付等の手続関係

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 問 1. 口座からの振替日について〔4月16日追加〕       | 20 |
| 問 2. 国税の納付方法について                 | 20 |
| 問 3. 申告期限等が延長されたことによるダイレクト納付の取扱い | 21 |
| 問 4. 期限が延長される前に交付を受けた納付書の取扱い     | 21 |

### <還付申告の取扱い>

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 問 5. 還付申告された方々への還付金の支払時期 | 21 |
|--------------------------|----|

## 3 納付の猶予制度関係

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 問 1. 資金繰りが悪化して、期限までに全額を納められない場合<br>〔4月30日更新〕 | 22 |
| 問 2. 新たに設けられた特例猶予制度とこれまでの猶予制度<br>〔7月1日更新〕    | 23 |

### <具体的なケースにおける納付の猶予制度について>

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 問 3. 収入が大幅に減少した場合〔6月26日更新〕                | 24 |
| 問 4. 財産（棚卸資産など）に損失が生じた場合〔4月30日更新〕         | 25 |
| 問 5. 事業に著しい損失や著しい売上の減少が生じた場合<br>〔4月30日更新〕 | 26 |

### <納付の猶予制度の手続等>

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 問 6. 納付の猶予制度の必要書類について〔4月30日更新〕 | 27 |
| 問 7. 担保の提供について〔4月30日更新〕        | 28 |

## 4 申告所得税等の確定申告に係る申告相談関係

|                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| 問 1. 税務署における申告相談の取扱い〔4月16日更新〕               | 29 |
| 問 2. 税務署を利用しない申告相談の方法〔5月29日更新〕              | 29 |
| 問 3. 令和2年4月17日（金）以降の申告相談体制について<br>〔4月16日追加〕 | 30 |
| 問 4. 税務署の職員等が感染症に感染した場合の申告相談の対応             | 30 |

## 5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

### <法人税に関する取扱い>

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 問 1. 企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い              | 31 |
| 問 2. 法人税の災害損失欠損金の範囲について〔4月13日追加〕             | 32 |
| 問 3. 企業がマスクを取引先等に無償提供した場合の取扱い<br>〔4月13日追加〕   | 33 |
| 問 4. 賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合〔4月30日更新〕          | 34 |
| 問 5. 企業が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合<br>〔4月13日追加〕 | 35 |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 問 5-2. プロスポーツのスポンサー企業が行う復旧支援      |    |
| 〔5月15日追加〕                         | 36 |
| 問 6. 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額〔4月13日追加〕 | 37 |
| 問 6-2. 業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額    |    |
| 〔4月13日追加〕                         | 38 |
| 問 7. 定時株主総会の延期に伴う定期同額給与の通常改定時期    |    |
| 〔6月12日追加〕                         | 39 |

#### <所得税に関する取扱い>

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 問 8. 個人事業者の事業所得に赤字（損失）が生じた場合の取扱い     |    |
| 〔4月13日追加〕                            | 40 |
| 問 9. 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い |    |
| 〔6月12日更新〕                            | 42 |
| 問 9-2. 学生に対して大学等から助成金が支給された場合の取扱い    |    |
| 〔5月15日追加〕                            | 45 |
| 問 9-3. 従業員に対して事業者から見舞金が支給された場合の取扱い   |    |
| 〔5月15日追加〕                            | 46 |
| 問 10. 売上げの一部を寄附した場合の必要経費の取扱い         |    |
| 〔5月15日追加〕                            | 48 |

#### <贈与税に関する取扱い>

|                                                       |    |
|-------------------------------------------------------|----|
| 問 11. 住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例における取得期限等<br>の延長について〔4月30日追加〕 | 49 |
|-------------------------------------------------------|----|

#### <消費税に関する取扱い>

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 問 12. 賃料の減額を行った場合の消費税率等の経過措置について |    |
| 〔5月15日追加〕                        | 50 |

#### <租税条約に関する取扱い>

|                                                          |    |
|----------------------------------------------------------|----|
| 問 13. 国際郵便の引受停止等により租税条約に関する届出書が提出<br>できない場合の取扱い〔5月29日追加〕 | 51 |
| 問 13-2. 租税条約に関する届出書に添付する居住者証明書を取得できない<br>場合の取扱い〔5月29日追加〕 | 52 |

### 6 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 問 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置 |    |
| 〔4月30日更新〕                         | 53 |

#### <納税の猶予制度の特例>

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 問 2. 納税の猶予制度の特例〔7月1日更新〕 | 54 |
|-------------------------|----|

#### <欠損金の繰戻しによる還付の特例>

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 問 3. 欠損金の繰戻しによる還付の特例〔4月30日追加〕 | 55 |
|-------------------------------|----|



**<テレワーク等のための中小企業の設備投資税制>**

問 4. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制〔4月30日追加〕…… 56

**<文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用>**

問 5. 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用〔4月30日追加〕…… 57

**<住宅ローン控除の適用要件の弾力化>**

問 6. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化〔4月30日追加〕…… 58

問 7. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る申告手続〔4月30日追加〕…… 59

**<消費税の課税選択の変更に係る特例>**

問 8. 消費税の課税選択の変更に係る特例〔4月30日追加〕…… 60

**<特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税>**

問 9. 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税〔4月30日追加〕…… 61

## 1 申告・納付等の期限の個別延長関係

### 問 1. 《確定申告期限の柔軟な取扱い》〔5月29日更新〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、申告所得税等の申告・納付期限の一括延長の期限である令和2年4月16日（木）までに申告等の手続ができませんでしたが、令和2年4月17日（金）以後は、申告期限等を延長されることはないのでしょうか。

- 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、感染拡大によって外出を控えるなど令和2年4月16日（木）の期限までに申告することが困難であった方については、期限を区切らずに、同年4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることとしています。
- 申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、個別に申請することにより、申告期限の延長の取扱いをすることとしています。
- また、申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成して提出していただく必要はなく、申告書を提出いただく際に、その余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった文言を付記していただくか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を行うことができます。

※ 所得税等に関する具体的な申請手続については、以下のリンク先のFAQ（問4）をご覧ください。  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf)

- なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。
  - ※ 申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に提出する場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされます（国税通則法 22 条）ので、納付をする場合は期限にご注意ください。
  - ※ **延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には**、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。適用する場合は別途、**税務署に申請手続きが必要になります**ので、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。
- おって、4月17日（金）以降の申告相談については、納税者の皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として、事前予約制とさせていただきます。

## 問 2.《期限の個別延長が認められるやむを得ない理由》〔4月16日更新〕

新型コロナウイルス感染症に関連して、期限内に国税の申告・納付ができない場合、災害その他やむを得ない理由による期限延長が認められますか。

○ 新型コロナウイルス感染症（以下、この問では「感染症」といいます。）に関しては、これまでの災害時のように資産等への損害や帳簿書類等の滅失といった直接的な被害が生じていないものの、感染症の患者が把握された場合には濃厚接触者に対する外出自粛の要請等が行われるなど、自己の責めに帰さない理由により、その期限までに申告・納付等ができない場合も考えられます。

○ 今般の感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、例えば、次のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められることとなります（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。

※ 感染症の拡大状況や緊急事態宣言が行われている状況を踏まえ、個別延長の手続については、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記していただくか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を行っていただくことができます。

なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

※ 各税目に関する具体的な申請手続（申告書余白部への記載方法や e-Tax を利用する場合の所定の欄への入力方法など）については、以下のリンク先のそれぞれの F A Q をご覧ください。

<申告所得税等> F A Q（問 4）

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf)

<相続税> F A Q（問 4）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-074.pdf>

<法人税等> F A Q（問 4）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

### 〔個人・法人共通〕

- ① 税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染したこと
- ② 納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③ 次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
  - 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなけりばならなくなったこと
  - 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること

- 緊急事態宣言などがあったことを踏まえ、各都道府県内外からの移動を自粛しているため、税理士が関与先を訪問できない状況にあること

#### 〔法人〕

- ④ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと（「1 申告・納付等の期限の個別延長関係」問7参照）

#### 〔個人〕

- ⑤ 納税者や経理担当の（青色）事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること
- ⑥ 次のような事情により、納税者が、保健所・医療機関・自治体等から外出自粛の要請を受けたこと
  - 感染症の患者に濃厚接触した疑いがある
  - 発熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある
  - 基礎疾患があるなど、感染症に感染すると重症化するおそれがある
  - 緊急事態宣言などにより、感染拡大防止の取組みが行われている

※ 上記以外にも、個別の申請により申告期限等が延長される場合がありますので、ご不明な点がございましたら所轄の税務署（調査課所管法人については所轄の国税局）へご相談ください。



## 問 2-2. 《法人の期限の個別延長について》 【5 月 29 日更新】

申告所得税等の申告・納付については、4 月 17 日以降であっても柔軟に確定申告を受け付けていると聞きました。

法人については、これから申告・納付期限を迎えることになりましたが、(問 2 にあるような) やむを得ない理由がなければ期限の個別延長が認められないのか心配しています。法人についても、柔軟に確定申告を受け付けてくれるのでしょうか。

- 法人についても、新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえ、個人の取扱いと同様に、柔軟に確定申告を受け付けることとしています。
  - 法人の場合には、役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども考えられます。
    - ① 体調不良により外出を控えている方がいること
    - ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
    - ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
    - ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること
  - また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて期限までに申告が困難な場合には、個別に申告期限延長が認められます。
  - 申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成して提出していただく必要はなく、申告書の提出の際に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記していただくか、e-Tax をご利用の方は「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の「電子申告及び申請届出名」欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を行うことができます。
- ※ 法人税等に関する具体的な申請手続については、以下のリンク先の F A Q (問 4) をご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>
- なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。
    - ※ 申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に提出する場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされます(国税通則法 22 条) ので、納付をする場合は期限にご注意ください。
    - ※ **延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。**適用する場合は別途、**税務署に申請手続きが必要になります**ので、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。

### 問 2-3. 《中間申告期限の個別延長について》 〔4月 30 日追加〕

法人税又は消費税の中間申告について、その提出期限までに中間申告書の提出がなかった場合には、中間申告書の提出があったものとみなされることとされています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、その提出期限までに中間申告書が提出できず、その後に「新型コロナウイルス感染症による提出期限の延長申請」である旨を付記した中間申告書を提出した場合に、提出期限の延長が認められますか。

- 法人税又は消費税の中間申告についても、確定申告と同様に、その提出期限の延長が認められます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。

#### 〔中間申告書の提出期限の延長について〕

- 法人税及び消費税の中間申告については、前期の確定した税額から中間申告に係る税額を計算するもの（以下「通常の中間申告」といいます。法人税法 71 条、消費税法 42 条）と、これに代えて、中間期間を一つの事業年度（又は課税期間）とみなして確定申告と同様に法人税額（又は消費税額）を計算するもの（以下「仮決算による中間申告」といいます。法人税法 72 条、消費税法 43 条）があります。
- これらに係る中間申告書についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、その提出期限までに提出することが困難な場合には、その提出期限の延長が認められます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。
- 例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により、当期の業績が悪化しているような場合には、通常の中間申告に代えて、仮決算による中間申告を検討することとなると考えられます。
- その際に、外出自粛要請の影響など、通常の業務体制が維持できないことにより、例えば、
  - ① 通常の中間申告に係る納付税額と、仮決算による中間申告に係る納付税額を比較・検討するための準備に時間を要する
  - ② 仮決算による中間申告に係る申告書の作成に時間を要する
 など、中間申告書を提出期限までに提出することが困難となる場合が考えられますが、このような場合にも、提出期限の延長が認められます。

#### 〔事後的な提出期限延長の申請手続きについて〕

- その提出期限までに中間申告書を提出することが困難な場合には、中間申告書の提出ができることとなった時点で、中間申告書の提出の際に、その中間申告書の余白部分に提出期限の延長申請である旨を記載し、提出していただければ、事後的に提出期限の延長が認められます。

※ 具体的な記載例については、以下のリンク先の F A Q（問 4）をご覧ください。

（法人） <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

（個人） [https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf)

※ 中間申告書を提出することが困難な状態が、確定申告書の提出期限まで続く場合には、その中間申告書



の提出は不要となります（法人税法 71 条の 2、消費税法 42 条の 2）。つまり、中間申告により納付する法人税及び消費税は生じないこととなります。

この場合には、確定申告書を提出する際に、確定申告書の余白に、中間申告書は新型コロナウイルス感染症の影響により提出できなかった旨を記載し、提出してください。

なお、所轄税務署から送付される確定申告書に印字されている中間税額には、その生じないこととなる税額が含まれていますので、ご使用の際には、その生じないこととなる税額相当額を控除した金額に訂正してご使用ください。

#### 〔中間申告書のみなし提出について〕

- 一方、上記のような事情がなく、中間申告書をその提出期限までに提出することが可能な場合において、中間申告書の提出期限までにその提出がなかったときには、その提出期限において通常の間申申告に係る中間申告書の提出があったものとみなされます（法人税法 73 条、消費税法 44 条）。

- この場合には、その提出期限において通常の間申申告に係る納付税額が確定します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、その間申申告に係る納付税額を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。

### 問 3.《相続税の期限の個別延長について》〔5月 29 日更新〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに相続税の申告等の手続きができなかったが、相続税についても災害その他やむを得ない理由による期限延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、相続人等が期限までに申告・納付ができないうやむを得ない理由がある場合には、個別に申請していただくことにより期限の個別延長が認められます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。
- このやむを得ない理由については、新型コロナウイルス感染症に感染した場合はもとより、新型コロナウイルス感染症の影響によって相続人等が次のような状況となっていることにより、申告をすることが困難なケースなどが該当することになります。
  - 体調不良により外出を控えている場合
  - 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの場合
  - 感染拡大により外出を控えている場合
- また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。
- 申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成して提出していただく必要はなく、申告書の提出の際に、その余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった文言を付記していただくか、e-Tax をご利用の方は「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」の「特記事項」欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を行うことができます。

※ 相続税に関する具体的な申請手続については、以下のリンク先の F A Q（問 4）をご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-074.pdf>

- なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

※ 申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に提出する場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされます（国税通則法 22 条）ので、納付をする場合は期限にご注意ください。

※ **延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。**適用する場合は別途、**税務署に申請手続きが必要になります**ので、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。

### <個別延長の対象>

#### 問 4. 《期限の個別延長の対象となる手続》

申告以外の届出や申請なども期限の個別延長の対象となりますか。

- 更正の請求等の申告以外の届出や申請についても、期限の個別延長の対象となります。
- 例えば、申告所得税について、期限の個別延長の対象となる主な申告・納付等の手続は次のとおりです。
  - ・ 所得税及び復興特別所得税の更正の請求
  - ・ 所得税の青色申告承認申請
  - ・ 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）
  - ・ 所得税の青色申告の取りやめ届出
  - ・ 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求
  - ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の届出
  - ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請
  - ・ 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の届出
  - ・ 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の変更承認申請
  - ・ 個人事業の開廃業等届出
  - ・ 国外財産調書の提出
  - ・ 財産債務調書の提出

※ 上記以外の手続や他の税目に関する手続につきまして、期限延長の対象となるかご不明な点がございましたら、所轄の税務署へご相談ください。

#### 問4-2.《青色申告の承認申請の取扱い》〔4月13日追加〕

私は個人事業者であり、令和2年分以後の所得税については青色申告にしたいと考えています。

令和元年分の所得税の確定申告書は、通常の確定申告期限内に提出しましたが、青色申告承認申請書は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により期限内に提出することができませんでした。

この感染症拡大の影響がなくなり次第、青色申告承認申請書を提出したいのですが、令和2年分から青色申告にすることはできますか。

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）に係る申告・納付等のうち、その期限が令和2年2月27日（木）から同年4月15日（水）までの間に到来するものについては、その期限を同年4月16日（木）まで延長しました。
- また、この期限に申告・納付等が間に合わない方については、同年4月17日（金）以後であっても、申告書等の作成や提出が可能となった時点で税務署に申し出ていただければ、個別に期限延長の取扱いをすることとしています。
- 期限延長の対象となる手続には、申告・納付手続のほか、税務署長に対する各種申請、請求、届出その他書類の提出についても含まれており、所得税の青色申告の承認申請についても同様に期限延長の対象となりますので、帳簿書類の備付け・保存などが青色申告の所定の定めに従って行われている場合には、その申請により、令和2年分の所得税から青色申告をすることができます。

※ 個別の期限延長の取扱いは、申告や申請等をすることができないやむを得ない理由がある場合に認められるものです（国税通則法11条、国税通則法施行令3条3項）。

したがって、例えば、令和2年4月17日（金）以後に修正申告や更正の請求などの手続を行った後、別の日に青色申告の承認申請を行う場合には、その申請をすることができないやむを得ない理由があったとは認められず、令和2年分の所得税から青色申告をすることはできませんので、ご注意ください。

➤ 青色申告の承認申請書

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/h28/10.pdf>

※ 青色申告の特典については、次ページの（参考）をご確認ください。



（参考）青色申告の特典（主なもの）

〈最高 65 万円の青色申告特別控除〉

- 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む方が、正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書を提出期限内に提出する場合は、これらの所得を通じて次の金額を控除することができます。それ以外の場合は、事業所得等を通じて最高 10 万円を控除することができます（租税特別措置法 25 条の 2）。

- 1 e-Tax による申告（電子申告）又は電子帳簿保存の要件を満たしている場合    最高 65 万円
- 2 上記 1 以外の場合    最高 55 万円

〈青色事業専従者給与の必要経費算入〉

- 青色申告者と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人（青色事業専従者）に支払った給与は、あらかじめ納税地の所轄税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、青色事業専従者の労務の対価として適正な金額であれば必要経費とすることができます（所得税法 57 条）。

〈純損失の繰越しと繰戻し〉

- 事業所得等が赤字となり、純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後 3 年間にわたって各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）（所得税法 70 条 1 項）。また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）（所得税法 140 条）。



**問 4-3. 《教育資金の一括贈与の非課税の特例における領収書の提出期限の延長について》  
〔5月15日追加〕**

教育資金の一括贈与に係る非課税の特例において必要とされる金融機関等への領収書の提出について、新型コロナウイルス感染症の影響により、領収書を発行する学校等が休校等となり、学校等から領収書自体を受け取ることができません。そのため、当該領収書の提出期限を延長したいのですが、どのような手続が必要になりますか。

- 教育資金の一括贈与の非課税の特例における金融機関等への領収書の提出について、自己の責めに帰さないやむを得ない事由により、領収書の提出を期限までに行うことが困難な事情がある方については、所轄の税務署に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただくことで、期限が延長される場合がありますので、所轄の税務署へご相談ください（租税特別措置法 70 条の 2 の 2 第 7 項、国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。

なお、この場合においても、領収書の提出先は金融機関等になりますのでご注意ください。

- ただし、上記領収書の提出期限の延長について、受贈者と金融機関等との契約（約款）内容において領収書等の提出期限が延長されない扱いとなっている場合（例えば、約款において提出期限が 3 月 15 日とされており、その提出期限を延長する特別の規定がないケース）には、金融機関等による期限延長の了解が必要になりますので、金融機関等に相談してください。

なお、そのような場合であっても、現在の社会情勢を考慮し、可能な限り柔軟に提出期限の延長を認めていただくよう、国税庁から金融機関等に対して依頼しております。

**問5. 《いわゆる「死亡による準確定申告」の期限延長の可否》**

確定申告書を提出すべき方が死亡した場合の確定申告（いわゆる「死亡による準確定申告」）などについて、申告・納付の期限は個別延長の対象となりますか。

- 期限延長の対象となる手続には、いわゆる「死亡による準確定申告」における申告・納付が含まれます。
- なお、期限延長は日をもって定める期限に適用されるものであるため、確定申告書を提出すべき方が出国をする場合の確定申告（いわゆる「出国による準確定申告」）に係る申告・納付の期限については、延長されません。

**問6. 《申告所得税等に関して延長の対象とならない手続》**

申告所得税（及び復興特別所得税）について、期限が延長されない申告・納付等の手続は、具体的にどのようなものがありますか。

- 所得税の申告書を提出すべき方が出国する場合におけるいわゆる「出国による準確定申告」に係る申告・納付の期限については、延長の対象となりません。

<具体的なケースにおける期限の個別延長について>

**問 7. 《株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長》**

当社は、新型コロナウイルス感染症に関連して、定時株主総会の開催時期を例年よりも遅らせることを検討しています。そのため、当期については決算の確定が大幅に遅れ、期限までに法人税の申告手続をすることができません。

このような理由は、国税の申告・納付等の期限の延長が認められる理由に該当するとのことですが、消費税の申告・納付等の期限についても延長が認められますか。

- 法人税については、確定した決算に基づいて申告を行うものとされていますので、新型コロナウイルス感染症に関連して、定時株主総会の開催が延期され、申告期限までに決算が確定しないという理由があれば、申告期限の延長が認められます<sup>(注)</sup>。
- 消費税及び地方消費税については、法人税の場合と異なり、確定した決算に基づいて申告を行うものではありませんので、定時株主総会の開催延期により決算が確定しないという理由だけでは、その期限を延長することはできません。
- しかしながら、定時株主総会の開催延期という理由以外にも、例えば、社員の休暇勧奨などで通常の業務体制が維持できない状況となり、決算書類や申告書等の作成が遅れ、期限までに消費税及び地方消費税の申告・納付等が困難な理由がある場合には、期限の延長が認められます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。

(注) 法人税に関しては、国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項及び 4 項による期限の延長のほか、定時株主総会の開催時期の都合で決算が確定しないという理由があれば、法人税法 75 条の規定による期限延長の申請を行うことができます。なお、この規定による延長期間については利子税を納付しなければなりません（法人税法 75 条 7 項）。

〔参考〕

「定時株主総会の開催について」（法務省ホームページ）

法務省によると、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合は、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものとされています。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)



#### 問 8. 《資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長》

新型コロナウイルス感染症に関連して、売上が減少したことで資金繰りが悪化しており、このままでは、期限までに国税の納付が困難な状況です。

このような場合に、納付等の期限を延長することができますか。

- 国税の申告・納付等の期限延長の制度は、災害その他やむを得ない理由により、その期限までに申告等の行為が物理的に行えない場合の救済措置として設けられた制度です（国税通則法 11 条）。
- 一方で、様々な事情により、資金不足が生じて、国税を一時に納付ができない方々への救済措置として、納付の猶予制度が設けられています（「3 納付の猶予制度関係」参照）。
- ※ 納付の猶予制度は、個人、法人を問わず、全ての税目について対象となります。
- 従いまして、お尋ねのような資金繰りの悪化により、納付が困難な場合につきましては、納付の猶予制度をご利用いただくこととなりますが、納期限前であっても、納付の猶予制度に関するご相談は可能ですので、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。

#### 問 9. 《相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い》〔4月16日更新〕

相続税の申告期限が1週間後に到来しますが、相続人の一人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、申告はどうすればいいですか。

- 相続人の一人が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより、相続税の申告期限までに申告できない場合については、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2か月以内に申告書の余白に「新型コロナウイルスにより申告・納付期限延長申請」である旨を付記した申告書を提出いただくことで申告期限等が延長されます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。
- なお、個別の申請により申告期限等が延長されるのは申請を行った方のみとなり、申請を行っていない他の相続人等の申告期限等は延長されませんのでご注意ください。
- ※ 相続税に関する具体的な申請手続については、以下のリンク先のFAQ（問4）をご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-074.pdf>

## &lt;期限の個別延長の手続&gt;

**問 10. 《個別延長のための申請手続の期限について》** **〔5 月 29 日更新〕**

申告期限等の延長を行うための個別の申請は、いつまでに行う必要がありますか。

- 災害その他やむを得ない理由により、申告期限等の延長を受けようとする場合には、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から 2 か月以内に申請を行っていただく必要があります。

申請に当たっては、別途、申請書を作成する必要はなく、申告の際、その申告書等の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくことで申請を行うことができます。

- なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

※ 申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に提出する場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされます（国税通則法 22 条）ので、納付をする場合は期限にご注意ください。

※ **延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。**適用する場合は別途、**税務署に申請手続きが必要になります**ので、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。



## 2 納付等の手続関係

### 問 1. 《口座からの振替日について》〔4月16日追加〕

振替納税を利用している場合、口座からの振替日はいつになりますか。

- 令和2年4月16日（木）までに申告された方の口座からの振替日は次のとおりです。

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 申告所得税及び復興特別所得税   | : 令和2年5月15日（金） |
| 個人事業者の消費税及び地方消費税 | : 令和2年5月19日（火） |

- 個別指定による期限延長により令和2年4月17日（金）以降に申告される方の口座からの振替日は、税務署から個別に連絡いたします。

なお、新規に振替納税の利用を希望される方は、延長後の期限<sup>（注）</sup>までに所轄の税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出いただく必要があります。

（注） 申告と同時に申告期限の延長申請をされる場合は、申告の日が延長後の期限になりますので、申告書と併せて「預貯金口座振替依頼書」を提出いただく必要があります。

### 問 2. 《国税の納付方法について》

銀行や税務署の窓口に行かずに納付することはできますか。

- [ダイレクト納付](#)、[インターネットバンキングによる納付](#)、[クレジットカード納付](#)をご利用いただくことで、銀行や税務署に行かなくても納付できますので、是非ご利用ください。

- 申告所得税や個人事業者の消費税で、期限内に申告された確定申告分等については、口座からの振替により納付（[振替納税](#)）ができますので、こちらも是非ご利用ください。

※ [ダイレクト納付](#)は、ご利用される日のおおむね1か月前までに、[ダイレクト納付利用届出書](#)を作成の上、郵送等により税務署へ書面で提出してください。

※ [コンビニエンスストア](#)からも納付ができます。

### 問3.《申告期限等が延長されたことによるダイレクト納付の取扱い》

申告期限等が延長されたことにより、ダイレクト納付に影響はありますか。

- ダイレクト納付については、申告と同時に行う方法（即時納付）と日付を指定して行う方法（期日指定）の2つの方法があります。
- ダイレクト納付のご利用に当たって、各税目の次に掲げる日以降は、**「即時納付」のみご利用いただけます**（「期日指定」のご利用はできません。）。
  - ・ 申告所得税（確定申告分）、贈与税（確定申告分）… **令和2年3月17日（火）**以降
  - ・ 個人事業者の消費税（確定申告分）…………… **令和2年4月1日（水）**以降
- なお、納付情報登録依頼を作成・送信の上、メッセージボックスに格納される納付区分番号通知からダイレクト納付する場合は、これらの期間においても「期日指定」することができます。

### 問4.《期限が延長される前に交付を受けた納付書の取扱い》

既に納期限が3月16日と印字された納付書を持っていますが、この納付書は使用できますか。

- 税務署から送付した納付書に「納期限3月16日」と印字されている場合であっても、3月16日以前と同様に、3月17日以降に使用することが可能です。

### ＜還付申告の取扱い＞

### 問5.《還付申告された方々への還付金の支払時期》

還付申告を行った場合、還付金は従来スケジュールで還付されますか。

- 還付金については、従来どおり、申告後、おおむね1か月から1か月半程度で還付することとなります。
- ただし、申告内容が誤っていた場合などは、この期間で還付されないこともあります。

### 3 納付の猶予制度関係

#### 問1.《資金繰りが悪化して、期限までに全額を納められない場合》〔4月30日更新〕

新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化し、国税を納付期限までに納められない場合の取扱いについて教えてください。

- お尋ねのような資金繰りの悪化により、国税を納付期限までに一時に納められない方には、税務署に申請を行うことにより、原則として1年間納付を猶予し、延滞税が軽減又は免除される納付の猶予制度があります。

- ※ 令和2年における延滞税の軽減については、年8.9%の割合が年1.6%の割合となります。
- ※ 特例猶予の適用を受けたときは、延滞税が免除されます。

- 納付の猶予制度は、個人、法人を問わず、原則として全ての税目について対象となります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時に納付できない事情のある方に対しては、その置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、猶予の申請や審査についても極力簡素化しておりますので、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。

- 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。

- 国税の納税の猶予制度FAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>

- ※ こちらのリンク先もご覧ください。

- 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/pdf/0020004-143\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)



## 問 2. 《新たに設けられた特例猶予制度とこれまでの猶予制度》〔7月1日更新〕

今般、納税の猶予制度の特例（特例猶予）が創設されたと聞きましたが、特例猶予制度は、どのような点で他の猶予制度と異なるのでしょうか。

- 猶予制度には、従来から、①換価の猶予（国税徴収法 151 条、151 条の 2）と②納税の猶予（国税通則法 46 条）がありました。
- 申請による換価の猶予は、「事業継続又は生活の維持が困難であるとき」に、比較的広く適用でき、猶予期間中の延滞税が軽減（年 8.9%→年 1.6%）され、担保の提供が必要となる場合がある制度です。
- 納税の猶予は、延滞税が全額免除となる場合がありますが、地震や台風で家が壊れるなど、「財産の損失」が生じた場合等に限定されます。
- 一方、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、多くの事業者等の収入が減少しているという状況を踏まえ、以下の条件を満たす場合には、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する国税について、「財産の損失」が生じていない場合でも無担保かつ延滞税なしで 1 年間納税の猶予を受けられる制度が創設されました（以下「特例猶予」といいます。新型コロナ税特法 3 条）。
  - ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、概ね 20%以上減少していること
  - ② 一時に納税することが困難であること
- 特例猶予の適用を受けるためには、税務署への申請が必要です。ご不明な点がございましたら、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。
- 猶予制度については、更に詳しい F A Q がありますので、あわせてご利用ください。
  - 国税の納税の猶予制度 F A Q  
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>
  - ※ こちらのリンク先もご覧ください。
    - 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/pdf/0020004-143\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf)
    - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

<具体的なケースにおける納付の猶予制度について>

問3.《収入が大幅に減少した場合》〔6月26日更新〕

当社では、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言により、経営する飲食店の営業時間を短縮し、収入が激減しました。

このような場合に、今般創設された特例猶予は受けられますか。

- お尋ねのように、緊急事態宣言（外出自粛要請）を受けて収入が減少している場合、以下のいずれの要件も満たせば、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税について、特例猶予を受けられます。

特例猶予の適用を受けたときは、延滞税が免除されます（国税通則法63条1項）。

- ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少していること

- ② 一時に納税することが困難であること

- 特例猶予を受けられない場合であっても、収入の減少により事業につき著しい損失が生じているときは、従来からある納税の猶予を受けられることがあります（「3 納付の猶予制度関係」問5参照）。

なお、この場合の納税の猶予を受けたときは、延滞税が軽減されます。

※ 令和2年における延滞税の軽減については、年8.9%の割合が年1.6%の割合となります。

- ご不明な点がございましたら、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。

- 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。

- 国税の納税の猶予制度FAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>

※ こちらのリンク先もご覧ください。

- 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/pdf/0020004-143\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)



**問 4.《財産（棚卸資産など）に損失が生じた場合》**　〔4月30日更新〕

当社は、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことに伴う消毒作業により、仕入れていた食材を廃棄しました。

このような場合に、納税の猶予は受けられますか。

○ 納税者が財産に災害を受けたことにより国税を一時に納付できないときは、従来からある「納税の猶予」の制度に基づき、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の分割納付が受けられます（国税通則法46条1項、2項1号）。

○ お尋ねのように、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことに伴う消毒作業により、仕入れていた食材を廃棄した場合は、「納税の猶予」が受けられることがあります。  
なお、この場合の納税の猶予を受けたときは、延滞税が免除されます。

※ 「納税の猶予」が受けられない場合でも、「換価の猶予」が受けられる場合があります（「3 納付の猶予制度関係」問2参照）。

○ ご不明な点がございましたら、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。

○ 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。

➤ 国税の納税の猶予制度FAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>

※ こちらのリンク先もご覧ください。

➤ 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/pdf/0020004-143\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf)

➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

**問5.《事業に著しい損失や著しい売上の減少が生じた場合》**〔4月30日更新〕

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響で予約キャンセルが相次いだため、事業に著しい損失が生じました。

このような場合に、納税の猶予は受けられますか。

○ 納税者が事業に著しい損失を受けたことや著しい売上の減少があったことにより国税を一時に納付できないときは、従来からある「納税の猶予」の制度に基づき、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の分割納付が受けられます（国税通則法 46 条 2 項 4 号）。

○ お尋ねのように、新型コロナウイルス感染症の影響で予約キャンセルが相次ぎ、事業に著しい損失が生じた場合は、「納税の猶予」が受けられることがあります。

なお、この場合の納税の猶予を受けたときは、延滞税が軽減されます。

※ 「納税の猶予」が受けられない場合でも、「換価の猶予」が受けられる場合があります（「3 納付の猶予制度関係」問2参照）。

※ 令和2年における延滞税の軽減については、年8.9%の割合が年1.6%の割合となります。

○ ご不明な点がございましたら、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。

○ 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。

➤ 国税の納税の猶予制度FAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>

※ こちらのリンク先もご覧ください。

➤ 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/pdf/0020004-143\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf)

➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

<納付の猶予制度の手続等>

**問 6. 《納付の猶予制度の必要書類について》**   〔4月30日更新〕

納付の猶予制度の適用を受けるためには、どのような書類を準備する必要がありますか。

- 受けようとする猶予の種類に応じ、猶予の申請書のほか、「本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿」、「手元資金の有り高が分かる現金出納帳や預金通帳」などを準備していただく必要があります。
- 他にも書類が必要となる場合がありますので、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。
- なお、書類の準備が困難な場合は、税務署の徴収担当が書類に記載すべき項目について、聞き取りにより確認するなどの対応を行っております。
- 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。
  - 国税の納税の猶予制度FAQ  
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>
  - ※ こちらのリンク先もご覧ください。
    - 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/pdf/0020004-143\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf)
    - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

**問7.《担保の提供について》〔4月30日更新〕**

納付の猶予制度の申請に当たっては、担保の提供が必要でしょうか。

- 新たに設けられる特例猶予制度の適用を受ける場合には、担保の提供は不要です。
- その他の猶予制度の適用を受ける場合には、通常は担保が必要となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により納付の猶予制度の適用を受ける納税者については、財産の状況などから担保の提供ができることが明らかである場合を除き、担保は不要として取り扱っています。
- ご不明な点がございましたら、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。
- 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。
  - 国税の納税の猶予制度FAQ  
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>
  - ※ こちらのリンク先もご覧ください。
    - 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/pdf/0020004-143\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf)
    - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)



## 4 申告所得税等の確定申告に係る申告相談関係

### 問 1. 《税務署における申告相談の取扱い》〔4月16日更新〕

令和2年4月17日（金）以降も、確定申告会場で、これまでどおり申告相談ができますか。

- 令和2年4月17日（金）以降の申告相談については、納税者の皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告を行っていただけるよう、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止に、より一層配慮した形で、所轄の税務署にて行うこととしています。
- ただし、咳・発熱等の症状がある方や、体調の優れない方の申告相談をご遠慮いただいています。
- なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、税務署に出向くことなく、自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告（e-Tax）していただくことが可能ですので、是非ご利用ください。
- また、税務署においては、次の対策を講じ、感染拡大の防止に努めています。
  - ・ 職員に対する手洗い・うがい、マスク着用の徹底
  - ・ アルコール消毒液の設置
  - ・ 体調がすぐれない職員を事務に従事させないこと
- 税務署に来署を予定されている皆様におかれましても、このような感染拡大防止策をご理解の上、手洗い、マスクの着用、アルコール消毒液の利用など、感染予防へのご協力をお願いします。

### 問 2. 《税務署を利用しない申告相談の方法》〔5月29日更新〕

税務署に行かずに申告相談することはできますか。

- 確定申告に関する申告相談については、国税庁ホームページに[「確定申告期に多いお問合せ事項 Q&A」](#)や[「タックスアンサー」](#)を掲載していますので、申告に当たりご不明な点がございましたら、適宜、参照いただきますようお願いいたします。
- また、電話による相談については、最寄りの税務署にお問合せの上、「1 番」を押していただければ、国税局電話相談センターが対応いたします。

※ 税務相談チャットボットの試験導入については、令和2年5月31日（日）に終了しました。今後、いただいたご意見等を基に必要な改善を加えた上で運用を開始しますが、時期等の詳細につきましては、後日、国税庁ホームページでお知らせします。



**問3.《令和2年4月17日（金）以降の申告相談体制について》**　〔4月16日追加〕  
令和2年4月17日（金）以降も、十分な申告相談が受けられるのですか。

- 4月17日（金）以降の申告相談については、来署される皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として、事前予約制とさせていただきます。
- 国税局や税務署が一体となり、適正な人員配置を行うことにより、来署される方々がストレスを感じることなく申告できるような体制を整備しております。

**問4.《税務署の職員等が感染症に感染した場合の申告相談の対応》**  
職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、申告相談はどうするのですか。

- 税務署の職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、保健所等の指示により、申告相談スペースや事務室の消毒等を行うこととしています。その場合、一時的に申告相談を中断することがありますので、ご理解いただきますようお願いします。

## 5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

### <法人税に関する取扱い>

#### 問1.《企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い》

当社は、新型コロナウイルス感染症に関連して、今般の感染症の流行が終息するまでの間の緊急支援の取組みとして、自社製品（食料品）を学童保育施設、子供食堂、社会福祉施設、生活困窮者支援団体、フードバンク活動を行う団体などに対して無償で提供し、施設へ通う子供達や生活困窮者等への支援を行う予定です。

このような支援のために行った自社製品の提供に要する費用は、法人税の取扱上、寄附金以外の費用として、その提供時の損金の額に算入することができるのでしょうか。

- 貴社が行う自社製品等の提供が、今般の新型コロナウイルス感染症に関する対応として、不特定又は多数の生活困窮者等を救援するために緊急、かつ、今般の感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであれば、その提供に要する費用（配送に係る費用も含みます。）の額は、提供時の損金の額に算入して差し支えありません（法人税法 22 条 3 項、4 項）。

※ 自社製品等には、他から購入した物品やサービスの提供を業務とする法人が行う役務の提供も含みます。

#### 〔参考〕

- 質疑応答事例（法人税）「フードバンクへ食品を提供した場合の取扱い」
- 法人税基本通達 9-4-6 の 4（自社製品等の被災者に対する提供）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61 の 4 (1)―10 の 4（自社製品等の被災者に対する提供）

## 問 2. 《法人税の災害損失欠損金の範囲について》〔4月13日追加〕

当社は、給食の提供事業を行っていますが、新型コロナウイルス感染症に関連して、学校の臨時休業の影響で、給食用として準備していた食材を廃棄しなければならなくなったほか、調理場や配膳室などの施設を消毒する必要が生じました。

ところで、災害により生じた損失がある場合には、法人税の繰戻し還付制度を利用して、過去に納めた法人税等の還付を受けることができます。

このような廃棄損や、消毒に要する費用については、法人税の取扱上「災害により生じた損失」に該当するでしょうか。

- 今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、学校の臨時休業や外出自粛の要請等が行われたことにより、貴社において、棚卸資産や固定資産などに損失が生じている場合や、感染症の拡大や発生を防止するための消毒等の費用を支出している場合、これらの損失や費用の額は、「災害により生じた損失の額」に該当します。
- ただし、災害損失欠損金の繰戻し還付制度の対象となる「災害により生じた損失の額」については、災害により棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた損失の額が対象とされているため、例えば、外出自粛の要請等があったことによる店舗の売上げの減少額などは対象とはなりません<sup>(注)</sup>（法人税法 80 条 5 項、法人税法施行令 154 条の 3）。

(注) 中小法人である青色申告法人の場合、災害損失欠損金以外の青色欠損金については1年間の繰戻し還付が可能です（法人税法 80 条 1 項）。

### 〔災害損失欠損金に該当する例〕

- ・ 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- ・ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

※ 繰戻し還付の対象となる災害損失とは、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。

### 〔災害損失欠損金に該当しない例〕

- ・ 客足が減少したことによる売上げ減少額
- ・ 休業期間中に支払う人件費
- ・ イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

※ 上記のように、棚卸資産や固定資産の被害の拡大・発生を防止するために直接要した費用とは言えないものについては、災害損失欠損金に該当しません。

### 〔参考〕

- 暮らしの税情報「災害等にあったとき（災害により被害を受けた場合の法人税の特例）」



**問 3. 《企業がマスクを取引先等に無償提供した場合の取扱い》**　〔4月13日追加〕

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組みとして、関連する子会社や下請け業者などの取引先に対して、マスクや消毒液を無償で提供する予定です。

今回の措置は、今般、マスク需要が急激に増加し、取引先等において調達が困難となっている現状を踏まえ、当社の関連業務に従事する者や多数のお客様と接する機会の多い業者に使用させることを条件にして、無償で提供を行うこととしたものです。

この取組みは、感染症の流行が終息するまでの期間に限定して行うものですが、このようなマスク等の提供に要する費用は、法人税の取扱上、寄附金以外の費用に該当するでしょうか。

- 貴社が行うマスク等の無償提供が、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、緊急、かつ、感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであり、次の条件を満たすものであれば、貴社の事業遂行上、必要な経費と考えられますので、その提供に要する費用（マスク等の購入費用、送料等）の額は、寄附金以外の費用に該当します（法人税法 22 条 3 項、4 項、同法 37 条）。
  - ① 提供を行う取引先等において、マスクの不足が生じていることにより業務の遂行上、著しい支障が生じている、又は今後生じるおそれがあること
  - ② その取引先等が業務を維持できない場合には、貴社において、操業が維持できない、営業に支障が生じる、仕入れ等が困難になるといった、貴社の業務に直接又は間接的な影響が生じること
- なお、上記の①及び②の条件を満たすものであっても、その提供先において、無償提供したマスク等が転売されているといった事実がある場合には、貴社の事業遂行上、必要な経費とは認められませんので、その提供に要する費用は、税務上、寄附金に該当します（法人税法 22 条 3 項、4 項、同法 37 条）。

#### 問 4.《賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合》〔4月30日更新〕

当社は、店舗用物件やテナント等を賃貸する不動産貸付業を行っています。今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、当社の物件を賃借している事業者から、「売上が急減している中、固定的に支払いが発生する賃料の負担が大変である。」といった切実な声が寄せられています。

そこで、当社としては、賃料の減額を求められた場合、契約内容の見直しを行い、今般の感染症の流行が終息するまでの期間に限って、賃料の減額に応じるつもりです。

このように当社が取引先等に対して、復旧支援のため、賃料の減額に応じた場合に、その賃料の減額分については、法人税の取扱上、寄附金として取り扱われるのでしょうか。

- 企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、原則として、相手方に対して寄附金を支出したものととして税務上、取り扱われることとなります（法人税法 22 条 3 項、4 項、同法 37 条）。
- しかしながら、貴社が行った賃料の減額が、例えば、次の条件を満たすものであれば、実質的には取引先等との取引条件の変更と考えられますので、その減額した分の差額については、寄附金として取り扱われることはありません。
  - ① 取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
  - ② 貴社が行う賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
  - ③ 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること
- また、取引先等に対して既に生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合についても、同様に取り扱われます。
 

なお、賃料の減免を受けた賃借人（事業者）においては、減免相当額の受贈益が生じることになりますが、この場合であっても、事業年度（個人の場合は年分）を通じて、受贈益を含めた益金の額（収入金額）よりも損金の額（必要経費）が多い場合には課税が生じることはありません。
- この取扱いは、テナント以外の居住用物件や駐車場などの賃貸借契約においても同様です。

#### 〔参考〕

- 法人税基本通達 9-4-6 の 2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61 の 4 (1)―10 の 2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）



**問 5.《企業が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合》〔4月13日追加〕**

当社は、販売促進目的で一般消費者の方々を抽選で観劇（芝居、演劇、コンサート）等に招待しているほか、福利厚生目的で観劇等のチケットを社員へ配付しています。

これらの目的で当社がチケットを購入していた観劇等について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、すべての観劇等が公演中止となりました。

これらのチケットは、契約上、払い戻しを受けることが可能ですが、この観劇等の興行主や劇団などは、当面の公演中止により収入の見通しが立たず、事業継続が困難となり、劇団関係者への給料等も支払えない状況にあると知ったことから、当社としては、その復旧支援のためにチケットの払い戻しを辞退することにしました。

このような取引先の復旧支援のためにチケット払戻請求権の放棄（債権の免除等）をしたことによる損失の額は、法人税の取扱上、寄附金以外の費用に該当するでしょうか。

- 企業が、契約上払い戻し可能とされているチケットについて、その払い戻しを辞退した場合、税務上、その払戻請求権の放棄による経済的利益の供与の額は寄附金の額に該当します（法人税法 22 条 3 項、4 項、同法 37 条）。

しかしながら、貴社が行ったチケットの払戻請求権の放棄（債権の免除等）が、次の条件を満たすものであれば、その放棄したことによる損失の額は、寄附金以外の費用に該当します。

- ① 債権の免除等を行う相手先が、貴社の取引先等（得意先、仕入先、下請先、特約店、代理店等のほか、実質的な取引関係にあると認められる者を含みます。）であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に関連して相手先に生じた被害からの復旧支援を目的としたものであること
- ③ 債権の免除等が、相手先において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること
- ④ その債権の免除等が、単なる払い戻しの請求漏れではなく、復旧支援の為に行われたことが書面などにより確認できること

〔参考〕

- 法人税基本通達 9-4-6 の 2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61 の 4 (1)―10 の 2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

### 問5-2.《プロスポーツのスポンサー企業が行う復旧支援》〔5月15日追加〕

当社は、Jリーグクラブのスポンサー企業として、クラブと広告宣伝契約を取り交わし、毎年スポンサー料を支出しています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、試合数の減少や無観客試合の増加によって、広告宣伝価値が減少したことから、当初の契約で定める掲出条件が満たせなくなり、当社はクラブに対して、スポンサー料の一部の返還を求めることが可能です。

しかしながら、契約先のクラブはチケット収入も減少するなどして経営難となっており、当社としては、復旧支援のため、契約上の対象試合や露出が減少したとしても、スポンサー料の返還を辞退（払戻請求権を放棄）する予定です。

このようなスポンサー料の返還を辞退したことによる損失の額は、法人税の取扱上、寄附金や交際費等以外の費用に該当するでしょうか。

- 貴社のスポンサー料の返還の辞退<sup>(注1)</sup>が、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営難となったプロスポーツ団体の復旧支援のため、相当の期間内<sup>(注2)</sup>に行うもので、復旧支援目的であることが書面などにより確認できる場合、その辞退による損失の額は、寄附金や交際費等以外の費用に該当します（法人税法22条3項、4項、同法37条、租税特別措置法61条の4）。
- 各プロスポーツ界では、今般の感染症により、大規模イベント等の中止、延期、規模縮小等の要請に伴い、スポーツ活動や興行の運営自粛を余儀なくされ、各プロスポーツ団体の中には事業継続が困難となっているところも少なくありません。
- このような相手先（団体）に対して、スポンサー企業が復旧支援のため、売掛債権等（未収金や貸付金、払戻請求権などの債権を含みます。）の全部又は一部を免除したことによる損失の額は、法人税の取扱上、自然災害時と同様に寄附金や交際費等の額に該当しないものとして取り扱われ、全額損金算入されます。
- また、スポンサー企業が取引関係の維持、回復を目的として相当の期間内に災害見舞金の支出を行った場合も、交際費等に該当しないものとして取り扱われ、その支出額は全額損金算入されます。

（注1）スポンサー料の返還の辞退については、当該スポンサー料を契約時に一括払い（前払い）したケースに限らず、当初契約時の支払条件に従い期中に分割払い（後払い）したケースも同様に取扱われます。

（注2）相当の期間内とは、通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間内をいい、例えば、プロスポーツ興行の場合は、試合の再開や観客の入場制限などが解消した後で観客動員数がコロナ禍の前の状態に戻るまでの期間などが考えられます。

#### 〔参考〕

- 法人税基本通達9-4-6の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61の4(1)―10の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61の4(1)―10の3（取引先に対する災害見舞金等）



**問 6.《業績が悪化した場合に行う役員給与の減額》**　〔4月13日追加〕

当社は、各種イベントの開催を請け負う事業を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、イベント等の開催中止の要請があったことで、今後、数か月間先まで開催を予定していた全てのイベントがキャンセルとなりました。

その結果、予定していた収入が無くなり、毎月の家賃や従業員の給与等の支払いも困難な状況であることから、当社では、役員給与の減額を行うこととしました。

法人税の取扱いでは、年度の中で役員給与を減額した場合、定期同額給与に該当せず、損金算入が認められないケースもあると聞いています。

そこで、当社のような事情によって役員給与を減額した場合、その役員給与は定期同額給与に該当するでしょうか。

- 貴社が行う役員給与の減額改定については、業績悪化改定事由（法人税法 34 条 1 項 1 号、法人税法施行令 69 条 1 項 1 号八）による改定に該当するものと考えられます。

したがって、改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することになります。

- 法人税の取扱いにおける「業績悪化改定事由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいいますので、貴社のように、業績等が急激に悪化して家賃や給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からやむを得ず役員給与を減額しなければならない状況にある場合は、この業績悪化改定事由に該当することになります。

〔参考〕

- 法人税基本通達 9－2－13（経営の状況の著しい悪化に類する理由）
- 役員給与に関する Q & A（平成 24 年 4 月改訂版）〔Q 1〕（業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱い）

**問 6-2. 《業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額》** **〔4月13日追加〕**

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国からの入国制限や外出自粛要請が行われたことで、主要な売上先である観光客等が減少しています。そのため、当面の間は、これまでのような売上げが見込めないことから、営業時間の短縮や従業員の出勤調整といった事業活動を縮小する対策を講じています。

また、いつになれば、観光客等が元通りに回復するののかの見通しも立っておらず、今後、売上げが更に減少する可能性もあるため、更なる経費削減等の経営改善を図る必要が生じています。一方で、当社の従業員の雇用や給与を維持するため、急激なコストカットも困難であることから、当社の経営判断として、まずは役員給与の減額を行うことを検討しています。

しかしながら、法人税の取扱上、年度の中で役員給与を減額した場合にその損金算入が認められるのは、経営が著しく悪化したことなど、やむを得ず減額せざるを得ない事情（業績悪化改定事由）がある場合に限られると聞いています。

そこで、当社のような理由による役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当するのでしょうか。

- 貴社が行う役員給与の減額改定について、現状では、売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、貴社が営業を行う地域では観光需要の著しい減少も見受けられるところです。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止されない限り、減少した観光客等が回復する見通しも立たないことから、現時点において、貴社の経営環境は著しく悪化しているものと考えられます。
- そのため、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、急激に財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況が著しく悪化することが不可避と考えられます。
- したがって、貴社のような理由による役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由（法人税法 34 条 1 項、2 項、法人税法施行令 69 条 1 項 1 号八、5 項 2 号）による改定に該当します。

**〔参考〕**

- 法人税基本通達 9-2-13（経営の状況の著しい悪化に類する理由）
- 役員給与に関する Q & A（平成 24 年 4 月改訂版）〔Q 1-2〕（業績等の著しい悪化が不可避と認められる場合の役員給与の減額）



**問 7. 《定時株主総会の延期に伴う定期同額給与の通常改定時期》** **〔6月12日追加〕**

3月決算法人である当社は、基準日を3月末日とし、毎年6月下旬に定時株主総会を開催しているため、法人税の確定申告書については、法人税法 75 条の2 第1項の規定を適用することにより、提出期限を1月延長し6月末日までとしています。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じている状況にあり、通常どおり6月下旬に定時株主総会を開催することが困難なことから、5月下旬に基準日を変更する旨を公告し、定時株主総会の開催時期を8月下旬に延期するとともに、法人税の確定申告書の提出期限についても、法人税法 75 条の2 第9項を適用し、国税通則法 11 条の規定による期限延長の適用を受ける予定です。

ところで、当社では、毎年、定時株主総会において、役員報酬の総額及び取締役会にて各役員の定期給与の額（毎月同額）を決定する旨を議決しており、今回の定時株主総会においても同様の議決を行い、その後に開催する取締役会において各役員の定期給与の額の改定を行う予定です。

ここで、今回の役員給与の改定は、その改定時期が通常改定時期である3月経過日等後となりますが、改定後の役員給与の額は定期同額給与に該当しないこととなるのでしょうか。

- ご質問の場合には、法人税法施行令 69 条 1 項 1 号イに規定する「特別の事情があると認められる場合」に該当し、定期同額給与の通常改定時期の要件を満たすことから、改定後の役員給与の額は定期同額給与に該当することとなります。
- 役員給与のうち、定期同額給与の改定（以下「通常改定」といいます。）については、会計期間開始の日から3月（法人税法第 75 条の2 第1項各号の規定の適用を受けている場合にはその指定月数に2を加えた月数）を経過する日（以下「3月経過日等」といいます。）までに行うことが要件とされています。  
これに加えて、継続して毎年所定の時期にされる改定に限り、3月経過日等後となることにつき「特別の事情があると認められる場合」には、その通常改定の時期の要件は、その改定の時期とされています（法人税法施行令 69 条 1 項 1 号イ）。
- この点、ご質問のような状況により、定時株主総会に合わせて継続して毎年所定の時期にされる役員給与の通常改定が3月経過日等後に行われる場合には、自己の都合によらない「特別の事情があると認められる場合」に該当し、定期同額給与の通常改定の時期の要件を満たすこととなります。

〔参考〕

- 法人税基本通達 9-2-12 の2（特別の事情があると認められる場合）
- 経済産業省ホームページの株主総会に関するページにおいて、株主総会の延期等を行う企業向けに、定期同額給与のほか、事前確定届出給与及び業績連動給与の手続きに関する考え方を掲載しています。  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi\\_sokai.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai.html)



## <所得税に関する取扱い>

### 問8.《個人事業者の事業所得に赤字（損失）が生じた場合の取扱い》

〔4月13日追加〕

私は、居酒屋を営む個人事業主です。新型コロナウイルス感染症に感染したため、完治するまでの間、休業しました。

この度の休業は、突然のことであったため、食材等を廃棄するとともに、店舗全体を消毒するなどの支出もありました。

その後、営業を再開しましたが、しばらくの間は客足が戻らず、例年に比べて収入も少ないため、本年の所得は赤字（損失）になる見込みです。

- 令和2年において事業所得などに生じた赤字（損失）の金額がある方の税制上の取扱いについては、青色申告を行っている事業者と、白色申告を行っている事業者との違いによりそれぞれ、次のとおり取り扱われます。

#### 【青色申告の方】

- 事業所得などに赤字（損失）の金額がある場合で、他の所得と通算（損益通算）しても、なお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）が生じたときには、その損失額を翌年以後3年間（令和3年から令和5年）にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます（純損失の繰越）（所得税法70条1項）。
- また、純損失の金額が生じた年の前年（令和元年）も青色申告をしている場合には、その損失の金額の全部又は一部を前年（令和元年）に繰り戻して、前年分（令和元年分）の所得税の還付を受け（純損失の繰戻し）、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後3年間（令和3年から令和5年）にわたって繰り越すことができます（所得税法70条1項、140条1項）。
- 純損失の繰戻しの適用を受けるためには、繰戻しを行う純損失が生じた年分（令和2年分）の確定申告書とともに原則として確定申告期限（延長後の期限をいいます。）までに、「純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書」を所轄の税務署長に提出する必要があります（所得税法142条1項）。

➤ 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/03\\_29.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/03_29.pdf)

#### 【白色申告（青色申告以外）の方】

- 事業所得などに赤字（損失）の金額がある場合で、他の所得と通算（損益通算）しても、なお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）のうち、「事業用資産に生じた災害による損失等」については、その損失額を翌年以後3年間（令和3年から令和5年）にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます（所得税法70条2項）。

- 「事業用資産に生じた災害による損失等」とは、棚卸資産や事業用の固定資産などに生じた災害による損失をいい、その災害に関連するやむを得ない支出で一定のものを含みます（所得税法 70 条 3 項、所得税法施行令 203 条）。

### （参考 1）事業用資産に生じた災害による損失等の取扱い

今般の新型コロナウイルス感染症に関連した「事業用資産に生じた災害による損失等」については、次のとおり、取り扱って差し支えありません。

#### 〔災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当する例〕

- ・ 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- ・ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気洗浄機等の購入費用
- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

※ 「災害により生じた損失等」とは、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。

#### 〔災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当しない例〕

- ・ 客足が減少したことによる売上げ減少額
- ・ 休業期間中に支払う人件費
- ・ イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

※ 上記のように、棚卸資産や固定資産に生じた被害の拡大・発生を防止するために直接要した費用とは言えないものについては、「災害により生じた損失等」に該当しません。

### （参考 2）個人事業者の繰戻還付及び繰越控除の適用の有無について

|      | 青色申告<br>(災害による損失かどうかを問わない) | 白色申告           |        |
|------|----------------------------|----------------|--------|
|      |                            | 災害損失           | 災害損失以外 |
| 繰戻還付 | ○<br>〔1 年繰戻し可〕 (注 1)       | ×              |        |
| 繰越控除 | ○<br>〔3 年繰越し可〕 (注 1)       | ○<br>〔3 年繰越し可〕 | ×      |

(注 1) 青色申告者の繰戻還付（純損失の繰戻し）及び繰越控除（純損失の繰越控除）については、災害損失とそれ以外の損失で取扱いは変わらず、純損失の全額が繰戻還付及び繰越控除の対象となる。また、純損失の金額の全部又は一部を前年分に繰戻し、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後に繰り越すことも可能。

(注 2) 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額は繰越可能。



## 問9.《個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い》

〔6月12日更新〕

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがありますが、こうした助成金は所得税の課税対象となりますか。

- 国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の事実関係によって、次のとおり課税関係が異なります。具体例については、次ページの**（参考）**をご覧ください。

### 【非課税となるもの】

- 次のような助成金（助成金には、商品券などの金銭以外の経済的利益を含みます。以下同じです。）は、非課税となります。
- ① 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
  - ② その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの
    - ・ 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
    - ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）

### 【課税となるもの】

- 上記の非課税所得とならない助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。
- ① 事業所得等に区分されるもの
 

事業に関連して支給される助成金（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）

※ 補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。
  - ② 一時所得に区分されるもの
 

例えば、事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金

※ 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。
  - ③ 雑所得に区分されるもの
 

上記①・②に該当しない助成金
- ※ 一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要とされています。
- ※ 国や地方公共団体による主な助成金等の課税関係については、次ページの**（参考）**をご確認ください。  
 なお、次ページの**（参考）**に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

(参考) 1 新型コロナウイルス感染症等の影響に関して国等から支給される主な助成金等の課税関係 (例示)

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非<br>課<br>税 | <p><b>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 (雇用保険臨時特例法 7 条)</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 (雇用保険臨時特例法 7 条)</li> </ul> <p><b>【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別定額給付金 (新型コロナ税特法 4 条 1 号)</li> <li>・ 子育て世帯への臨時特別給付金 (新型コロナ税特法 4 条 2 号)</li> </ul> <p><b>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <p>○ 学資として支給される金品 (所得税法 9 条 1 項 15 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生支援緊急給付金</li> </ul> <p>○ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金 (所得税法 9 条 1 項 17 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金</li> <li>・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券</li> <li>・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成</li> </ul> |
| 課<br>税      | <p><b>【事業所得等に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金 (事業所得者向け)</li> <li>・ 家賃支援給付金</li> <li>・ 農林漁業者への経営継続補助金</li> <li>・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援</li> <li>・ 東京都の感染拡大防止協力金</li> <li>・ 雇用調整助成金</li> <li>・ 小学校休業等対応助成金</li> <li>・ 小学校休業等対応支援金</li> </ul> <p><b>【一時所得に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金 (給与所得者向け)</li> </ul> <p><b>【雑所得に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化給付金 (雑所得者向け)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                     |



## (参考) 2 国等から支給される主な助成金等の課税関係 (例示)

(新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して給付されるものを除く。)

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非<br>課<br>税 | <p><b>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用保険の失業等給付 (雇用保険法 12 条)</li> <li>・ 生活保護の保護金品 (生活保護法 57 条)</li> <li>・ 児童 (扶養) 手当 (児童手当法 16 条、児童扶養手当法 25 条)</li> <li>・ 被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法 21 条)</li> </ul> <p><b>【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡素な給付措置 (臨時福祉給付金) (措置法 41 条の 8 1 項 1 号)</li> <li>・ 子育て世帯臨時特例給付金 (措置法 41 条の 8 1 項 2 号)</li> <li>・ 年金生活者等支援臨時福祉給付金 (措置法 41 条の 8 1 項 3 号)</li> </ul> <p><b>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <p>○学資として支給される金品 (所得税法 9 条 1 項 15 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都認証保育所の保育料助成金</li> </ul> |
| 課<br>税      | <p><b>【事業所得等に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金</li> </ul> <p><b>【一時所得に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すまい給付金</li> <li>・ 地域振興券</li> </ul> <p><b>【雑所得に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券 (通常時のもの)</li> <li>・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成 (通常時のもの)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                         |

**問 9-2.《学生に対して大学等から助成金が支給された場合の取扱い》〔5月 15 日追加〕**

私は、都内の大学に通う学生ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による学生支援策として、大学から次の助成金等を受領しました。

これらの助成金等は、所得税の課税対象となりますか。

- ① 学費を賄うために支給された支援金
- ② 生活費を賄うために支給された支援金
- ③ 感染症に感染した学生に対する見舞金（5万円）
- ④ 遠隔授業を受けるために供与された機械（パソコン等）

○ ご質問については、それぞれ次のとおりとなります。

① 学費を賄うために支給された支援金

非課税所得となる「学資金」（所得税法 9 条 1 項 15 号）に該当しますので、所得税の課税対象になりません。ただし、その支援金の使途が特に限定されていないと認められる場合には、下記②と同様の取扱いになります。

② 生活費を賄うために支給された支援金

一時所得として収入金額に計上していただく必要があります。

ただし、その年の他の一時所得とされる金額との合計額が 50 万円を超えない限り、所得税の課税対象にはなりません。

③ 感染症に感染した学生に対する見舞金

非課税所得となる「心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金」（所得税法 9 条 1 項 17 号）に該当しますので、所得税の課税対象になりません。

④ 遠隔授業を受けるために供与された機械（パソコン等）

非課税所得となる「学資金」（所得税法 9 条 1 項 15 号）に該当しますので、所得税の課税対象になりません。

### 問 9-3. 《従業員に対して事業者から見舞金が支給された場合の取扱い》

〔5月15日追加〕

私は、介護老人福祉施設を有する法人の代表者です。当社は緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業に該当することもあり、これまで休業することなく事業を継続してきました。

社会的な使命に応えるためとはいえ、緊急事態宣言中に事業を継続する中で、従業員には新型コロナウイルス感染症の感染リスクといった平常時には感じ得ない相当な不安を抱えながらも懸命に事業に従事していただきました。

そこで、当社では、社内規程である慶弔基準を改定し、「新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言下において介護サービスを実施する従業員については、5万円の見舞金を支給する。」こととし、近日、この基準に従って支給することとしました。

この見舞金は、非課税所得に該当し、給与等として源泉徴収することは不要ですか。

- ご質問の見舞金は、非課税所得に該当しますので、給与等として源泉徴収する必要はありません。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して従業員等が事業者から支給を受ける見舞金が、次の3つの条件を満たす場合には、所得税法上、非課税所得に該当します（所得税法9条1項17号）。
  - ① その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること【条件①】
  - ② その見舞金の支給額が社会通念上相当であること【条件②】
  - ③ その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと【条件③】

※ 緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して支給の決定がされたものについては、そもそも「見舞金」とはいえない場合がありますので、ご注意ください。

#### 【条件①について】

- 心身に加えられた損害につき支払を受けるものの具体例は、次のとおりです。
    - 従業員等やその親族が新型コロナウイルス感染症に感染したため支払を受けるもの
    - 緊急事態宣言の下において、事業の継続を求められる事業者<sup>（注1）</sup>の従業員等で次のいずれにも該当する者が支払を受けるもの<sup>（注2）</sup>
      - ・ 多数の者との接触を余儀なくされる業務など新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い業務に従事している者
      - ・ 緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると認められる者
- （注1） 事業の継続が求められる事業者に該当するかどうかの判定に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を参考にしてください。
- （注2） 緊急事態宣言がされた時から解除されるまでの間に業務に従事せざるを得なかったことに基因して支払を受けるものに限りです。



**【条件②について】**

- 見舞金の支給額が社会通念上相当であるかどうかは、次の点を踏まえ判断することになります。
  - その見舞金の支給額が、従業員等ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に応じた金額となっており、そのことが事業者の慶弔規程等において明らかにされているかどうか。
  - その見舞金の支給額が、慶弔規程等や過去の取扱いに照らして相当と認められるものであるかどうか。

**【条件③について】**

- 例えば、次のような見舞金は役務の対価たる性質を有していないものには該当しないことになります。
  - 本来受けるべき給与等の額を減額した上で、それに相当する額を支給するもの
  - 感染の可能性の程度等にかかわらず従業員等一律に支給するもの
  - 感染の可能性の程度等が同じと認められる従業員等のうち特定の者にのみ支給するもの
  - 支給額が通常の給与等の額の多寡に応じて決定されるもの
- ご質問の見舞金について、上記条件①から③までを満たすものと考えられますので、非課税所得に該当し、給与等として源泉徴収する必要はありません。

**【参考】**

- 新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金の所得税の取扱いについて（法令解釈通達）（令和2年5月15日）  
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/2005xx/pdf/01.pdf>



**問 10. 《売上げの一部を寄附した場合の必要経費の取扱い》** 【5月15日追加】

私は、個人で食料品の小売販売をしており、今般、売上げの一部を医療機関に寄附する取組を始めることにしました。この取組については、①指定商品の売上金額の一定割合を寄附金額とすること、②寄附先、③寄附日などをあらかじめ設定し、指定商品を購入するお客様にご理解いただけるよう店内ポスターやホームページなどで広く一般に周知するとともに、寄附をした後には、その旨も同様に周知することとしています。

この度、予定どおり医療機関に寄附をしましたが、この支出は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできますか。

- ご質問については、医療機関に寄附した金額が、事前に広く一般に周知していた取組によるものであることが明らかである場合に限り、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。
- 所得税法上、必要経費とされるのは、収入金額を得るため直接要した費用と販売費・一般管理費等の所得を生ずべき業務について生じた費用とされています(所得税法37条1項)。
- ご質問によれば、商品の販売時において、所定の日に売上金額の一定割合の金額を指定された医療機関に寄附することを店内ポスターなどで広く一般に周知していたとのことですので、あなたが始めた取組は、新型コロナウイルス禍の下で社会的に必要とされる医療機関を支援する目的のほかに、集客を目的とした一種の広告宣伝としての効果を有しているものと認められます。  
また、顧客が指定商品を購入する際には、あなたと顧客との間で、この取組(取引条件)に合意していたものと考えられますので、あなたには、売上の一部から所定の金額を医療機関に寄附する義務が生じていることになります。
- したがって、医療機関に寄附をしたことによる支出は事業の遂行上必要なものとして生じたものと考えられますので、その支出は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。
- なお、あらかじめ周知する内容が不明確である場合など、次のような場合には、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできませんので、ご注意ください。
  - ・ 周知する内容を“売上げの一部を寄附します”としか示していない場合(寄附金額が不明確)
  - ・ 周知する内容を“医療機関に寄附します”としか示していない場合(寄附先が不明確)
  - ・ 周知内容と異なる内容の寄附を行っている場合(事業の遂行上必要かどうか不明確)
- ※ 個人事業主が支出した寄附金で、必要経費に算入されないものについては、事業主個人の家事上の経費になります。家事上の経費に該当する寄附の寄附先が国や地方公共団体等の寄附金(税額)控除の対象である場合には、控除の適用を受けることができます。

### ＜贈与税に関する取扱い＞

#### 問 11. 《住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例における取得期限等の延長について》 〔4月30日追加〕

住宅取得等資金の非課税の特例について、次の場合に該当し、期限までに住宅の取得又は居住ができなかった場合でも適用を受けることはできますか。

- ① 令和元年に父から住宅資金の贈与を受けて、家屋の棟上げまで工事が終了し、令和2年12月31日までに居住する見込みであるとして、この特例の適用を受けて贈与税の申告を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅の新築工事の工期が延長され同日までに居住できなかった場合
- ② 令和2年1月に母から贈与を受けた住宅資金について特例の適用を受ける予定であり、令和3年3月15日までに住宅を新築する見込みであったが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事の工期が延長され、同日までに工事が完了できない場合

- 「住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例」の適用を受けるためには、取得期限（贈与を受けた年の翌年3月15日）までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築（いわゆる棟上げまで工事が了している状態を含みます。）又は取得等をし、居住期限（同年12月31日）までにその家屋に居住する必要があります。
- ただし、「災害に基因するやむを得ない事情」により、取得期限までに新築等ができなかった場合又は居住期限までに居住ができなかった場合には、それぞれの期限が1年延長され、特例の適用を受けることができます（租税特別措置法70条の2第10項、第11項）。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、例えば、緊急事態宣言などによる感染拡大防止の取組に伴う工期の見直し、資機材等の調達が困難なことや感染者の発生などにより工事が施行できず工期が延長される場合など、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた自己の責めに帰さない事由については、「災害に基因するやむを得ない事情」に該当するものと認められます。
- したがって、お尋ねの場合が、上記のやむを得ない事情に該当するときは、
  - ・ ①の場合については、居住期限の延長がされますので、その延長後の居住期限（**令和3年12月31日**）までにその家屋に居住すれば、この特例の適用を受けることができます。
  - ・ ②の場合については、取得期限と居住期限が延長されますので、その延長後の取得期限（**令和4年3月15日**）までにその家屋を取得し、延長後の居住期限（**令和4年12月31日**）までにその家屋に居住すれば、この特例の適用を受けることができます。
- 具体的には、個々の事例により判断することとなりますが、ご不明な点がございましたら所轄の税務署へご相談ください。

#### 〔参考〕

- 暮らしの税情報「災害等にあったとき（住宅取得の際の贈与税に関する特例措置）」



## ＜消費税に関する取扱い＞

### 問 12.《賃料の減額を行った場合の消費税率等の経過措置について》〔5月15日追加〕

不動産賃貸業を営む当社は、テナント賃料の支払の猶予に応じるなど柔軟な措置の実施を検討いただきたいとの政府の要請もあり、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けているテナント（賃借人）の支援のために、賃料を一定の期間減額することにしました。

このテナントへの賃貸（資産の貸付け）については、消費税率等の経過措置（旧税率8%）の適用を受けていますが、上記の理由により賃料を減額した場合、引き続き、経過措置が適用されるのでしょうか。

【国土交通省から不動産関連業界への要請の概要】

新型コロナウイルス感染症等の影響により賃料の支払が困難なテナントに対して、その状況に配慮して支払の猶予や賃料の減免に応じるなど、柔軟な措置の実施を検討いただきたい。

- 資産の貸付けに係る消費税率等の経過措置（旧税率8%）の適用を受けている賃料を、31年指定日（平成31年4月1日）以後に変更した場合は、変更後に行われる資産の貸付けには当該経過措置は適用されませんが、当該賃料の変更が「正当な理由に基づくもの」であれば、経過措置が適用されます。
- ご質問のように、政府の要請を踏まえて新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた賃借人の支援のために当該賃料を減額することが明らかな場合は、「正当な理由に基づくもの」として取り扱って差し支えありませんので、引き続き、資産の貸付けに係る消費税率等の経過措置が適用されます。
- ※ 賃料の減額に係る変更契約書や覚書等において、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた賃借人の支援のために賃料を減額する旨を明らかにしておいてください。
- ※ 不動産以外の資産（事務機器等）の貸付けについて、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた賃借人の支援のために賃料を一定の期間減額する場合も、同様に取り扱って差し支えありません。
- ※ 当該政府の要請が行われる前に、賃貸業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた賃借人の支援のために賃料を一定の期間減額した場合も、同様に取り扱って差し支えありません。

#### 〔参考〕

- [平成26年10月27日付課消1-35ほか4課共同「平成31年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて」（法令解釈通達）19《正当な理由による対価の増減》](#)
- [令和2年3月31日付国土交通省通知・国土動第149号「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（依頼）](#)
- [令和2年4月17日付国土交通省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（補足その2）](#)

＜租税条約に関する取扱い＞

**問 13. 《国際郵便の引受停止等により租税条約に関する届出書が提出できない場合の取扱い》〔5月29日追加〕**

当社（源泉徴収義務者）は、外国法人（非居住者等）へ源泉徴収の対象となる著作権等の使用料を支払う予定です。

その外国法人は、租税条約による源泉所得税の免除を受けたいとのことですが、その免除を受けるためには、租税条約に関する届出書をその使用料の支払日の前日（期限）までに当社を経由して、税務署に提出する必要があります。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴う国際郵便物の引受停止等により、期限までに届出書の提出ができそうにありません。

このような場合、租税条約による源泉所得税の免除は受けられないのでしょうか。

- 原則として、租税条約に関する届出書を期限までに提出できない場合、源泉徴収義務者は、その使用料に係る源泉所得税を法定納期限までに納付する必要があります（所得税法212条1項）。

なお、後日、租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書を提出することで源泉徴収された所得税の還付を受けることができます（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令2条8項、9項等）。

- ご質問のように、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに租税条約に関する届出書の原本を提出できない場合には、新型コロナウイルス感染症が沈静化するまでの当面の対応として、源泉徴収義務者が非居住者等からメール等により受領した届出書（その添付書類を含みます。）を出力したものを税務署に提出することとして差し支えありません。

- なお、非居住者等が租税条約に関する届出書の原本の提出をすることができることとなった際には、源泉徴収義務者は遅滞なく届出書の原本の提出を受ける必要がありますが、税務署からその原本の提出を求められるまでの間は、源泉徴収義務者において、その原本を保管しておくこととして差し支えありません。

※ この取扱いは、「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」の提出についても同様です。



**問 13-2. 《租税条約に関する届出書に添付する居住者証明書を取得できない場合の取扱い》〔5月29日追加〕**

当社（源泉徴収義務者）から源泉徴収の対象となる配当の支払を受ける外国法人（非居住者等）が、租税条約による源泉所得税の免除を受けるためには、租税条約に関する届出書に外国の税務当局が発行する居住者証明書を添付する必要があります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、その外国の税務当局における居住者証明書の発行が遅延しており、届出書の提出期限までに居住者証明書を取得することが困難な状況となっています。

このような場合、租税条約による源泉所得税の免除は受けられないのでしょうか。

- 原則として、租税条約に関する届出書（居住者証明書等の添付書類を含みます。）を期限までに提出できない場合、源泉徴収義務者は、その配当に係る源泉所得税を法定納期限までに納付する必要があります（所得税法 212 条 1 項）。

なお、後日、租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書を提出することで源泉徴収された所得税の還付を受けることができます（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 2 条 8 項、9 項等）。

- ご質問のように、租税条約に関する届出書に居住者証明書を添付する必要がある場合において、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国の税務当局による居住者証明書の発行が遅延している旨の申立てがあり、次のように非居住者等が条約相手国の居住者であることが確認できる場合には、新型コロナウイルス感染症が沈静化するまでの当面の対応として、それぞれ次の方法によることとして差し支えありません。

- ① 源泉徴収義務者が非居住者等の居住者証明書の写し（おおむね 1 年以内に発行されたもの）を保管している場合

源泉徴収義務者がその写しのコピーを作成し、その届出書に添付して提出する（後日、税務署から直近の居住者証明書等の確認を求められた場合には、その証明書の提出等をする）方法

- ② 非居住者等が源泉徴収義務者の関連会社等<sup>（注1）</sup>であって、その源泉徴収義務者において、その非居住者等が条約相手国の居住者であることが明らかな場合

その源泉徴収義務者がその届出書の余白部分にその旨を記載<sup>（注2）</sup>して提出する（後日、居住者証明書の発行を受けた際には、その居住者証明書にその届出書の控え（税務署の收受印の押印のあるもの等）の写しを添付して税務署に提出する）方法

（注1） 関連会社等とは、源泉徴収義務者と資本関係や人的関係等を有する者で、その者が条約相手国の居住者であることについてその源泉徴収義務者において判断することができる者をいいます。

（注2） 届出書の余白部分には、例えば、「所得者は、支払者の親会社であり、〇〇国の居住者であることが明らかである。居住者証明書の発行が遅延しているため、当該証明書は後日提出する。」と記載してください。

※ この取扱いは、「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」の提出についても同様です。

## 6 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

### 問 1. 《新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置》

〔4月30日更新〕

新型コロナウイルス感染症等の措置の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年4月30日成立、同日施行。以下、問2以降について「新型コロナウイルス税特法」といいます。）等で新たに措置された税制上の措置について教えてください。

- 今般、国税に関する税制について措置されたものは、以下のとおりです。
  - ① 納税の猶予制度の特例【問2参照】
  - ② 欠損金の繰戻しによる還付の特例【問3参照】
  - ③ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制【問4参照】
  - ④ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用【問5参照】
  - ⑤ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化【問6及び7参照】
  - ⑥ 消費税の課税選択の変更に係る特例【問8参照】
  - ⑦ 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税【問9参照】
- これらの措置の概要については、次ページからの問2から問9をご覧ください。

〔参考〕

- 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

## <納税の猶予制度の特例>

### 問2.《納税の猶予制度の特例》〔7月1日更新〕

新たに措置された「納税の猶予制度の特例（特例猶予）」について教えてください。

- 猶予制度には、従来から、①換価の猶予（国税徴収法 151 条、151 条の2）と②納税の猶予（国税通則法 46 条）がありました。
- 申請による換価の猶予は、「事業継続又は生活の維持が困難であるとき」に、比較的広く適用でき、猶予期間中の延滞税が軽減（年 8.9%→年 1.6%）され、担保の提供が必要となる場合がある制度です。
- 納税の猶予は、延滞税が全額免除となる場合がありますが、地震や台風で家が壊れるなど、「財産の損失」が生じた場合等に限定されます。
- 一方、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、多くの事業者等の収入が減少しているという状況を踏まえ、以下の条件を満たす場合には、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税について、「財産の損失」が生じていない場合でも無担保かつ延滞税なしで1年間納税の猶予を受けられる制度が創設されました（以下「特例猶予」といいます。新型コロナ税特法3条）。
  - ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少していること
  - ② 一時に納税することが困難であること
- 特例猶予の適用を受けるためには、税務署への申請が必要です。ご不明な点がございましたら、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。
- 猶予制度については、更に詳しいFAQがありますので、あわせてご利用ください。
  - 国税の納税の猶予制度FAQ  
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>
  - ※ こちらのリンク先もご覧ください。
    - 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/pdf/0020004-143\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf)
    - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)



### <欠損金の繰戻しによる還付の特例>

#### 問3.《欠損金の繰戻しによる還付の特例》〔4月30日追加〕

新たに措置された「欠損金の繰戻しによる還付の特例」について教えてください。

- 今般、措置された特例「欠損金の繰戻しによる還付の特例」とは、これまで中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、利用できる法人の範囲を拡大して、資本金の額が1億円超 10億円以下の法人も利用することができることとされました（新型コロナ税特法7条）。

※ ただし、**大規模法人**（資本金の額が10億円を超える法人など）の**100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等**は除かれます。

- 青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告法人で、各事業年度において生じた欠損金について、その欠損が生じた事業年度（欠損事業年度）開始の日前1年以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の所得に繰り戻し、その所得に対する法人税額の全部又は一部を還付することができる制度です。

- この特例は、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます。

- 還付請求を行う場合は、欠損事業年度の確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出してください。

※ 今回設けられた特例により**本制度の対象となる法人が、令和2年7月1日前に欠損事業年度の確定申告書を提出している場合の請求期限は、令和2年7月31日**となります（新型コロナ税特法附則4条）。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて期限までに申告や還付請求の手続が困難な場合には、個別に期限延長が認められます（国税通則法11条、国税通則法施行令3条3項、4項）。

※ 期限の個別延長については、「1 申告・納付等の期限の個別延長関係」問2-2をご覧ください。

#### 〔参考〕

- 国税庁リーフレット「欠損金の繰戻し還付制度を利用できる法人の範囲が拡大されました」  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku\\_2.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_2.pdf)
- タックスアンサー（法人税）「No.5763 欠損金の繰戻しによる還付」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5763.htm>
- 還付請求書の様式など、詳しくは以下のリンク先をご覧ください。  
〔手続名〕欠損金の繰戻しによる還付の請求  
[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554\\_38.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm)



## ＜テレワーク等のための中小企業の設備投資税制＞

### 問 4. 《テレワーク等のための中小企業の設備投資税制》〔4月30日追加〕

新たに措置された「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」について教えてください。

- 今般、措置された特例「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」により、中小企業者などが、テレワーク等のための設備（遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備）を取得した場合に、中小企業経営強化税制の適用が受けられることができることとされました（租税特別措置法 42 条の 12 の 4）。

※ 中小企業経営強化税制の対象設備について、これまでの「生産性向上設備」と「収益力強化設備」の 2 つの種類のほか、新たな類型として「デジタル化設備」が追加されました。

※ 「デジタル化設備」については、機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアが対象設備となります。

- 中小企業経営強化税制とは、青色申告書を提出する中小企業者などが、指定期間内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、指定事業の用に供した場合、即時償却又は設備投資額の 7 %（資本金の額が 3,000 万円以下の法人などは 10 %）の税額控除をすることができる制度です。

- 対象となる設備、経営力向上計画の認定については、中小企業庁のホームページをご覧ください。

➤ 中小企業庁ホームページ：経営サポート「経営強化法による支援」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

#### 〔参考〕

➤ 国税庁リーフレット「テレワーク等のための設備投資が中小企業経営強化税制の対象になりました」

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku\\_1.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_1.pdf)

➤ タックスアンサー（法人税）「№.5434 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>

＜文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用＞

**問 5.《文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用》〔4月30日追加〕**

新たに措置された「文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用」について教えてください。

- **寄附金控除**は、納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、**特定寄附金を支出した場合に所得から控除できる制度（所得控除）**です（所得税法 78 条）。

また、政治活動に関する寄附金、認定 NPO 法人等に対する寄附金及び公益社団法人等に対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、**税額控除を選択することができる**こととされています（租税特別措置法 41 条の 18、41 条の 18 の 2、41 条の 18 の 3）。

- 今般の新型コロナ税特法においては、観客等が**指定行事<sup>(注1)</sup>の中止等により生じた入場料金等の払戻請求権の全部又は一部の放棄を令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの期間**（指定期間）内にした場合には、観客等がその年の指定期間内において放棄をした部分の**入場料金等の払戻請求権の価額<sup>(注2)</sup>の合計額（最高 20 万円）**について、**寄附金控除の対象（所得控除・税額控除）**とすることとされました（新型コロナ税特法 5 条）。

(注1) 「指定行事」とは、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに開催予定であった文化芸術・スポーツに関する行事のうち、新型コロナウイルス感染症が発生したことによる政府からの要請を受けて中止等を行った行事であると認められるものとして文部科学大臣が指定するものとされており、具体的には、文化庁・スポーツ庁のホームページに公表される予定です。

(注2) 特定寄附金、認定 NPO 法人等に対する寄附金及び公益社団法人等に対する寄附金の額（現行の寄附金控除の対象として控除可能なもの）やその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められものの金額を除きます。

- この特例の適用を受けるためには、放棄をした翌年の確定申告において、原則として、確定申告書に**次の書類を添付する必要があります**。主催者からこれらの証明書の交付を受けてください（新型コロナ税特令 3 条、新型コロナ税特規 3 条）。

- ・ **指定行事認定証明書**（指定行事に該当することその他一定の事実を証する書類）の写し
- ・ **払戻請求権放棄証明書**（放棄をした入場料金等の払戻請求権の価額その他一定の事実を証する書類）

※ 法人が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合の法人税の取扱いについては、「**5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係**」の問 5 をご覧ください。

〔参考〕

- 文化庁ホームページ  
[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/20200206.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html)
- スポーツ庁ホームページ  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_00008.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html)



## ＜住宅ローン控除の適用要件の弾力化＞

### 問 6. 《住宅ローン控除の適用要件の弾力化》〔4月30日追加〕

新たに措置された「住宅ローン控除の適用要件の弾力化」について教えてください。

- **住宅ローン控除**は、住宅ローンを借りて住宅の取得等をした場合において、その**取得等の日から6か月以内**に居住の用に供するなど一定の要件を満たしたときは、原則として毎年の住宅ローン残高の1%を10年間、**所得税等から控除**する制度です（租税特別措置法41条）。

なお、**消費税率10%が適用**される住宅を**令和2年12月31日までに取得等**をした場合には、控除期間を**13年間**に延長する特例措置（建物購入価格等の消費税率2%分の範囲で減税）が設けられています（租税特別措置法41条13項～17項）。

- 今般の新型コロナ税特法においては、上記の**住宅ローン控除の適用要件**について、次の**弾力化**が設けられました（新型コロナ税特法6条）。

- ① 中古住宅を取得した後、その住宅に入居することなく増改築等工事を行った場合の住宅ローン控除については、**新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置**（以下「新型コロナウイルス感染症等」といいます。）の**影響**によって工事が遅延したことなどにより、その住宅への入居が**控除の適用要件である入居期限要件（取得の日から6か月以内）を満たさないこととなった場合**でも、次の要件を満たすときは、その適用を受けることができます（新型コロナ税特法6条、新型コロナ税特令4条）。

- ・ **一定の期日**<sup>（注）</sup>までに、増改築等の契約を締結していること
- ・ **増改築等の終了後6か月以内**に、中古住宅に入居していること
- ・ **令和3年12月31日**までに中古住宅に入居していること

（注） 中古住宅の取得をした日から5か月を経過する日又は新型コロナ税特法の施行の日（令和2年4月30日）から2か月を経過する日のいずれか遅い日。

- ② 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置については、上記①と同様に、**新型コロナウイルス感染症等の影響により**、控除の対象となる住宅の取得等をした後、その住宅への入居が**入居の期限（令和2年12月31日）までにできなかった場合**でも、次の要件を満たすときには、その適用を受けることができます（新型コロナ税特法6条、新型コロナ税特令4条）。

- ・ **一定の期日**<sup>（注）</sup>までに、住宅の取得等に係る契約を締結していること
- ・ **令和3年12月31日**までに住宅に入居していること

（注） 新築については令和2年9月末、中古住宅の取得、増改築等については令和2年11月末。

#### 〔参考〕

➤ 国土交通省ホームページ

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr2\\_000044.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000044.html)

**問 7. 《住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る申告手続》** **〔4月30日追加〕**

前問の「住宅ローン控除の適用要件の弾力化」について、申告手続を教えてください。

- 住宅ローン控除の適用を初めて受ける方は、確定申告の際に、住宅ローン控除の計算明細書などの**必要書類を確定申告書に添付**して税務署長に提出する必要があります。

前問の適用要件の弾力化がなされた住宅ローン控除を受ける方は、これらの書類に加えて、**前問①②の弾力化のケースに応じて、それぞれ次の書類を確定申告書に添付する必要があります**（新型コロナ特令4条、新型コロナ特規4条）。

（前問①のケース）

➤ **入居時期に関する申告書兼証明書（既存住宅の取得後増改築等を行った場合用）**

- ・ この書類は、取得した中古住宅に取得から6か月以内に入居できなかった事情が新型コロナウイルス感染症等の影響であることを明らかにする書類であり、ご自身の申立書と建築業者等から交付を受ける証明書とを兼ねたものとなっています。

（前問②のケース）

➤ **入居時期に関する申告書兼証明書（控除期間13年間の特例措置用）**

- ・ この書類は、控除期間13年間の特例措置の適用の対象となる住宅に令和2年12月31日までに入居できなかった事情が新型コロナウイルス感染症等の影響であることを明らかにする書類であり、ご自身の申立書と建築業者等から交付を受ける証明書とを兼ねたものとなっています。

※ これらの申告書兼証明書については、国土交通省が定めた様式を国税庁ホームページにおいて掲載しています。

➤ 入居時期に関する申告書兼証明書

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/02/pdf/0020004-153.pdf>

- なお、給与所得者の方は、適用2年目以降の各年分の所得税等について、年末調整によってこの控除を受けることができます。

年末調整によってこの控除を受けようとする場合には、

- ・ 税務署から送付される住宅借入金等特別控除証明書
- ・ 住宅ローンの年末残高等証明書

を給与支払者に提出してください。



## <消費税の課税選択の変更に係る特例>

### 問 8. 《消費税の課税選択の変更に係る特例》〔4月30日追加〕

新たに措置された「消費税の課税選択の変更に係る特例」について教えてください。

- 今般、措置された「消費税の課税選択の変更に係る特例」により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下この間では「新型コロナウイルス感染症等の影響」といいます。）を受けている事業者の方で一定の条件を満たす方は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができることとされました（新型コロナ税特法 10 条）。

※ 「特定課税期間」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。

※ 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者等です。

#### 【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症等の影響により、  
令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間のうち  
任意の 1 か月以上の期間の事業としての収入が、  
著しく減少（前年同期比概ね 50%以上）している事業者

- また、本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、2 年間の継続適用要件等は適用されません（本特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能です。）

※ このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、税務署長の承認によりその制限を解除する特例が設けられています。

- 特例の承認を受けようとする場合、原則として、特定課税期間の確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出してください。

※ 詳しくは以下のリンク先をご覧ください。

➤ 消費税の課税選択の変更に係る特例について

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>

#### （参考）簡易課税制度の適用に関する特例について

消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法 37 条の 2）。

新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

＜特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税＞

**問 9. 《特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税》** 〔4月30日追加〕

新たに措置された「特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税」について教えてください。

- 今般、措置された特例「特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税」により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書<sup>(注)</sup>のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税とされました（新型コロナ税特法11条）。

(注) 非課税措置の対象となる消費貸借契約書は、公的貸付機関等（地方公共団体、政府系金融機関等をいいます。）又は金融機関（銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関をいいます。）が、他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書をいいます。

- また、印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出<sup>(注)</sup>し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

(注) 過誤納となった契約書等（原本）を提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類（原本）を提出する必要があります。

※ 詳しくは以下のリンク先をご覧ください。

- 消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>

## 法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉 所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関する F A Q

令和 2 年 4 月

(令和 2 年 5 月 29 日更新)

国税庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等を取りまとめた「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する F A Q」を公表し、法人の取扱いについても、案内しているところです。

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえると、これから申告期限を迎える法人の中には、期限までに申告等が困難な方々も多いものと考えられます。

そこで、この F A Q では、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な方々の為に、個別の申告期限延長の手続等について取りまとめたので、参考としてください。

### 目 次

- 問 1. どのような場合に法人は個別延長が認められますか。
- 問 2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。
- 問 3. 申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。
- 問 4. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。



問 1. どのような場合に法人は個別延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。
- このやむを得ない理由については、例えば、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども該当することになります。
  - ① 体調不良により外出を控えている方がいること
  - ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
  - ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
  - ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること
- また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

問 2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付することが困難な法人については、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることとなります。
- つきましては、法人の申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告を行ってください。

問 3. 申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。

- 法人税や消費税、源泉所得税に係る各種申請や届出など、申告以外の手続きについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合は、個別に期限延長の取扱いを行うこととしております。



問4. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

- 別途、申請書等を提出していただく必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております※。

このため、当初の申告期限以降に、申告書を提出する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限及び納付期限を延長する旨を以下の方法で作成していただきますようお願いいたします。

※ 源泉所得税においては、納付を行う際に所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております。

- この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書等の提出日となります。

※ 申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に提出する場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされますので、納付をする場合は期限にご注意ください。

(注) 延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。適用する場合は別途、**税務署に申請手続きが必要になります**ので、まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。

# ○ 書面の申告書で申告・納付期限延長を申請する場合の記載例

申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

## 【法人税申告書の記載例】

|                    |         |                         |        |           |         |                      |
|--------------------|---------|-------------------------|--------|-----------|---------|----------------------|
| 令和 年 月 日<br>税務署長殿  |         | 新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請 |        | 青色申告 一連番号 |         | 別表<br>各事業年度の所得に係る申告書 |
| 納税地                | 電話( ) - | 法人区分                    | 事業種目   | 整理番号      | 事業年度(至) |                      |
| (フリガナ) 法人名         |         | 同非区分                    | 円 中小法人 | 売上金額      | 申告年月日   |                      |
| 法人番号               |         | 旧納税地及び                  | 旧法人名等  | 申告区分      | 申告年月日   |                      |
| (フリガナ) 代表者<br>記名押印 |         | 添付書類                    |        | 法人税       | 期賦納     |                      |
| 代表者住所              |         |                         |        | 地方税       | 期賦納     |                      |

## 【消費税及び地方消費税申告書の記載例】

|                   |           |                         |              |             |          |
|-------------------|-----------|-------------------------|--------------|-------------|----------|
| 令和 年 月 日<br>税務署長殿 |           | 新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請 |              | G K 0 3 0 4 |          |
| 納税地               | (電話番号 - ) | 一連番号                    | 翌年以降<br>送付不要 | 申告年月日       | 令和 年 月 日 |
| (フリガナ) 名称<br>又は屋号 |           | 申告区分                    | 指等           | 庁指定         | 局指定      |
|                   |           | 通信日付印                   | 確認印          | 身元          |          |

## 【法人税中間（予定）申告書の記載例】

| 法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書<br>地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書 |                              | 新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請           |                                 |
|-----------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|
| (税務署提出用)                                            | 納税地<br>(電話番号 - - )           | 整理番号                              | 別表十八                            |
|                                                     | (フリガナ)                       | 前事業年度等<br>自平成 年 月 日<br>至平成 年 月 日  | 平成 年 月 日                        |
|                                                     | 法人名                          | 法人税額の計算<br>修正・更正・決定の年月日           | 地方法人税額の計算<br>修正・更正・決定の年月日       |
|                                                     | (フリガナ)<br>代表者<br>自署押印        | 前事業年度<br>法人税額<br>百万 千 円<br>00     | 前事業年度<br>地方法人税額<br>百万 千 円<br>00 |
| 代表者<br>住所                                           | この申告前の法人税額<br>百万 千 円<br>00   | この申告前の地方法人税額<br>百万 千 円<br>00      | この申告により増加する法人税額<br>百万 千 円<br>00 |
| 税理士<br>署名押印                                         | この申告前の地方法人税額<br>百万 千 円<br>00 | この申告により増加する地方法人税額<br>百万 千 円<br>00 | この申告による法人税額の合計<br>百万 千 円<br>00  |

## 【消費税及び地方消費税の中間申告書の記載例】

| 第26号様式<br>消費税及び地方消費税の中間申告書 |                         | 新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請               |                                       |
|----------------------------|-------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| (税務署提出用)                   | 納税地<br>(電話番号 - - )      | 令和 年 月 日                              | 整理番号                                  |
|                            | (フリガナ)<br>名称<br>又は屋号    | 令和 年 月 日 課税期間分の中間申告書                  | 前課税期間<br>自平成 年 月 日<br>至平成 年 月 日       |
|                            | 個人番号<br>又は<br>法人番号      | 通 信 日 付 印 確認印 番号確認                    | 修正・更正・決定<br>の 年 月 日                   |
|                            | (フリガナ)<br>代表者氏名<br>又は氏名 | 個人番号カード／通知カード<br>運転免許証<br>その他( )      | 前課税期間<br>の消費税額<br>百万 千 円<br>00        |
| 税理士<br>署名押印                | この申告書の修正                | この申告前の消費税額<br>百万 千 円<br>00            | この申告により増加する消費税額<br>百万 千 円<br>00       |
|                            | この申告書である場合の             | この申告前の地方消費税額<br>百万 千 円<br>00          | この申告により増加する地方消費税額<br>百万 千 円<br>00     |
|                            |                         | 消費税及び地方消費税<br>の合計納付税額<br>百万 千 円<br>00 | 消費税及び地方消費税<br>の合計納付税額<br>百万 千 円<br>00 |

(注) 平成28年1月1日以後に開始する課税期間分の中間申告書から、個人番号又は法人番号を記載する必要があります。



【源泉所得税（所得税徴収高計算書）の記載例】

所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」と記載してください。

国税 収納資金 (納付書) 給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書 領収済通知書 (記入例) ¥1234567890

32309

納期等の区分

証券受領

内 証 金 庫 印

（領 収 日 付 印）

住所 (所在地) (電話番号)

氏 名 (姓 名 姓 名)

（印）

新型コロナウイルスによる納付期限延長申請

① 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください、あて先

② この用紙は直営機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

左記の合計額を徴収しました。



# ○ 各種会計ソフトを利用して e-Tax で申告・納付期限延長を申請する場合の入力例

【法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税申告書の e-Tax ソフトの入力例】

電子申告及び申請・届出による添付書類の送付書の「電子申告及び申請・届出名」欄等に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

|          |  |       |            |
|----------|--|-------|------------|
| ※利用者識別番号 |  |       |            |
| ※受付番号    |  | ※受付日時 | 令和 / / : : |

電子申告及び申請・届出による添付書類送付書

|                                                                                         |                                                              |                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------|
| <p>税務署受付印</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>廻町税務署長 殿</p> <p>電子申告及び申請・届出による添付書類について、次のとおり送付します。</p> | ※法人番号                                                        | ※整理番号                        |
|                                                                                         | 納税地                                                          | 〒 - 東京都千代田区霞ヶ関<br>電話 ( ) - - |
|                                                                                         | 〈フリガナ〉                                                       | カブシキガイシャ コクセイショウワ            |
|                                                                                         | 法人等の名称                                                       | ㈱ 国税商事                       |
|                                                                                         | 〈フリガナ〉                                                       | コクセイタロウ                      |
|                                                                                         | 代表者氏名                                                        | 国税太郎                         |
|                                                                                         | 代表者住所                                                        | 〒 - 東京都千代田区霞ヶ関               |
| 電子申告及び申請・届出名                                                                            | 新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請                                      |                              |
| 添付書類名                                                                                   | <p>「電子申告及び申請・届出名」欄又は「添付書類名」欄に文言を入力し、各税目の e-Tax 申告書と同時に送信</p> |                              |

【源泉所得税（所得税徴収高計算書）の e-Tax ソフトの入力例】

所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」と入力してください。

| 給与所得・退職所得等の<br>所得税徴収高計算書                                                                                                         |             |                |                      |               |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------------|----------------------|---------------|---------|
| 32399                                                                                                                            | 令和 年度       | 税 務 署 名<br>税務署 | 税 務 署 番 号            | 税務署使用欄<br>110 | 整 理 番 号 |
| 区 分                                                                                                                              | 支 払 年 月 日   | 人 員            | 支 給 額                | 税 額           |         |
| 俸給・給料等<br>(01)                                                                                                                   | 年 月 日 ~ 月 日 | 人              | 円                    | 円             |         |
| 賞与(従業員と全庶主)<br>(02)                                                                                                              | ~           | (連)            |                      |               |         |
| 日雇労働者の<br>賃金 (06)                                                                                                                |             |                |                      |               |         |
| 退職手当等<br>(07)                                                                                                                    | ~           |                |                      |               |         |
| 税理士等の<br>報酬 (08)                                                                                                                 | ~           |                |                      |               |         |
| 役員賞与<br>(03)                                                                                                                     | ~           |                |                      |               |         |
| 同上の支払<br>確定年月日                                                                                                                   |             |                | 年末調整による<br>不足税額 (04) |               |         |
| 住 所 (電話番号 - - )<br>(所在地)                                                                                                         |             |                | 年末調整による<br>超過税額 (05) | ▲             |         |
| 徴収<br>通<br>務<br>者<br>氏 名<br>(名 称)                                                                                                |             | 様 (御中)         | 本 税                  |               |         |
| 納<br>期<br>特<br>例<br>分                                                                                                            |             |                | 延 滞 税                |               |         |
|                                                                                                                                  |             |                | 合 計 額                |               |         |
| <div>納期等の区分</div> <div>令和 年 月</div> <div>自</div> <div>令和</div> <div>至</div> <div>支払分源泉所得税<br/>及び復興特別所得税</div>                    |             |                |                      |               |         |
| <div>所得税徴収高計算書用紙の送付の要否</div> <div> <input checked="" type="radio"/> 1 送付不要           <input type="radio"/> 2 送付希望         </div> |             |                |                      |               |         |

## 【参考】「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の記載方法

| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">         _____ 税 務 署 長 殿       </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> <b>記 載 例</b> </div>                                                                                                                                                                                                                                                   | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">         令和____年____月____日       </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">         (〒 _____ )<br/>         申請者 住 所<br/>         (所在地) _____<br/>         (電話番号 _____ )<br/>         氏 名 _____<br/>         (名 称) _____ ⑩<br/>         法人番号<br/>                                           </div> |         |  |  |       |           |         |         |  |                   |                 |                         |  |                   |                 |                         |  |                |                 |                         |  |  |                         |                         |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--|--|-------|-----------|---------|---------|--|-------------------|-----------------|-------------------------|--|-------------------|-----------------|-------------------------|--|----------------|-----------------|-------------------------|--|--|-------------------------|-------------------------|--|
| <b>災害による申告、納付等の期限延長申請書</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |  |  |       |           |         |         |  |                   |                 |                         |  |                   |                 |                         |  |                |                 |                         |  |  |                         |                         |  |
| 自令和____年____月____日 _____ の影響により<br>_____ の <u>新型コロナウイルス</u> により被害を受けましたので、下記のとおり、申告、<br>至令和____年____月____日 _____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |  |  |       |           |         |         |  |                   |                 |                         |  |                   |                 |                         |  |                |                 |                         |  |  |                         |                         |  |
| 納付等の期限の延長を申請します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |  |  |       |           |         |         |  |                   |                 |                         |  |                   |                 |                         |  |                |                 |                         |  |  |                         |                         |  |
| 「至」は災害のやんだ日（申告書等と同時に申請書を提出する場合は申告書等の提出日）を記載してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 各種会計ソフトを利用して e-Tax で提出する場合は修正不要です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |  |  |       |           |         |         |  |                   |                 |                         |  |                   |                 |                         |  |                |                 |                         |  |  |                         |                         |  |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">申 請 内 容</th> <th style="text-align: center;">※ 処 理</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">期 限 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">法 定 期 限</th> <th style="text-align: center;">申 請 期 限</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税及び地方法人税の申告及び納付</td> <td>令和 2 年 4 月 30 日</td> <td>令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税及び地方消費税の申告及び納付</td> <td>令和 2 年 4 月 30 日</td> <td>令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>源泉所得税の納付（3 月分）</td> <td>令和 2 年 4 月 10 日</td> <td>令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日</td> <td>令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 申 請 内 容 |  |  | ※ 処 理 | 期 限 の 種 類 | 法 定 期 限 | 申 請 期 限 |  | 法人税及び地方法人税の申告及び納付 | 令和 2 年 4 月 30 日 | 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 |  | 消費税及び地方消費税の申告及び納付 | 令和 2 年 4 月 30 日 | 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 |  | 源泉所得税の納付（3 月分） | 令和 2 年 4 月 10 日 | 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 |  |  | 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 | 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 |  |
| 申 請 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ※ 処 理   |  |  |       |           |         |         |  |                   |                 |                         |  |                   |                 |                         |  |                |                 |                         |  |  |                         |                         |  |
| 期 限 の 種 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 法 定 期 限                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 申 請 期 限                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |  |  |       |           |         |         |  |                   |                 |                         |  |                   |                 |                         |  |                |                 |                         |  |  |                         |                         |  |
| 法人税及び地方法人税の申告及び納付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和 2 年 4 月 30 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |  |  |       |           |         |         |  |                   |                 |                         |  |                   |                 |                         |  |                |                 |                         |  |  |                         |                         |  |
| 消費税及び地方消費税の申告及び納付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和 2 年 4 月 30 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |  |  |       |           |         |         |  |                   |                 |                         |  |                   |                 |                         |  |                |                 |                         |  |  |                         |                         |  |
| 源泉所得税の納付（3 月分）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 令和 2 年 4 月 10 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |  |  |       |           |         |         |  |                   |                 |                         |  |                   |                 |                         |  |                |                 |                         |  |  |                         |                         |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |  |  |       |           |         |         |  |                   |                 |                         |  |                   |                 |                         |  |                |                 |                         |  |  |                         |                         |  |
| 被災状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">         源泉所得税の納付について、複数月の納期限について延長を申請する場合には、複数月がわかるように記載してください。       </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>「申請期限」欄の記載方法</b><br/>         申告書等と同時に申請書を提出する場合は申告書等の提出日を記載してください。<br/>         申請書のみを提出する場合は、期限延長の指定を受けようとする日を記載してください。       </div> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |  |  |       |           |         |         |  |                   |                 |                         |  |                   |                 |                         |  |                |                 |                         |  |  |                         |                         |  |
| (注) 1 この延長申請書は、原則として災害のやんだ日から 1 か月以内に申請してください。<br>2 ※印が付された欄の記入は要しません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |  |  |       |           |         |         |  |                   |                 |                         |  |                   |                 |                         |  |                |                 |                         |  |  |                         |                         |  |

# 新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り



設備投資・販路開拓



経営環境の整備



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



中小企業庁が運営する以下のオンラインツールも併せてご活用ください。



**中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」**

最新情報の配信に加え、自分に合った制度や条件検索も。

 ミラサポplus



**LINE公式「経済産業省 新型コロナ 事業者サポート」**

最新情報の配信に加え、アプリ内で支援メニューの検索も。

 @meti\_chusho



**公式ツイッター「中小企業庁」**

パンフレット更新をいち早くお知らせ、その他情報も随時配信。

 @meti\_chusho



**メルマガ「e-中小企業ネットマガジン」**

毎週（水）に中小企業支援施策・関連情報を配信。

 e-中小企業ネットマガジン





- ◆ 新着情報 …… 3

## **第1章 経営相談**

- ◆ 経営相談窓口の開設 …… 4
- ◆ 専門家によるアドバイス …… 5

## **第2章 資金繰り支援**

- ◆ 資金繰り 支援内容一覧 …… 6

### **【政府系融資/一般】**

- ◆ 新型コロナウイルス特別貸付 … 7
- ◆ 商工中金による危機対応融資 … 8
- ◆ 新型コロナウイルス対策マル経融資 … 9
- ◆ 特別利子補給制度（実質無利子） 10
- ◆ セーフティネット貸付の要件緩和 11

### **【政府系融資/生活衛生関係】**

- ◆ 融資制度一覧 …… 12
- ◆ 生活衛生新型コロナウイルス特別貸付 13
- ◆ 新型コロナウイルス対策衛経融資 …… 14
- ◆ 特別利子補給制度（実質無利子） 15
- ◆ 衛生環境激変対策特別貸付 …… 16

### **【民間の信用保証付き融資】**

- ◆ セーフティネット保証4号・5号 …… 17
- ◆ 危機関連保証 …… 18
- ◆ 民間金融機関における  
実質無利子・無担保融資 …… 19

### **【借換/リスク/配慮要請】**

- ◆ 日本公庫等の既往債務の借換 20
- ◆ 新型コロナ特例リスクスケジュール …… 21
- ◆ 金融機関等への配慮要請 …… 22

### **【その他】**

- ◆ 小規模企業共済の  
特例緊急経営安定貸付等 23、24
- ◆ 経営セーフティ共済の特例措置 25、26
- ◆ DBJ・商工中金による危機対応融資 27

## **第3章 給付金**

- ◆ 持続化給付金 …… 28、29
- ◆ 家賃支援給付金 …… 30

## **第4章 設備投資・販路開拓支援**

### **【生産性革命推進事業】**

- ◆ 生産性革命推進事業 …… 31、32
- ◆ ものづくり・商業・サービス補助 …… 33
- ◆ 持続化補助 …… 34、35
- ◆ IT導入補助 …… 36

### **【サプライチェーン改革】**

- ◆ サプライチェーン対策のための  
国内投資促進事業 …… 37
- ◆ 海外サプライチェーン多元化等  
支援事業 …… 38

### **【販路開拓支援】**

- ◆ JAPANブランド育成支援事業 …… 39
- ◆ 非対面・遠隔の海外展開支援事業 …… 40

## 第5章 経営環境の整備

### 【下請取引】

- ◆ 下請取引配慮要請 ……41
- ◆ 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請 ……42
- ◆ 官公需における配慮要請 ……43
- ◆ 下請Gメンによる実態把握 ……44

### 【経営資源引継ぎ・事業再編】

- ◆ 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業 ……45

### 【資本性資金供給・資本増強支援】

- ◆ 中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業 ……46

### 【事業継続力の強化】

- ◆ 感染症対策含む中小企業強靱化対策事業 ……47

### 【雇用関連】

- ◆ 雇用調整助成金の特例措置 48～50
- ◆ 小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者に休暇を取得させた事業者向け） ……51
- ◆ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け） ……52
- ◆ 個人向け緊急小口資金等の特例 ……53
- ◆ 休業や労働時間変更への対応 ……54
- ◆ 都道府県労働局及び労働基準監督署における配慮 ……55
- ◆ 外国人の在留資格取扱い ……56

### 【テレワーク】

- ◆ テレワークに関する情報提供 ……57
- ◆ 専門家からの指導・助言 ……58
- ◆ 設備導入にかかる費用の支援 59

### 海外関連】

……60  
……61  
62

### 家賃関連】

63

### 自治体と連携した支援】

……64

### 税の申告・納付】

……65  
……66  
……67  
……68  
……69

### 社会保険】

……70  
……71  
72  
……73

74、75

……76

……77

### 公共料金】

78  
放送受信料の免除について ……79  
……80

7月3日 17:00時点

### 第3章 給付金

- ◆ 6月29日から、「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1～3月に開業した事業者」の申請受付を開始しました。（28ページ）
- ◆ 家賃支援給付金に関するお問い合わせ先（家賃支援給付金 コールセンター）を設置しました。（30ページ）

6月30日 17:00時点

### 第5章 経営環境の整備

#### 【海外関連】

- ◆ 外為法に基づく輸出許可証に付された条件履行に係る措置について期限を延長しました。（62ページ）

### 第6章 税・社会保険・公共料金

#### 【社会保険】

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が著しく下がった場合に、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、特例により翌月から改定可能とします。（76ページ）

6月25日 18:00時点

### 第5章 経営環境の整備

#### 【海外関連】

- ◆ ジェトロにて、外国企業、在日外資系企業向けの多言語ヘルプラインを設置しました。（60ページ）

### 第6章 税・社会保険・公共料金

#### 【税の申告・納付】

- ◆ 中小企業経営強化税制の適用に係る経営力向上計画の認定に関して、特例措置を設けて柔軟に対応します。（70ページ）

#### 【公共料金】

- ◆ 託送料金等の支払い猶予期間を3か月から4か月に延長しました。（78ページ）

6月23日 18:00時点

### 第6章 税・社会保険・公共料金

#### 【公共料金】

- ◆ 「持続化給付金」受給事業者を対象に、NHK放送受信料の免除を実施します。（79ページ）

1月29日（水）より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

### どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。

上記はあくまで一例です。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

### 【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

#### ➡ 平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



#### ➡ 土日・祝日のご相談

※土日・祝日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html>





# 専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

①全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応いたします。

**最寄りのよろず支援拠点までご相談ください。**

## 平日のご相談

経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



## 土日・祝日のご相談

土日・祝日も相談を受け付けております。  
開設している窓口を、右のQRコードよりご確認ください。



②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます。

※派遣申請に当たっては、事前により支援拠点または地域プラットフォームへのご相談が必要です。

**最寄りのよろず支援拠点・地域プラットフォームまでご相談ください。**

よろず支援拠点については、①のお問合せ先を、  
地域プラットフォームは以下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。  
<https://www.mirasapo.jp/regionplatform/about.html>



③電話又はオンラインで、専門家が何度でも無料で相談に対応いたします。

○経営相談体制強化事業事務局（電話相談）

受付電話番号：050-5371-9453

受付時間：9:00～17:00 ※土日・祝日含む

○経営相談体制強化事業事務局（オンライン相談）

右のQRコードからアクセスして事前に申込をお願いします。



EC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる  
「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始します。

**中小企業基盤整備機構が事業開始に向けて現在準備中。**

なお本事業とは別に、使いやすい業務用アプリをまとめたサイト  
「ここからアプリ」を立ち上げています。使いやすいITツールや活用事例を検索できますので、こちらも是非ご活用ください。



融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

### 政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

| 金利引き下げなし                                              | 金利▲0.9引下げ                                                                                                                                                   | 実質無利子融資                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>セーフティネット貸付</b><br>基準金利<br><br>【対象要件】<br>売上高等の要件はなし | <b>新型コロナウイルス感染症特別貸付</b><br><b>新型コロナウイルス対策マル経融資</b><br><b>危機対応融資</b><br><br>【対象要件】<br>売上高▲5%以上減少<br><small>※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応</small> | <div style="text-align: center;">+</div> <b>特別利子補給制度</b><br>特別貸付を利用した事業者<br>を対象に利子補給<br><br>【対象要件】<br>個人事業主（小規模）：要件なし<br>小規模（法人）：売上高▲15%減<br>中小企業：売上高▲20%減 |

### 民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

#### セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は  
全国47都道府県を対象地域として指定。5号  
は影響を受けている業種を指定。

#### 危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)  
で、全国・全業種※を対象。  
※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）



危機関連保証枠（2.8億円）

#### 信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、  
一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、  
かつ実質無利子化。

#### 【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

#### 【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

# 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。  
7月頭より、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【**融資対象**】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【**資金の使いみち**】運転資金、設備資金 【**担保**】無担保

【**貸付期間**】設備20年以内、運転15年以内 【**うち据置期間**】5年以内

【**融資限度額（別枠）**】中小事業6億円（拡充前3億円）、  
国民事業8,000万円（拡充前6,000万円）

【**金利**】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利  
1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

【**利下げ限度額**】中小事業2億円（拡充前1億円）、  
4,000万円（拡充前3,000万円）

金利は令和2年6月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

## 【お問合せ先】



### 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827



### 土日・祝日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）

沖縄公庫：0120-981-827

# 商工中金による危機対応融資

※危機対応融資に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで実質的な無利子化を実現

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。商工中金による危機対応融資の既往債務の借換えも可能。

**7月頭より、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。**

【**融資対象**】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
  - b 令和元年12月の売上高
  - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【**資金の使いみち**】運転資金、設備資金 【**担保**】無担保

【**貸付期間**】設備20年以内、運転15年以内 【**うち据置期間**】5年以内

【**融資限度額**】6億円（拡充前3億円）

【**金利**】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

1.11%→0.21%（利下げ限度額：2億円（拡充前1億円））

※令和2年6月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

お問合せ先】

0120-542-711

平日・土日祝日9時00分～17時00分



# 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策マル経融資

※新型コロナウイルス対策マル経に特別利子補給制度（10ページ）  
を併用することで実質的な無利子化を実現

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

### 【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

### 【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

### 【融資限度額】

別枠1,000万円

### 【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年5月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（**拡充前3,000万円**）となります。

※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から一般マル経で借入を行った場合でも、要件に合致する場合は、遡及適用が可能です。

お問合せ先】

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。

➡ 土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。



# 特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中小企業庁HP等で公表予定です。

## 【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

## ※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

## 【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業・商工中金2億円（拡充前1億円）、  
国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較も可能です。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には 本制度の遡及適用が可能です。

お問合せ先】

0570-060515

受付時間】平日・休日 9時00分～17時00分

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

**セーフティネット貸付とは？**

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年5月1日時点、貸付期間5年、貸付期間・担保の有無等により変動

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置**

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

➡ **平日のご相談**

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

➡ **土日・祝日のご相談**

日本公庫：0120-112476（国民事業）

：0120-327790（中小事業）

沖縄公庫：0120-981-827

# 生活衛生関係の事業者向け融資制度

一般の中小企業・小規模事業者を対象にした融資制度に加え、生活衛生関係の事業者の皆様は以下の支援策をご活用いただくことが可能です。

## 融資

一般向け支援と同様に、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引下げなし

金利▲0.9引下げ

実質無利子融資

### 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策衛経

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

### 衛生環境激変対策特別貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利を▲0.9%引下げ、飲食店・喫茶店営業の方は別枠1,000万円、旅館業の方は別枠3,000万円で融資

+

### 特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし

小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

**0570-783183**

平日・土日祝日9時00分～19時00分

【お問合せ先】までご連絡ください。

民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

**0120-156811（フリーダイヤル）**

平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。



# 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度  
(15ページ)を併用することで実質的な無利子化を実現

担保の有無に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。  
7月頭より、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

**融資対象】**生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方  
1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方  
3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方  
過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高  
令和元年12月の売上高  
令和元年10月～12月の売上高平均額

**資金の使いみち】**運転資金、設備資金

**貸付期間】**設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】5年以内**

**融資限度額（別枠）】**8,000万円（拡充前6,000万円） **【担保】**無担保

**金利】**当初3年間基準金利▲0.9%（1.36%→0.46%）、  
年目以降基準金利

**利下げ限度額】**4,000万円（拡充前3,000万円）

金利は令和2年6月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律振興計画認定組合の組合員以外の方における運転資金は、既往債務（生活衛生

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

## 【お問合せ先】

### ➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

### ➡ 土日・祝日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）

沖縄公庫：0120-981-827

# 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策経融資

※新型コロナウイルス対策経に特別利子補給制度（15ページ）  
を併用することで実質的な無利子化を実現

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

### 【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

### 【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

### 【融資限度額】

別枠1,000万円

### 【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年5月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

### 【お問合せ先】

#### ➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

#### ➡ 土日・祝日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄公庫：0120-981-827

## 特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。また、公庫の既往債務の借換も実質無利子化の対象。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中小企業庁HP等で公表予定です。

### 【適用対象】

「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」により借入を行った中小企業者で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（小規模に限る）：要件なし
  - ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
  - ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少
- ※小規模要件  
・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

### 【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：4,000万円（拡充前3,000万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫の既往債務借換との合計金額

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較も可能です。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

お問合せ先】

0570-060515

受付時間】平日・休日 9時00分～17時00分

**衛生環境激変対策特別貸付とは？**

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

**【ご利用いただける方】**

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

**【資金の使いみち】** 運転資金

**【融資限度額】** 別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

**【金利】** 基準金利：1.91%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※令和2年5月1日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

**【貸付期間】** 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

**【お問合せ先】****➡ 平日のご相談**

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

**➡ 土日・祝日のご相談**

日本公庫：0120-112476（国民生活事業）

：0120-327790（中小企業事業）

沖縄公庫：0120-981-827



**セーフティネット保証とは？**

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

**○セーフティネット保証4号**

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

**○セーフティネット保証5号**

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

**※4号の対象地域及び5号の対象業種は？**

- ◆ SN 4 号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN 5 号：5月1日より全業種を指定しました。

**※ご利用手続の流れ（4号・5号）**

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

認定窓口の混雑緩和、事業者の利便性確保といった観点から、令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した事業者については、従来30日間としていた認定書の有効期限を令和2年8月31日までに延長します。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。  
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(借入債務の100%を保証)として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

#### 【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円）



SN保証枠（2.8億円）



危機関連保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）  
5号：80%保証（指定業種）  
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：  
100%保証（全国・全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

※保証割合は、金融機関からの借入債務に対して信用保証協会が保証する割合です。

※ご利用手続の流れは前ページのセーフティネット保証と同様です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

#### 【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

#### 【最寄りの信用保証協会】

右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。



都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大5年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロに。  
**各自治体において準備が整い次第、融資上限額を拡充。**

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

#### 【対象要件】

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。

|                                | 売上高▲5%     | 売上高▲15%    |
|--------------------------------|------------|------------|
| 個人事業主<br>(事業性あるフリーランス含む、小規模のみ) | 保証料ゼロ・金利ゼロ |            |
| 小・中規模事業者<br>(上記除く)             | 保証料1/2     | 保証料ゼロ・金利ゼロ |

【融資上限額】 4,000万円 (拡充前3,000万円)

※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間

【融資期間】 10年以内 【うち据置期間】 最大5年

【担保】 無担保

【保証人】 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

#### 【既往債務の借換】

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

#### 【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

# 日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象にします。

7月頭より、借換え限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

## 対象制度】

### 金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

2億円（拡充前1億円）、  
4千万円（拡充前3千万円）  
2億円（拡充前1億円）

### 借換え限度額】

6億円（拡充前3億円）、  
8千万円（拡充前6千万円）、  
6億円（拡充前3億円）

限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

### 【お問合せ先】

#### ➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505  
 沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827  
 商工中金 相談窓口 0120-542-711

#### ➡ 土日・祝日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）  
 沖縄公庫：0120-981-827  
 商工中金 相談窓口 0120-542-711



新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会※が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール計画策定支援を行います。

### **新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュールとは？**

#### **①一括して既存債務の元金返済猶予要請**

資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施します。

#### **②資金繰り計画策定における金融機関調整**

中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援します。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポートします。

#### **③資金繰りの継続サポート**

特例リスクスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

(①～③における中小企業者の費用は原則不要です。)

### **事業改善まで一貫してサポート**

特例リスケ後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスクスケジュール計画を含む再生支援を実施します。事業再生計画策定に必要な費用（DD費用など）の中小企業者の負担割合を引き下げます。

#### **※中小企業再生支援協議会とは**

中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」として47都道府県に設置されている、**地域における再生支援のプラットフォーム**です。平成15年の設置以来、累計で43,000件以上の相談実績、14,000件以上の支援完了実績があります。

#### **【お問合せ先】**

中小企業金融相談窓口：0570-783183

最寄りの中小企業再生支援協議会

以下のURL又は右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/200225kyougikai.pdf>



新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対して累次にわたって要請を行いました。

3月6日の要請では、大臣名で事業者の資金繰りに全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うことなど、年度末の資金繰りに万全を期すよう、改めて配慮を要請しております。

**どんな配慮を要請しているの？**（※繰り返し要請している内容は省略）

政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております。

**【当面の貸付業務について（2月7日）】**

- ①適時適切な貸出
- ②返済猶予等の既往債務の条件変更
- ③企業の実績に応じた十分な対応
- ④セーフティネット貸付の活用（日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対して）

**【年度末の繁忙期を控えて（2月28日）】**

- ①迅速かつ積極的に対応
- ②個々の実情に応じた柔軟かつ積極的な対応
- ③顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明

**【影響拡大を踏まえた資金繰り支援について（3月6日）】**

- ①全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うこと
- ②赤字、債務超過等の形式でなく実情に最大限配慮すること

**【経済産業大臣と政府系金融機関・信用保証協会連合会のトップとの面談（3月16日）】**

大臣から政府系金融機関と信用保証協会連合会のトップに対して融資現場の実態把握を行い、最大限の対応を直接要請。

なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう、累次にわたって要請を行っております。

**【お問合せ先】**

中小企業金融相談窓口：0570-783183

金融庁相談ダイヤル：0120-156811（フリーダイヤル）

**特例緊急経営安定貸付****小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは？**

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

**【ご利用いただける方】**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

**【貸付限度額】**

2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）

**【貸付利率】**

無利子

**【償還期間】**

貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む。）

**【償還方法】**

6か月ごとの元金均等割賦償還

**【担保、保証人】**

不要

**【お問合せ先】**

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室  
平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171

**共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除**

令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和2年3月1日以降の借入れが対象となります。

**【ご利用いただける方】**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

**掛金の納付期限の延長等**

ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額の減額をお選びいただけます。

**【ご利用いただける方】**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

**① 掛金の納付期限の延長**

掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。

**② 掛金月額の減額**

掛金月額は、1,000円から70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

**【お問合せ先】**

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室  
平日 9:00～18:00（電話）050-5541-7171



**経営セーフティ共済とは**

取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度です。このたび新型コロナウイルス感染症の影響を受けている契約者の皆様に、以下の特例措置を講じています。

**共済金の償還（返済）期日の繰下げ****<償還（返済）中のお客様>**

お客様からのお申し出により、償還期日を繰下げ、共済金の償還を6か月間停止することができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※償還停止期間終了後からは、通常通りの約定償還が開始されます。

**<これから償還（返済）を開始されるお客様（新規含む）>**

お客様からのお申し出により、初回以降の各月の償還期日を繰下げ、償還開始を6か月間遅らせることができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※6か月の据置期間に加え、6か月間の償還期日の繰下げを行うことにより、償還が開始されるのは、借入れから1年後となります。

※受付期限は、前月20日です。（機構必着）

受付期限を過ぎた場合は、翌月分の受付となります。

**一時貸付金の返済猶予****<令和2年4月7日以前に一時貸付金を借り入れたご契約者様>**

令和2年4月7日以前に一時貸付金を借り入れ、令和2年4月7日以降に約定返済日を迎える、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様の一時貸付金について、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

**<令和2年4月7日以降に一時貸付金を借り入れたご契約者様>**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様が、新規（令和2年4月7日から令和3年4月7日までの期間）で借り入れた一時貸付金については、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

※6か月の返済猶予期間中は、違約金（延滞利息）は発生いたしません。

※返済猶予期間の途中であっても、返済あるいは借換をすることが可能ですので、ご希望の方は、下記共済相談室（コールセンター）までお申し出ください。後日、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

**掛金の納付期限の延長等****< (a) 掛止めをする >**

掛金総額が掛金月額40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。

※掛止め(a)と掛金月額の減額(b)の手続きを同時に行うことができます。

※掛金の掛止め(a)により掛金納付月数が40か月以下となる場合、解約事由により解約手当金が掛金の額を下回ることがありますのでご注意ください。お申出により、掛金の納付を再開することもできます。

**< (b) 掛金月額を減額する >**

事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。

(月額5,000円まで減額できます。※5,000円単位)

**< (c) 掛金の納付期限を延長する >**

令和2年11月分までの掛金の納付期限を延長することができます。延長期間が終了した翌月から、掛金を延長分と当該月の2か月分ずつ納めていただくことになります(ご請求する金額が、通常の倍額となりますのでご注意ください)。

※受付期限は、いずれも毎月5日です。(機構必着)

**【各種申請様式・詳細】**

新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置の各種申請様式、詳細情報はWEBページをご確認ください。

中小企業基盤整備機構HP (特例措置関連ページ)

[https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster\\_relief\\_r2covid19\\_t.html](https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html)



中小企業基盤整備機構HP  
(特例措置関連ページ)

**【お問合せ先】**

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室  
平日 9:00~18:00 (電話) 050-5541-7171

# DBJ・商工中金による 危機対応融資

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施します。

## 【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している事業者又はこれと類似の状況にある事業者

## 【資金の使いみち】

設備資金、運転資金等

## 【貸付期間】

設備20年以内、運転15年以内

## 【融資額】

危機対応制度に定める範囲で資金ニーズ等を踏まえて決定

## 【金利】

期間とリスクに応じた金利体系に基づき、一般の金利情勢等に応じて決定

**7月頭より以下の制度を開始予定（商工中金の資本性劣後ローンは、7月頭より事前相談開始予定、システム構築後の8月上旬より制度開始予定）**

### ① 資本性劣後ローン

今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業継続を支援します

### ② 中堅企業向け金利引下げ

中堅企業に対して、当初3年間▲0.5%の利下げを実施します

お問合せ先】

0120-598-600

0120-542-711

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、中小法人・個人事業者等の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

### 【給付額】

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

### ■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

### 【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
  - (Ⅰ) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
  - (Ⅱ) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1～3月に開業した事業者」の申請受付を開始しました。

詳細は、以下のHPをご覧ください。

### 【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>



### 【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。

経済産業省HP (持続化給付金)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>



### 【お問合せ先】

持続化給付金事業 コールセンター

直通番号：0120-115-570 IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8時30分～19時00分

※7～8月(毎日)、9～12月(土日・祝日を除く)



**【申請サポート会場】**

持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、5月12日（火）より順次、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。必要書類のコピー（できれば現物）をご持参の上、お越し下さい。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。事前予約無しに御来場いただいてもサポートが受けられませんので、ご注意下さい。

開催場所一覧は、経済産業省HPで公開中です。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support.pdf>

※順次情報を更新します。

**【事前予約の方法】**

予約方法は、①Web予約、②電話予約（自動）、③電話予約（オペレーター対応）の3パターンがございます。

**①Web予約**

「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

**②電話予約（自動）**

「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」までお電話ください。

自動ガイダンスで、予約方法を案内します。

0120-835-130、24時間受付可能

**③電話予約（オペレーター対応）**

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」にて、申請サポート会場の予約を受け付けます。

0570-077-866、受付時間：平日、土日祝日ともに、9時～18時

その他、申請サポート会場にお持ちいただく資料などの詳細は、「持続化給付金」の事務局HPまたは、経済産業省HPをご確認ください。

**【持続化給付金の事務局HP】**

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

**【経済産業省HP】**

<https://www.meti.go.jp/covid-19/shinsei-support.html>



# 家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

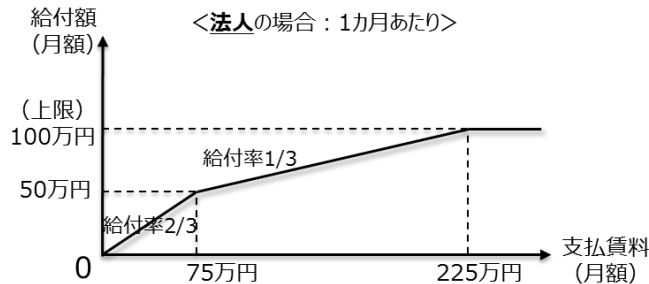
## 【給付対象者】

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

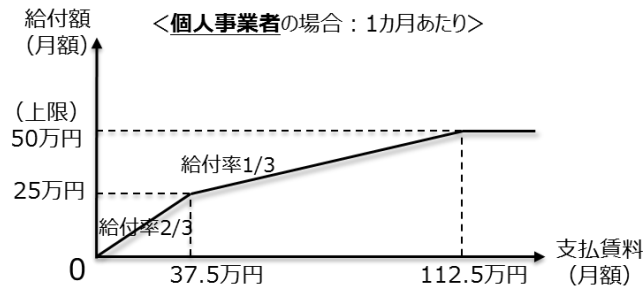
- ① いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

## 【給付額・給付率】

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。



⇒法人は最大600万円



⇒個人事業者は最大300万円

**制度の詳細は現在検討中です。具体的な申請書類や申請手順等については、準備が整い次第、経済産業省HP等で公表いたします。**

※また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、自治体でも家賃支援を行っている場合があります。各自治体の支援策をあわせてご確認ください。

## 【お問合せ先】

家賃支援給付金 コールセンター

TEL：0120-653-930 時間：8時30分～19時00分（平日・土日祝日）

生産性革命推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援します。

生産性革命推進事業における、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つの補助事業については、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。今回、緊急事態宣言の解除等を踏まえ、中小企業の事業再開を強力に後押しするため、「事業再開支援パッケージ」として業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充しました。

#### ①ものづくり・商業・サービス補助

- 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援
- 【通常枠】 補助上限：1,000万円 補助率：中小1/2、小規模2/3
- 【特別枠】 補助上限：1,000万円 補助率：A類型2/3、B・C類型3/4（※）
- 【事業再開枠（特別枠の上乗せ）】 補助上限：50万円 定額（10/10）（※）

#### ②持続化補助

- 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援
- 【通常枠】 補助上限：50万円 補助率：2/3
- 【特別枠】 補助上限：100万円 補助率：A類型2/3、B・C類型3/4（※）
- 【事業再開枠（通常枠・特別枠の上乗せ）】 補助上限：50万円 定額（10/10）（※）
- 【追加対策枠（通常枠・特別枠・事業再開枠の上乗せ）】 補助上限：50万円

#### ③IT導入補助

- ITツール導入による業務効率化等を支援
  - 【通常枠】 補助上限：30～450万円 補助率：1/2
  - 【特別枠】 補助上限：30～450万円 A類型：2/3、B・C類型3/4（※）
- 特別枠に限り、ソフトウェアを利用するために必要になるハードウェア（PC、タブレット端末など）についても、ソフトウェアと併せて導入する場合にそのレンタル費用も補助対象とする

※「特別枠」のA～C類型及び特別枠対象経費の内容については32ページを参照ください

#### ■各補助事業の公募スケジュール

##### ①ものづくり・商業・サービス補助

通常枠・特別枠共通：  
公募中、申請締切 8月3日（月）17時

##### ②持続化補助

通常枠：公募中、10月2日（金）当日消印有効  
特別枠：公募中、8月7日（金）必着

##### ③IT導入補助

通常枠・特別枠共通：  
公募中、申請締切 6月26日（金）17時  
※詳細は各補助金ページ（33～36p）を参照ください

# 生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援します。

## ■特別枠の申請要件（3つの補助事業に共通）

**【申請要件】補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること**

### 類型A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと  
（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

### 類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと  
（例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供）

### 類型C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること  
（例：WEB会議システム、シンクライアントシステム等の導入）

## ■事業再開枠の対象 ※業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費

- 消毒、マスク、清掃
- 飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）
- 換気設備
- その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キースシステム等）
- 掲示・アナウンス（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。  
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）

<https://seisansei.smrj.go.jp>



### 【各補助金に関するお問合せ】

本パンフレットP33-36に記載の各補助金お問合せ先をお願いいたします。

### 【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】

中小企業基盤整備機構 企画部 生産性革命推進事業室

※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。

メールでのお問合せ：[seisanseikakumei@smrj.go.jp](mailto:seisanseikakumei@smrj.go.jp)

生産性革命推進事業室：03-6459-0866



# ① ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

## 基本情報

対象 : 中小企業・小規模事業者 等  
 補助上限 : 原則1,000万円  
 補助率 : 【通常枠】中小1/2、小規模2/3  
           【特別枠（類型A）】2/3、【特別枠（類型B又はC）】3/4  
           【事業再開枠（特別枠の上乗せ）】上限50万円・定額（10/10）

※ 詳細は31、32ページ参照

※ 特別枠では、①交付決定日以前・事前着手承認日以降に発生した経費、②公告宣伝・販売促進費も補助対象となります。

※ 事業再開枠では、5月14日以降に実施した取組まで遡って経費を補助します。

## 想定される活用例

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

## 公募スケジュール（3次締切）※通常枠・特別枠共通

申請開始 : 5月22日（金）17時（公募要領公開中）

申請締切 : 8月 3日（月）17時

※3次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年11月（4次）、令和3年2月（5次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

**ものづくり補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。**

【ものづくり・商業・サービス補助についてのお問合せ先】

ものづくり補助金事務局

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

または、右のQRコードよりご確認ください。



現在、コロナウイルス感染拡大防止のため、コールセンターの体制を大幅に縮小させていただいております。そのため、ご照会につきましては、原則電子メールにてお願いいたします。ご照会内容によって、宛先が異なりますのでご注意ください。

公募要領に関するお問合わせ : [monohojo@pasona.co.jp](mailto:monohojo@pasona.co.jp)

電子申請システムの操作に関するお問合わせ :

[monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp](mailto:monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp)

お問い合わせが集中した場合、ご回答までにお時間をいただく場合がありますので、お問い合わせの前に公募要領、マニュアルをご確認いただきますようお願いいたします。

## ②-1 持続化補助（一般型）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

### 基本情報

対象：小規模事業者 等

補助上限：50万円、補助率：2/3

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3または定額（10/10）

※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）の要件緩和（当面の間、2020年創業者については創業の事実は登記簿又は開業届の写しにより確認）

※「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。

※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

### 想定される活用例

- ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。
- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
- ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムを活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

### 公募スケジュール

3次締切：10月2日（金）当日消印有効

4次締切：2月5日（金）当日消印有効

※4次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います（制度内容、予定は変更する場合がございます。）。

**持続化補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。**

【小規模事業者持続化補助（一般型）についてのお問合せ先】

**全国商工会連合会** <http://www.shokokai.or.jp/jizokuka>

電話番号：03-6670-2540

受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）



**日本商工会議所** <https://r1.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6447-2389

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



## ②-2 持続化補助（コロナ特別対応型）

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。

### 基本情報

対象：小規模事業者 等

補助上限：100万円、補助率：（類型A）2/3、（類型B又はC）3/4

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3、3/4又は定額（10/10）

※ 売上が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2を即時支給する。

※ 2月18日以降に実施した取組まで遡って補助。ただし、「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。

※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

### 想定される活用例

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始
- ・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する

### 公募スケジュール

3次締切：8月7日（金）必着

4次締切：10月2日（金）必着

### 特別枠（コロナ特別対応型）の申請要件

32ページをご確認ください。

**応募方法等の詳細は、下記サイトよりご確認ください。**

【小規模事業者持続化補助（コロナ特別対応型）についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 [http://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_t/](http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/)

電話番号：03-6670-3960

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



日本商工会議所 <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

電話番号：03-6447-5485

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



## ③ IT導入補助

ITツール導入による業務効率化等を支援。5月からベンダー・ツール登録を開始し、同時に補助事業者の申請受付を開始。

### 基本情報

対象：中小企業・小規模事業者 等

補助額：30～450万円

補助率：1/2（特別枠は、類型A（「甲」）：2/3、類型B又はC（「乙」又は「丙」）：3/4）

※詳細は31、32ページ参照

※通常枠でも、テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加点

※公募要領上では類型A：「甲」、類型B：「乙」、類型C：「丙」と記載

※特別枠では、4月7日以降の契約まで遡って補助します。

### 想定される活用例

・中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等を導入する

※特別枠に限り、ソフトウェアを利用するために必要になるハードウェア（PC、タブレット端末など）についても、ソフトウェアと併せて導入する場合にそのレンタル費用も補助対象とする

### 公募スケジュール

申請開始：5月11日（月）

通常枠（5次）、特別枠（4次）申請締切：7月10日（金）17時

※7/10（金）の締切後も申請受付を継続し、令和2年度内に、複数回締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

IT導入補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【IT導入補助についてのお問合せ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

<https://www.it-hojo.jp/>

または右のQRコードよりご確認ください。

電話番号：0570-666-424

※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。

受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

※「IT導入補助金2020」に関するお問い合わせは以下のお問い合わせフォームにおいても受け付けております。

[https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm\\_R1\\_Page](https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm_R1_Page)

お問い合わせの混雑が予想されるため、回答までにお時間を頂く場合がありますので、お問い合わせの前に各種要領、手引きをご確認いただきますようお願いいたします。





新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援します。

### 基本情報

対象：大企業・中小企業等

補助率：大企業1/2以内、中小企業等2/3以内 等

補助対象経費：建物・設備の導入費 等

### 事業イメージ

- (1) 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備



- (2) 国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の生産拠点等整備

### 公募スケジュール

公募開始：5月22日（金）

先行審査受付締切：6月5日（金）12:00

公募受付締切：7月22日（水）12:00

### 【お問合せ先】

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局

みずほ情報総研（株）社会政策コンサルティング部

TEL：03-6825-5476 FAX：03-6826-5060

受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日を除く）

E-mail：[kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp](mailto:kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp)

### 【Webサイト】

（一社）環境パートナーシップ会議

[https://epc.or.jp/fund\\_dept/supplychain/kobo](https://epc.or.jp/fund_dept/supplychain/kobo)



製品・部素材の海外製造拠点の複線化等、サプライチェーン強靱化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援します。

### 基本情報

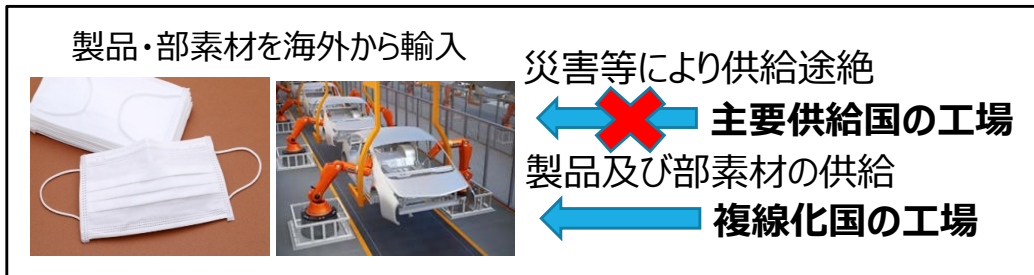
補助対象：企業によるASEAN諸国等への設備投資・  
実証事業・事業実施可能性調査

補助率：中小企業等グループ 3/4以内、中小企業 2/3以内、  
大企業 1/2以内

※日本ASEANのサプライチェーン強靱化への貢献度合いに応じて、補助率を更に調整予定

### イメージ図

製品供給元及び部素材製造拠点の多元化



### 公募スケジュール

公募開始：5月26日（火）

質問受付：6月10日（水）13：00まで

公募締切：6月15日（月）12：00必着

※2次公募については、詳細が決まり次第、お知らせします。

#### 【お問合せ先】

➤（独）日本貿易振興機構

海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局

HP：<https://www.jetro.go.jp/services/supplychain>

※専用フォームよりお問い合わせください



TEL：03-3582-5410

受付時間：09:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

E-mail: SCS@jetro.go.jp

➤経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課

TEL：03-3501-6759（直通）

受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

## ブランド育成支援等事業（特別枠※）

本事業では地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力の強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援します。

### ①事業型

中小企業が、地域産品・サービスの磨き上げによる海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する取組（新商品・サービス開発・ブランディング等）を行うとき、その経費の一部を補助。

【補助上限額】 500万円

※複数社による共同申請の場合、1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、補助上限2,000万円

【補助率】 2/3 以内

### ②支援型

民間支援事業者や地域の支援機関などが、複数の中小企業者に対して、地域の産品・サービスの磨き上げによる海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する支援を行うとき、その経費の一部を補助。

【補助上限額】 2,000万円

【補助率】 2/3 以内

### 公募スケジュール

本事業では、公募期間にターム制を設けます。申請にあたっては**事前連絡**が必要です。詳しくは下記事業HPより公募要領をご確認ください。

#### 【第1ターム】

事前連絡：令和2年06月08日(月) ～ 令和2年06月22日(月)17:00まで

申請期間：令和2年06月08日(月) ～ 令和2年06月29日(月)17:00まで（必着）

#### 【第2ターム】

事前連絡：令和2年06月30日(火) ～ 令和2年07月13日(月)17:00まで

申請期間：令和2年06月30日(火) ～ 令和2年07月22日(水)17:00まで（必着）

#### 【お問合せ先】

#### JAPANブランド育成支援等事業(特別枠)事務局

株式会社ジェイアール東日本企画 ソーシャルビジネス開発局

○E-mail : [info@japanbrand.page](mailto:info@japanbrand.page)

○事業HP : <https://japanbrand.online/>

○受付時間：10:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）

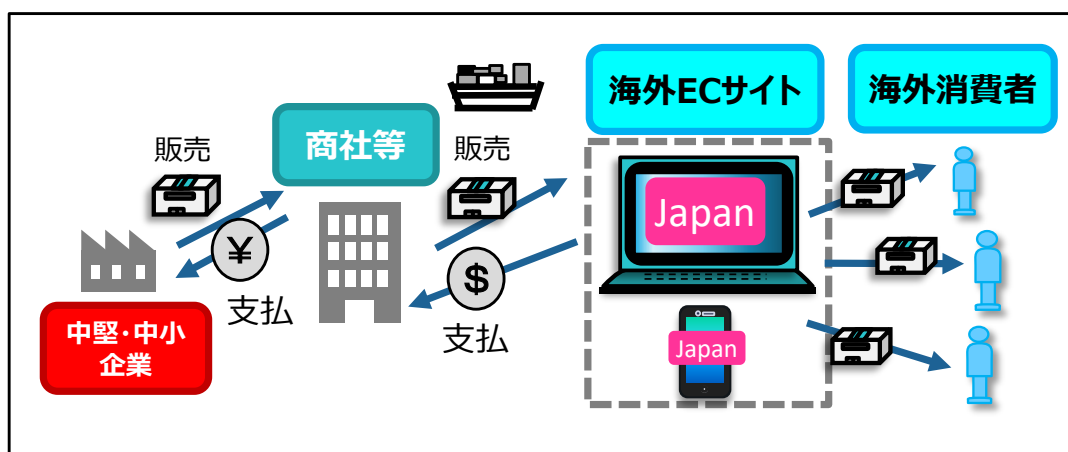
※通常枠（令和2年度当初予算）については既に公募が終了し、採択者が決定しております。

## EC)

海外への渡航が制限されるなかでも、海外に日本産品を輸出できるよう、ジェトロが海外ECサイトでの日本産品の販売を支援します。

### 制度の仕組みを教えてください

ジェトロが海外のECサイトに「ジャパンモール」を設置し、日本の商品の販売促進を行います。



### どうすればECサイトで商品を販売できるの？

ジェトロに商品情報を登録してください。登録されたものから、海外のECサイトが売りたい日本産品を選定し買取り、海外消費者に販売します。

### 出品したものの、売れなかった場合はどうなるの？

ECサイトが買い取るため、返品リスクがありません。また海外ECサイトの調達拠点は日本にあるので、日本国内の取引で完了します。

#### 【お問合せ先】

ジェトロデジタル貿易・新産業部 EC・流通ビジネス課

電話：03-3582-5227

ジェトロ国内事務所一覧

URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>





新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業に対し、配慮を求める要請文を、業界団体等（約1,100団体）を通じて、親事業者に発出。※2月14日、3月10日の2回要請を実施。

### どんな配慮を要請しているの？

#### 【取引上のしわ寄せ防止（2月14日）】

- ① サプライチェーンの毀損等を理由にして、通常支払われる対価より低い下請代金の設定を行わないこと。
- ② 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託を行わないこと。
- ③ 下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

#### 【納期や支払い等への一層の配慮（3月10日）】

- ① 納期に遅れる可能性に留意し、納期に関し柔軟な対応を行うこと。
- ② 原材料価格等の高騰及び短納期によるコスト増を踏まえ、適正なコスト負担を行うこと。
- ③ 下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、迅速な支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること。
- ④ 発注の取消・変更を行う際には、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。

**親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？**

#### 【お問合せ先】

下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、業界団体を通じて要請。

### どんな配慮を要請しているの？

#### 【取引上の適切な配慮】

①新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、契約を変更する場合には、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと。

(適正な対応の例)

- 一方的に契約の変更を行うのではなく、変更の内容について、契約の相手方である個人事業主・フリーランスの同意を得た。
- 契約の変更に際し、当該変更によって新たに個人事業主・フリーランスに発生する費用を報酬額に上乗せした。
- 契約の変更（一部解除）に際し、既に個人事業主・フリーランスに発生している費用を負担した。

②個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと。

③個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、休校に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？

【お問合せ先】

下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

官公需の発注にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、特段の配慮を行うよう、3月3日に各府省等へ配慮要請を発出。

### どんな配慮を要請しているの？

#### ① 柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払

中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、例えば翌年度にわたる納期の変更など、年度末等の納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、支払時期については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めること。

#### ② 適切な予定価格の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うこと。

#### ③ 各府省等の官公需相談窓口における相談対応

各府省等の官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応すること。

【お問合せ先】 各府省等の官公需相談窓口

以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kuni/sodan\\_ichiran.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kuni/sodan_ichiran.html)



全国で120名の下請Gメンが中小企業を訪問し、取引上のお困りごとについてヒアリング。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、取引状況の変化やその影響など実態を把握し、政府の対策に活用。

### どのように活用されるの？

例えば、ヒアリングを通じて、以下の様な声をいただいております。こうしたお声を、政府の対策の検討に活用しています。

#### ■ 放送コンテンツ産業

「3月に予定していたイベントが全て中止、売上の目途が立たない。」

#### ■ 産業機械製造業

「中国からの部品供給の停滞により、代替製造の依頼がある。なかには短納期の仕事もある上に、残業代を下請代金に上乗せしても、利益があがらない。」

#### ■ 建設機械製造業

「人手不足の影響から少ない従業員で経営していたところ、今、従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患すると、工場の稼働を止めざるを得ず、倒産の危機に直面する可能性がある。」

また、ヒアリングにおいて、親事業者による買いたたきなど不当な行為を把握した場合には、下請法等に基づき、厳正に対処します。

上記はあくまで一例です。ヒアリングにご協力いただける場合は、下請Gメンヒアリング担当までご連絡ください。

【お問合せ先】各経済産業局 下請Gメンヒアリング担当

|                  |                 |                 |
|------------------|-----------------|-----------------|
| 北海道 011-700-2251 | 中部 052-589-0170 | 四国 087-883-6423 |
| 東北 022-217-0417  | 近畿 06-6966-6037 | 九州 092-482-5450 |
| 関東 048-600-0324  | 中国 082-224-5745 | 沖縄 098-866-1755 |

または、中小企業庁 取引課 取引調査班 03-3501-3649



中小企業の貴重な経営資源や、雇用・技術を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため、新型コロナウイルスの影響を受けている後継者不在事業者の経営資源引継ぎや事業再編を後押しします。

### 1. 経営資源引継ぎ補助金

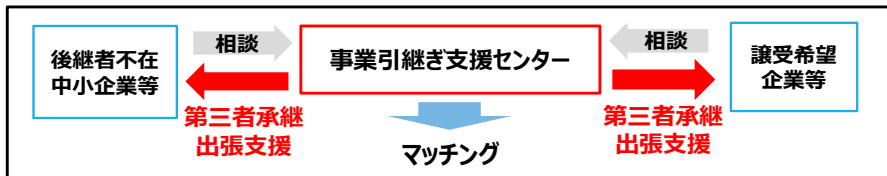
第三者承継時に負担となる、士業専門家の活用に係る費用（仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）および、経営資源の一部を引き継ぐ際の譲渡側の廃業費用を補助します。

| 枠組                                                                                                                       | 補助対象                            | 補助率 | 補助上限額 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----|-------|
|  <p>※売り手のみ・買い手のみが申請し、補助を受けることも可能です。</p> | <買い手><br>専門家への報酬<br>（仲介手数料等）    | 2/3 | 200万円 |
|                                                                                                                          | <売り手><br>専門家への報酬<br>+ 既存事業の廃業費用 |     | 650万円 |

※現行の事業承継補助金についても、4月10日～公募を開始します。（6月5日まで）

### 2. 「プッシュ型」の第三者承継支援

新型コロナウイルスの影響を受け、事業引継ぎ支援センターへ相談に来ることが困難な事業者や、第三者承継に関心のある者に対するM&A出張相談等を通じた、「プッシュ型」の第三者承継支援を実施します。



### 3. 中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないよう、官民連携の新たな全国ファンドを創設し、再生と第三者承継の両面から支援します。

また、事業引継ぎ支援センターとも連携し、経営力の強化とその後の成長を全面サポートします。

#### 【お問合せ先】

中小企業庁 事業環境部 財務課 03-3501-5803

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。

### 1. 資本性劣後ローン

（7月1日から事前相談開始。システム構築後の8月上旬制度開始予定。）

日本公庫及び商工中金等において、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

#### 【主な貸付条件】

貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者

- ① J-Startupに選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
  - ② 再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者
  - ③ 事業計画を策定し※、民間金融機関等による協調支援を受ける事業者
- ※国民事業については、原則認定支援機関の経営指導を受けて事業計画を策定した事業者

貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）

貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）※5年を超えれば期限前弁済可能

貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

|           | 当初3年間及び<br>4年目以降赤字 | 4年目以降黒字   |       |
|-----------|--------------------|-----------|-------|
|           |                    | 5年1ヶ月・10年 | 20年   |
| 中小事業・商工中金 | 0.50%              | 2.60%     | 2.95% |
| 国民事業      | 1.05%              | 3.40%     | 4.80% |

### 2. 中小企業経営力強化支援ファンド（再掲）

地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないよう、官民連携のファンドを通じた出資・経営改善等により、事業の再生とその後の企業価値の向上をサポートするなど、成長を全面的に後押しします。

また、全国47都道府県の「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげていきます。（45ページ参照）

### 3. 中小企業再生ファンド

過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。

また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

（ファンドの基本的なスキーム）



【お問合せ先】中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

感染症対策に特化した「新型コロナウイルス感染症ハンドブック」等を公表します。また、中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援します。

### 「事業継続力強化計画」認定制度とは？

中小企業等が、**自然災害等への事前対策をまとめた計画を、経済産業大臣が認定する制度**です。自然災害等リスクの認識や発災時の初動対応手順、人・モノ・カネ・情報等に対する事前の準備、訓練などの実行性を確保する取組などを記載していただきます。

認定を受けた事業者には、**税制優遇や金融支援**などの支援策が講じられます。（詳細はページ下部「「事業継続力強化計画」について」を参照）

今後以下の取組を実施する予定です。

#### ① **感染症対策に特化した「新型コロナウイルス感染症ハンドブック」、感染症対策を盛り込んだ「事業継続力強化計画策定の手引き」を公表。**

国において策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に中小企業が取り組むべき対応をまとめた「新型コロナウイルス感染症ハンドブック」及び感染症対策を盛り込んだ「事業継続力強化計画」の策定の手引きについて、冊子や説明等のコンテンツを作成し、公表します。

#### ② **新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定を支援。**

新型コロナウイルス感染症対策や、台風、地震等の自然災害等への事前の対策に知見を持つ専門家を、事前の対策を検討する中小企業者等に無料で派遣し、「事業継続力強化計画」等の事前の計画策定の支援を行います。

#### 【参考ページ】

「事業継続力強化計画」について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

新型インフルエンザ対策のための事業継続計画

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html>



**雇用調整助成金とは？**

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置****【特例の対象となる事業者】**

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

**【特例措置の内容】※下線が令和2年4月1日から令和2年9月30日までの休業等に適用**

（※その他は休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年9月30日までの場合に適用）

**○助成内容・対象の大幅な拡充**

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業**4/5**、大企業**2/3**）
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業**10/10**、大企業**3/4**）  
※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり**15,000円**に引き上げ
- ③ 教育訓練を実施した場合の**加算額の引き上げ**  
（中小企業**2,400円**、大企業**1,800円**）
- ④ 新規卒卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠**で利用可能
- ⑥ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**に

**○受給要件の更なる緩和**

- ⑦ **生産指標の要件を緩和**（対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間は、**5%減少**）
- ⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
- ⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑪ **休業規模の要件を緩和**
- ⑫ 支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業に係る休業申請について、申請期限を令和2年8月31日まで特例的に緩和
- ⑬ **出向要件を緩和**（「3か月以上1年以内」を「**1か月以上1年以内**」に）

**○活用しやすさ**

- ⑭ 短時間一斉休業の要件を緩和
- ⑮ 残業相殺制度を当面停止
- ⑯ 生産指標の要件を緩和し、比較対象となる月の幅を拡大（前年同月または昨年12月との比較⇒前々年の同月または前月から前年同月のうちの適切な1か月との比較）
- ⑰ **申請書類の大幅な簡素化**
- ⑱ **休業等計画届の提出が不要（令和2年5月19日より）**
- ⑲ **オンライン申請の開始（運用開始が延期となっておりますので、お待ちください。）**

**【お問合せ先】**

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ  
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。  
**0120-60-3999**（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP  
雇用調整助成金ページ





## 更なる拡大について（6月12日～）

### 【助成額の上限額の引き上げ及び助成率の拡充について】

#### 1. 助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ

これまで、雇用調整助成金の助成額の上限額は、対象労働者1人1日あたり8,330円となっていましたが、今般、令和2年4月1日から9月30日までの期間の休業及び教育訓練について、**企業規模を問わず上限額を15,000円に引き上げる**こととしました。

#### 2. 解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ

解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業及び教育訓練に対する助成率は、原則9/10（一定の要件を満たす場合は10/10など）となっていましたが、今般、この**助成率を一律10/10に引き上げる**こととしました。

#### 3. 遡及適用について

- ✓ 1・2については、既に申請済みの事業主の方についても、以下のとおり、**令和2年4月1日に遡って適用**となります。  
なお、労働局・ハローワークで追加支給分（差額）を計算しますので、**再度の申請手続きは必要ありません。**

- ① 既に雇用調整助成金の支給決定がなされた事業主  
⇒ 後日、追加支給分（差額）を支給いたします。
- ② 既に支給申請をしているが、雇用調整助成金の支給決定がなされていない事業主  
⇒ 追加支給分（差額）を含めて支給いたします。

- ✓ ①又は②の事業主の方が、過去の休業手当を見直し（増額し）、従業員に対して追加で休業手当の増額分を支給した場合には、当該増額分についての追加支給のための手続きが必要となります。

### 【緊急対応期間の延長について】

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止のため、雇用調整助成金については、令和2年4月1日から同年6月30日までを緊急対応期間とし、各種の特例措置を講じてきました。

今般、**緊急対応期間の終期を3か月延長**することとし（**令和2年9月30日まで延長**）、上記助成率の拡充に加え、これまでの特例措置も延長して適用することとしました。

### 【出向の特例措置等について】

雇用調整助成金の支給対象となる出向については、出向期間が「3か月以上1年以内」とされていますが、**緊急対応期間内においては、これを「1か月以上1年以内」に緩和**しました。

## 更なる手続きの簡素化（5月19日～） オンライン申請受付の運用開始の延期

雇用調整助成金の手続きを大幅に簡素化し、オンラインによる申請受付も開始します。また、記入の仕方が分かるマニュアルも作成しました。

マニュアル：<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631526.pdf>

### 【更なる簡素化の内容1】実際の休業手当額による助成額の算定

雇用調整助成金の助成額は、これまで「平均賃金額」を用いて算定していましたが、小規模の事業主（従業員が概ね20人以下）については「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定できるようになりました。

「助成額」＝「実際に支払った休業手当額」×「助成率」

### 【更なる簡素化の内容2】休業等計画届出の提出が不要に

休業等計画届について、新型コロナウイルス感染症に伴う特例として、令和2年6月30日までの事後提出を可能とし、2回目以降の提出は不要としていました。今般、申請手続きの更なる簡略化のため、初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続とすることとしました。

※休業等計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出していただけます。

### 【更なる簡素化の内容3】助成額の算定方法の簡素化

小規模の事業主以外の事業主についても、支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡素化しました。

①「平均賃金額」を「源泉所得税」の納付書で算定できます

平均賃金額の算定は、これまで「労働保険確定保険料申告書」を用いて算定していましたが、「源泉所得税」の納付書により算定できるようになります。

一人当たり「平均賃金額」＝納付書の「支給額」÷「人員の数」

②「所定労働日数」の算定方法を簡素化します

年間所定労働日数は、これまで過去1年分の実績を用いて算出していましたが、休業実施前の任意の1ヶ月分をもとに算定できるようになります。

「年間所定労働日数」＝「任意の1か月の所定労働日数」×12

### 【雇用調整助成金のオンライン申請開始】

※大変ご迷惑をおかけいたしますが、5月20日からの運用開始を延期いたします。詳細は厚生労働省HP等にて発表いたします。

これまで、雇用調整助成金の支給申請は、窓口へ持参するか郵送しなければなりませんでした。事業主の更なる利便性向上のため、オンラインでの申請受付を開始します（運用開始の期日は追って発表します）。

オンライン申請URL：<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

#### 【対象事業主】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

#### 【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。 ※大企業、中小企業ともに同様

※**令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限額を15,000円に引き上げます。**

#### 【適用日】

令和2年2月27日～9月30日の間に取得した休暇

※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

#### 【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
：0120-60-3999

詳細は、 **新型コロナ 休暇支援** で検索、  
または、右のQRコードよりご確認ください。



# 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援

(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

**一部拡充予定 (適用については後日詳細発表)**

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの。

## 【対象者】

①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等(※)に通う子ども

※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

## 【一定の要件】

- 個人で就業する予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合

## 【支給額】

就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)

※**令和2年4月1日以降の日について1日当たり7,500円(定額)に引き上げます。**

## 【適用日】

令和2年2月27日～9月30日

※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

## 【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
: 0120-60-3999

詳細は、 臨時休業 個人委託 で検索、  
または、右のQRコードよりご確認ください。





# 個人向け緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。また、万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化します。3月25日より申請受付開始。

## ■ 緊急小口資金

→ 一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象。

### 特例措置の内容

#### 【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

#### 【貸付上限】

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・その他の場合、10万円以内

【据置期間】1年以内 【償還期限】2年以内 【貸付利子】無利子

## ■ 総合支援資金（生活支援費）

→ 生活の立て直しが必要な方（主に失業された方）が対象。

### 特例措置の内容

#### 【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

【貸付上限】（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内

※貸付期間は原則3月以内

【据置期間】1年以内 【償還期限】10年以内 【貸付利子】無利子

※総合支援資金（生活支援費）については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。  
※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮します。

### 【お問合せ先】

お住まいの市町村社会福祉協議会（社協）

※多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認下さい。  
掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



# 休業や労働時間変更への対応

新型コロナウイルス感染症に関連して、労働者を休ませる場合の措置や労働時間の考え方についてのQ & Aを厚生労働省でまとめております。

## どんな情報が確認できるの？

### 感染防止に向けた柔軟な働き方

- ・テレワークの導入
- ・時差出勤の導入 など

### 労働者を休ませる場合に講ずべき措置（休業手当、特別休暇など）

- ・感染した方の休業や発熱などがある方の自主休業の手当
- ・年次休暇と病気休暇の取り扱い
- ・パートタイム／外国人等への適用 など

### 労働時間の減少や増加への対応（変形労働時間制、36協定の特別条項など）

- ・変形労働時間制の導入や変更、解約
- ・36協定の特別条項
- ・労働基準法第33条の適用 など

詳しくは、以下のQRコードまたは厚生労働省HPから「新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）」をご覧ください。

#### 【お問合せ先】

厚生労働省：03-5253-1111（代表）

詳細は、 **新型コロナ Q&A** で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。



都道府県労働局及び労働基準監督署において、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響に配慮すること等を徹底するよう、厚生労働大臣から事務次官に対して指示し、事務次官から依命通達を発出。

### 1. 中小企業等への配慮

労働施策基本方針における「その他の事情」には、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響も含まれることを明確化。

○労働施策基本方針（平成30年12月28日閣議決定）（抄）

（略）中小企業等における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情に配慮し中小企業等の立場に立った対応を行い、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に係る違反が認められた場合においても、当該中小企業等の事情を踏まえ、使用者に対し自主的な改善を促していく。

### 2. 労働基準法第33条の解釈の明確化

新型コロナウイルス対策のためのマスクの増産等について、労働基準法第33条第1項（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の延長）の対象となり得ることを明確化。

### 3. 1年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化

1年単位の変形労働時間制を採用している事業場において、新型コロナウイルス感染症対策のため、当初の予定どおりに制度を実施することが企業の経営上著しく不適当と認められる場合には、特例的に、期間の途中であっても、労使協定を締結し直すこと等も可能であることを示した。

### 4. 36協定の特別条項の考え方の明確化

36協定届に繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症によるものであると明記されていなくとも、特別条項の理由として認められ得ることを明確化。

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談  
窓口一覧または、右のQRコードよりご確認ください。



新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、外国人の在留資格の取扱いを変更します。

## どんな変更をしているの？

### ①「在留資格認定証明書」※の有効期間延長

日本に入国することができない場合、「在留資格認定証明書」の有効期間について、通常は「3か月間」有効であるところ、当面の間、「6か月間」有効なものとしています。この変更により、在留資格認定証明書に記載の日から6か月が過ぎるまで、ビザや上陸の申請に使うことができるようになります。

※在留資格認定証明書は、外国人が日本で行おうとする活動（就労など）について、地方出入国在留管理局が事前に審査し、条件に適合すると認められる場合に交付されるものです。証明書の提示により、ビザの審査は迅速に行われます。

※3か月以上過ぎてから在留資格認定証明書を使う場合は、企業などが、「予定通りの活動ができること」を記載した書類を出す必要があります。

（参考）法務省HP

在留資格認定証明書の有効期間について

<http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf>



### ②技能実習生の在留資格変更手続き

- 本国への帰国が困難な場合、「特定活動（6か月・就労可）」又は「特定活動（6か月）・就労不可」への在留資格変更が可能です。
- 試験の取りやめなどで、技能実習の次の段階（2号又は3号）へ移行できない場合、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です。
- 技能実習2号を修了後、特定技能1号への移行に時間がかかる場合、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です。

（参考）法務省HP

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00026.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html)



技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

<http://www.moj.go.jp/content/001319087.pdf>



### 【お問合せ先】

最寄りの地方出入国在留管理官署

以下のURLもしくは、右のQRコードよりご確認ください。

<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>





# テレワークに関する情報提供

感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。  
テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。

## 1. テレワーク導入事例の紹介

テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。

○業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。（製造業）

○持ち帰り専用のノートPCから社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、ウェブ会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。（サービス業）

これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。  
テレワーク関連情報もまとめて掲載されておりますので、ご確認ください。

### ① テレワーク情報サイト（総務省）

🔍 テレワーク情報サイト で検索、  
または右のQRコードよりご確認ください。



### ② テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）

🔍 テレワーク総合ポータルサイト で検索、  
または右QRコードよりご確認ください。



## 2. テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークに関する様々な相談に無償で対応しています。

平日9時～17時（土日祝日除く）

電話：0120-91-6479（フリーダイヤル）

03-5577-4724／03-5577-4734

（5月31日まで。通信料は発信者負担になります。）

メール：sodan@japan-telework.or.jp

# テレワークにかかる 専門家からの指導・助言

## 1. テレワークマネージャー派遣事業（総務省）

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、テレワークの導入に関するアドバイス等を実施します。

【相談実施期間】2021年3月31日（水）まで

【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

※新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間は、Web・電話相談を実施します(テレワークマネージャーの派遣による相談の再開時期等は、別途、総務省HPでお知らせします。)

詳細・応募方法は右のQRコードよりご確認ください。



## 2. テレワーク・サポートネットワーク事業（総務省）（6月上旬開始予定）

全国各地の中小企業等へのテレワーク普及促進のため、各地域における中小企業支援の担い手となる主体と連携し、これら団体の既存の窓口においてテレワーク導入に向けたサポートを実施します。

詳細等は決定次第総務省HPに掲載いたします。  
またテレワークお役立ち情報はこちら



## 3. 中小企業デジタル化応援隊事業（再掲）

テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる事業の開始に向け、中小企業基盤整備機構が準備中です。

（5ページ参照）

# テレワーク設備導入 にかかる費用の支援

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 1. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース、新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）（厚労省）

新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。 ※令和2年4月28日、5月1日一部改正

### ●新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースの主な改正点

令和2年2月17日以降の取組について

- ・受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とします。
- ・パソコンやルーター等のレンタル・リースの費用（※）も対象とします。
- ※5月31日までの経費であり、かつ、同日までに支出されたものに限りです。

### ●テレワークコースの主な改正点

- ・1人当たりの上限額及び1企業当たりの上限額を倍増します。
- ・受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とします。
- ・成果目標を見直します。

詳細・応募方法は以下QRコードよりご確認ください。

新型コロナウイルス感染症  
対策のためのテレワークコース



テレワークコース



## 2. IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（36ページ参照）

## 3. 税制面での支援

### ①少額減価償却資産の特例

中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能です。

### ②中小企業経営強化税制

「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除がご活用いただけます。

詳細・申請方法は「[中小企業税制パンフレット](#)」をご確認ください。



中小企業税制パンフレットで検索、または右のQRコード

よりご確認ください。※税制パンフレット9、22ページに記載しております。



ジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する様々な情報を紹介しています。

### ① 新型コロナウイルス特集ページの開設

世界各地の新型コロナウイルス感染症関連情報について、随時更新される以下特設ウェブサイト「新型コロナウイルス感染拡大の影響」に、ジェトロ海外事務所を通じて収集した最新情報を掲載しています。同サイトでは、地域別に情報を掲載しており、検索も容易です。また、「基本情報」、「動画解説」、「オンデマンド配信セミナー」、「企業に対する支援策」、「関連リンク」など各種の関連情報も発信しています。

詳細は、 ジェトロ で検索、または

以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>



### ② 新型コロナウイルス関連海外ビジネス相談窓口

ジェトロでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する海外ビジネスに関連した相談窓口を設置しています。

平日9時～12時/13時～17時（土日祝日除く）：03-3582-5651

例えば、こんなご相談をいただいています。

- （１）新型コロナウイルス感染拡大による輸送ルートへの影響について
- （２）マスク、防護服、体温計、検査キットなどの輸出入手続きについて

外国企業、在日外資系企業向け多言語ヘルプラインもごさいます。

平日9時～18時（土日休日を除く）

（日本語）+81-(0)3-6628-7261

（英語）+81-(0)3-6628-7264

（中国語）+81-(0)3-6633-6946

詳しくはこちら：<https://www.jetro.go.jp/invest/helpline.html>



貿易保険とは？

貿易保険は日本企業が行う海外取引（輸出・投資・融資）の輸出不能や代金回収不能、海外投資先の休業等のリスクをカバーする保険です。

（株）日本貿易保険（NEXI）は政府出資100%の公的金融機関として、日本からの輸出や海外投資について、民間保険会社ではカバーできないリスクをてん補する貿易保険を提供しております。

①新型コロナウイルス感染症に関する補償の取り扱い

貿易一般保険及び海外投資保険において、新型コロナウイルス感染症拡大による損失についても、保険金の支払い対象となります。

②貿易保険の手続きの期限猶予等

所定の手続期限までの対応が難しい場合、NEXIでは貿易保険の契約にかかる諸手続、保険事故・回収関連の被保険者義務の猶予等を行っております。

**【お問合せ先】**

○各種保険契約の諸手続に関するお問合せ・ご相談  
輸出保険・投資保険のお問い合わせ窓口

営業第一部 お客様相談窓口：0120-671-094

大阪支店 お客様相談窓口：0120-649-818

○保険事故・回収関連の諸手続に関するお問合せ・ご相談  
債権業務部査定グループ及び回収グループ：0120-673-094

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項とそれに対する相談窓口等をまとめました。

### 1. 輸入関連

輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→ 有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

### 2. 輸出関連

輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→ 有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

輸出許可証に付された条件の履行を期限までに行えない場合

→ 令和2年8月31日までに履行期限が到来するものについては、一律、令和2年8月31日まで履行期限を延長します。【外為法】

なお、輸出入ともに、各国政府機関等により、ワシントン条約に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書又は日本商工会議所により発行された特定原産地証明書等については、延長はできませんので、ご注意ください。

### 3. 申請に係る押印の取扱い

輸出許可証、輸出承認証又は輸入承認証の内容変更又は有効期間の延長に係る申請において、当該申請書への押印（代表者印等）が難しい場合には、それぞれの申請で必要な添付書類に加え、「理由書（様式自由）」の提出をもって、押印を不要とします。【外為法】

### 4. 申請受付等について【外為法】

○申請・受領については、郵送・電子申請のみ可能とします。

○問い合わせ・相談等について、窓口での相談受付は原則行いません。

電話又はメールでご連絡ください。

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/01\\_gaitame/coronavirus.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/01_gaitame/coronavirus.html)



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた賃貸借契約の当事者の皆様に向けて、法務省より賃貸借契約に関する民事上のルールを説明したQ&Aが公表されています。

**Q1：新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少し、現在借りている建物の家賃が払えなくなっていました。すぐに退去しなければならないのですか。**

A：賃料の支払義務の履行は重要ですが、建物の賃貸借契約においては、賃料の未払が生じて、信頼関係が破壊されていない場合には、直ちに退去しなければならないわけではありません。

**Q2：新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、今後、家賃を払い続ける見通しが立ちません。家賃の減額や支払猶予等について、オーナーと交渉することはできないでしょうか。**

A：賃貸借契約に定められている協議条項に基づき、オーナーと家賃の減額や支払猶予等について交渉を申し入れることが考えられます。

**Q3：テナントが新型コロナウイルス感染症の影響により営業を休止することとなった場合、賃料が減額されることにはならないのですか。**

A：当事者間でこのような場合についてあらかじめ合意している場合には、それによることになります。また、当事者間での協議も重要です。協議に当たっては、賃料の減免の要否や程度等について、事案ごとの事情を考慮して判断していただくことになります。

なお、テナントが休業した場合にも様々な場合がありますが、一例を挙げると、別段の合意がない場合において、オーナーは賃貸物件の使用を許容しているにもかかわらず、テナントが営業を休止している場合には、賃貸物件を使用収益させる賃貸人の義務は果たされており、テナントは賃料支払義務を免れないものと考えられます。他方、商業施設のオーナーが施設を閉鎖し、テナントが賃貸物件に立ち入れず、これを全く使用できないようなときは、賃貸人の義務の履行がないものとして、テナントは賃料支払義務を負わないことになると考えられます。

法務省HPでは、上記の質問・回答に加え、それぞれについての説明も掲載されています。より詳しい内容を確認したい方はこちらをご覧ください。

法務省HP 賃貸借契約に関する民事上のルールを説明したQ&A  
<http://www.moj.go.jp/content/001320302.pdf>



# 企業再起支援事業

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 地域企業再起支援事業（自治体連携型補助金）とは？

都道府県が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の中長期的な回復を目的として、地域の中小企業が環境変化に対応していくための環境整備、再起を後押しする施策を講じる場合に、都道府県に対して経費の一部を国庫補助します。都道府県は本事業の活用について御検討ください。

※本事業は、都道府県が行う施策に対して、国がその一部を補助するものです。

### 【対象】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、中小企業が多大な影響を受けた都道府県（調整中）

### 【補助率】

・国から都道府県に対して2/3補助

### 【都道府県の取組イメージ】

- ・イベントやプロモーション活動など、旅館や飲食店街・商店街の活性化に向け、地域の面的活動を行う事業者への支援や街の活性化に向けた施設整備
- ・個々の事業者への感染症対策の支援や国の金融支援の上乗せ
- ・感染リスクを抑えた店舗レイアウト等について、各地域の衛生基準や建築基準に熟知した専門家が診断・アドバイスを行う
- ・補助金財源として用いて、都道府県が中小企業向けの補助金事業を実施 等（この場合、事業者への補助率は最大4分の3（国2：都道府県1：事業者1の負担割合となる））

### 【スキーム】



### 【お問合せ先】

中小企業庁小規模企業振興課：03-3501-2036



昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

### <①申告（及び納税）にお困りの方>（詳細はP66）

|            |      | 個人・法人全ての方が対象                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申告・納税期限の延長 | 全事業者 | <p><b>申告が必要な以下の税</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告所得税(及び復興特別所得税) ・法人税</li> <li>・消費税 ・贈与税</li> <li>・相続税 の申告（※）</li> </ul> <p>→ 申告期限以降も、<b>柔軟に受付</b></p> <p>✓ <b>基本的には、延滞税・利子税は発生しません</b></p> <p>✓ 申告書の作成又は来署することが<b>可能になった時点での税務署への申し出</b>で受け付けます。</p> |
|            |      |                                                                                                                                                                                                                                                                        |

※上記以外の税目についても個別に延長対応している場合がございますので、【地方税】はお住まいの市区町村に、【国税】は最寄りの税務署に、延滞税・利子税に関する御質問を含めて、ご確認ください。

### <②お支払いが困難な方>

✓ **納税期限（延長された期限を含む。）までにお支払いが困難な方**

|       |                      | 原則全ての税（詳細はP67）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 納税の猶予 | 事業収入が <b>20%以上減少</b> | <p>2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、事業収入が減少（前年同期比概ね20%以上）</p> <p>→ <b>無担保＋延滞税なしで、1年間納税猶予</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|       | 個別の事情がある場合           | <p><b>国税（詳細はP68）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、<b>1年間猶予</b>（状況に応じて更に1年間猶予される場合あり）</li> <li>・猶予期間中の<b>延滞税の全部又は一部が免除</b></li> <li>・財産の差押えや換価（売却）が<b>猶予</b></li> </ul> <p>※税務署において所定の審査を行います。</p> <p>※<b>地方税においても、国税と同様の措置</b>を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。（詳細はP69）</p> <p>&lt;個別の事情&gt;</p> <p>①災害により財産に相当な損失が生じた場合 ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合<br/>③事業を廃止し、又は休止した場合 ④事業に著しい損失を受けた場合</p> |

### 〇イメージ（事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合）



## 1. 税務申告・納付期限の延長

4月17日（金）

以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

| 従来                     |              | 対応策                                                         |
|------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------|
| 申告所得税<br>(及び復興特別所得税)   | 令和2年3月16日(月) | ・4月16日（木）まで期限を延長                                            |
| 個人事業者の消費税<br>(及び地方消費税) | 令和2年3月31日(火) | ・ <u>4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受付</u>                         |
| 贈与税                    | 令和2年3月16日(月) | ※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。 |

- ◆ 4月17日（金）以降の申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。
- ◆ 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。
- ◆ 令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、以下のURLよりご確認ください。

○申告期限の柔軟な取扱い

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf)

○法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>



## 2. 事業収入が減少する場合の納税猶予（国税・地方税）の特例

2020年2月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

2020年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、事業収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合、

※ 法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産収入）等を指します。個人の方の「一時所得」などは対象となりません。

- ◆ 原則、1年間納税猶予が認められます。
- ◆ 担保の提供は不要です。
- ◆ 猶予期間中の延滞税が免除されます。

猶予が認められると、所轄の税務署等から「納税の猶予許可通知書」が送付されます。

※この「納税の猶予許可通知書」のほか、猶予期間中に「納税証明書」（その1）を取得すると、「新型コロナ臨時特例法第3条による納税の猶予が適用」された旨が記載されます。地方税の場合、猶予許可通知書をもって納税証明に代えることが可能となる場合があります。

※標準的な税の納付期限

- ・法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上）

※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）

- ・申告所得税 3月15日（※2020年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/brochure1.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf)



### 3. 個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度

#### 【個別の事情】

##### ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

##### ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

##### ③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

##### ④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

#### 猶予が認められた場合

##### ◆ 原則、1年間猶予が認められます。

(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)

##### ◆ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。

##### ◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、 国税庁  で検索、または、  
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。  
[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)





## 4. 個別の事情がある場合の地方税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上の急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

### 【個別の事情】

#### ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

#### ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

#### ③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

#### ④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

### 2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

### 【お問合せ先】

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

## 中小企業経営強化税制の適用に係る 経営力向上計画の認定に関する柔軟な取扱いについて

中小企業経営強化税制では、中小企業者等が中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画※に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超 1億円以下の法人は7%）が選択できることとなっています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営力向上計画の申請時に必要な「工業会証明書」や「経済産業局確認書」の発行が遅延等し、設備を取得した事業年度末までに認定を受けられないケースが発生しております。こうしたケースについて、以下の特例を講じることとなりました。

※経営力向上計画：人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画のことをいい、事業所管大臣の認定を受けることにより、中小企業経営強化税制を適用することが可能です。

### 新型コロナウイルス感染症対応下における経営力向上計画の認定に関する柔軟な取扱い

#### 通常

中小企業経営強化税制を適用するにあたっては、経営力向上計画の認定後に設備を取得することが原則となっております。原則に従うことができない場合、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があるとともに、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受けることで、本税制の適用を受けることができます。

#### 特例措置

①経営力向上計画の認定申請先において、**令和2年2月以降に取得した設備**に関しては、設備取得から経営力向上計画の申請（受理）までの期間が**60日を超過する場合であっても**、令和2年9月30日までの期間は、**申請を受理**することとします。

②令和2年9月30日までの期間に申請された経営力向上計画については、特例措置として、**設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受けたものと、同様に取扱う**こととします。

※税制の適用に当たっては、設備取得後に経営力向上計画を申請する場合、設備を取得し事業の用に供した年度内に認定を受けなければなりません。この特例措置により、当該年度内に中小企業等経営強化法における認定を受けたものとして取り扱われ、税制の適用要件を満たすことになります。

※特例措置を受ける場合、認定書が確定申告書の提出期限までに入手できないケースも考えられますが、例えば、中小企業者等において、年度中に対象設備を取得・事業供用し、確定申告書を作成（本税制の適用があるものとして計算）済みであるものの、必要書類の入手が遅れている場合には、確定申告書を提出した後で、その必要書類が入手でき次第、税務署へ追加提出することも可能です。

※税務署への**必要書類の追加提出については**、この特例措置が令和2年9月30日までの申請となるため、遅くとも**令和2年12月末までに税務署へ提出するようにしてください**。必要書類の追加提出を行う中小企業者等については、その他の適用要件を満たすことを前提に本税制の特例が認められます。

※計画内容の審査の結果、認定が受けられず、必要書類の追加提出ができなかった場合には、本税制の適用要件を満たさないこととなりますので、この場合は修正申告が必要となります。（中小企業者等が自主的に修正申告を行う場合には加算税はかかりません。）

この他にも、国税に関する取扱いとして、本税制の必要書類の入手が遅れたことなどにより期限までに申告が困難なケースについては、個別の申告期限延長が認められます。詳しくは、国税庁の「新型コロナウイルス感染症に関するFAQ」をご確認ください。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

中小企業経営強化税制、経営力向上計画及び本取扱いについて

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821

# 欠損金の繰戻し還付

## 1. 欠損金の繰戻し還付制度

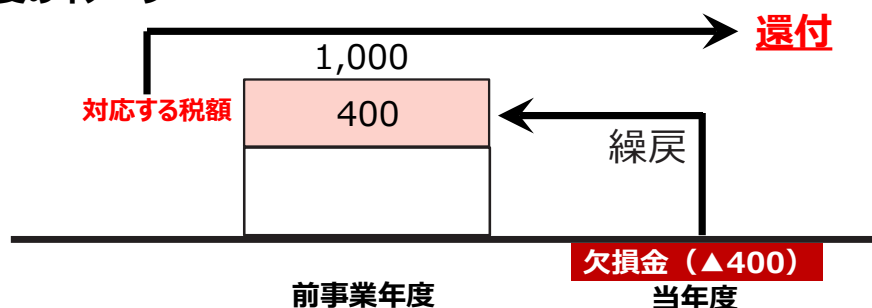
資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。

| 現行              | 特例                     |
|-----------------|------------------------|
| 中小企業者（資本金1億円以下） | ➡ 資本金1億円超～10億円以下の法人に拡大 |

※令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用

### ○制度のイメージ

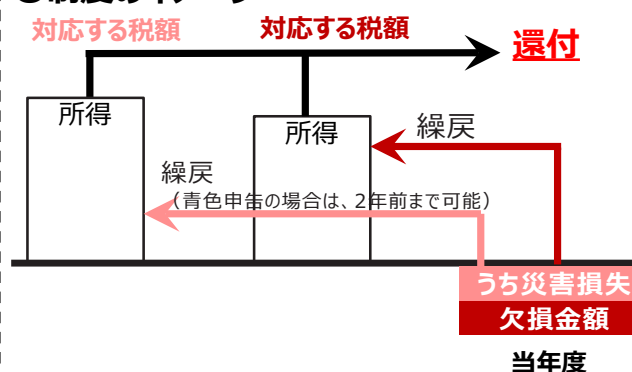


## 2. 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

### ○制度のイメージ



例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当します。

- ✓ 飲食業者等の食材の廃棄損
- ✓ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ✓ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ✓ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ✓ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

詳細は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/brochure3.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf)



# 固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

(※1) **納税猶予**の要件

→ 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が  
前年同期比概ね**20%以上減少**

(※2) **軽減・免除**の要件

→2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年減少率

・**50%以上減少** : **ゼロ**  
・**30%以上50%未満** : **1/2**

| 支払い<br>対象<br>時期<br>資産                                                                                                      | 2020年<br>(2020年1月1日時点で<br>保有するものが課税対象) | 2021年<br>(2021年1月1日時点で<br>保有するものが課税対象)                | 2022年<br>(2022年1月1日時点で<br>保有するものが課税対象) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| <b>土地</b><br>【固定資産税・<br>都市計画税】                                                                                             | <b>納税猶予 (※1)</b><br>(無担保・延滞税なし)        | 2021年分の支払い<br><br>2020年<br>猶予分の支払い                    | 2022年分<br>の支払い                         |
| <b>事業用家屋</b><br>【固定資産税<br>・都市計画税】                                                                                          | <b>納税猶予 (※1)</b><br>(無担保・延滞税なし)        | 2021年分<br><b>ゼロ又は1/2 (※2)</b><br><br>2020年<br>猶予分の支払い | 2022年分<br>の支払い                         |
| <b>新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ</b><br>・対象資産；2020年4月30日～2023年3月31日まで<br>に取得したもの。<br>・先端設備等導入計画の提出が必要です。                             |                                        |                                                       |                                        |
| <b>償却資産</b><br>(機械・設備等)<br>【固定資産税】                                                                                         | <b>納税猶予 (※1)</b><br>(無担保・延滞税なし)        | 2021年分<br><b>ゼロ又は1/2 (※2)</b><br><br>2020年<br>猶予分の支払い | 2022年分<br>の支払い                         |
| <b>新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ</b><br>・対象資産；2017年～2023年3月31日までに取得したもの<br>(2020年4月30日以降に取得した <b>構築物も対象</b> )<br>・先端設備等導入計画の提出が必要です。 |                                        |                                                       |                                        |

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口 : 0570-077322

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等



# 固定資産税等の軽減

## 1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含みます）の保有する建物や設備等の**来年度（2021年度）**※の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※今年（2020年）の固定資産税・都市計画税は、1年間納税猶予される場合があります。詳細はP 65をご覧ください。

＜減免対象＞ ※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）  
 ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する**固定資産税**（通常、取得額または評価額の1.4%）  
 ・事業用家屋に対する**都市計画税**（通常、評価額の0.3%）

| 2020年2月～10月までの任意の連続する<br>3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率 | 減免率  |
|--------------------------------------------|------|
| 50%以上減少                                    | 全額   |
| 30%以上50%未満                                 | 2分の1 |

※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です。

## 2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

|                               |                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>国</b><br>（導入促進指針の策定）       | <b>対象地域</b> 全国 <b>1,646自治体</b> （うち1,642がゼロ（2月末時点））<br>※導入促進基本計画の同意を受けた市町村                                                                                                |
| 協議 ↑ ↓ 同意                     | <b>対象設備</b> 機械装置・器具備品などの償却資産<br>※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの                                                                                                                 |
| <b>市町村</b><br>（導入促進基本計画の策定）   | <b>事業用家屋と構築物を対象追加</b><br>・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの<br>・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの<br>※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。 |
| 申請 ↑ ↓ 認定                     | <b>特例措置</b> 固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減<br>※軽減率は各自治体が条例で定める                                                                                                  |
| <b>中小企業</b><br>（先端設備等導入計画の策定） |                                                                                                                                                                          |

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口：0570-077322

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、1年間、特例として厚生年金保険料・労働保険料等の納付を猶予することが可能となります。

#### 【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、**事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり**、一時に納付を行うことが困難な事業主

#### 【内 容】

**1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予。**  
**担保の提供は不要。延滞金が免除。**

猶予制度の特例を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

また、申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

※ 労働保険料に係るお問い合わせ先は、都道府県労働局となります。

猶予が認められると、「**納付の猶予（特例）許可通知書**」が送付されます。この「**納付の猶予（特例）許可通知書**」には「**新型コロナ臨時特例法第3条による納付の猶予が適用**」された旨が記載されます。

※ 猶予期間中に管轄の年金事務所において「納入確認書」を取得した場合も、「新型コロナ臨時特例法第3条による納付の猶予が適用」された旨が記載されます。

#### 【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



厚生年金保険料納付猶予相談窓口（以下URL）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/20200420200422.html>

## 1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

## 2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

### 「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

また、申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

※ 労働保険料に係るお問い合わせ先は、都道府県労働局となります。

### 【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



厚生年金保険料納付猶予相談窓口（以下URL）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/20200422.html>

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、**休業により報酬が著しく下がった方**について、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**となりました。

### 【対象となる方】

次の（１）から（３）のすべてに該当する方が対象となります。

- （１）**新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）**があったことにより、**令和２年４月から７月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方**
- （２）**著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（１か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて２等級以上下がった方**  
※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- （３）本特例措置による**改定内容に本人が書面により同意している**  
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。  
（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）  
※本特例措置は、同一の被保険者が複数回申請を行うことはできません。

### 【対象となる保険料】

令和２年４月から７月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の**令和２年５月から８月分保険料が対象**となります。

※令和３年１月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

### 【申請手続について】

**月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請**してください。

※管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）

※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

### 【お問合せ先】

ねんきん  
加入者ダイヤル

0570-007-123（ナビダイヤル）

03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

・受付時間：月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構 特例改定

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei.html>





新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合があります。

厚生労働省から都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり示していますので、まずはお住まいの市区町村又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

### **1. 届出・申告期間を経過した者の取扱い**

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、これらの届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

### **2. 保険料（税）徴収猶予の取扱いについて**

特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。

#### **【お問合せ先】**

- 国民健康保険料（税）について  
⇒ お住まいの市区町村の国民健康保険担当課  
（国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合）
- 後期高齢者医療制度の保険料について  
⇒ お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
- 介護保険料について  
⇒ お住まいの市区町村の介護保険担当課

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請いたしました（4月7日）。

### 【お問合せ先】

電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者にご相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

[https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list\\_electric.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf)



ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

[https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list\\_gas.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf)



※緊急小口資金若しくは総合支援資金の貸付を受けた方、これらの貸付を受けようとする方又は電気・ガス料金の支払いに困難な事情があると認められる方については、託送料金等の支払期日を4ヶ月繰り延べる等の措置<sup>(注)</sup>を講じています（6月24日）。

(注) 措置を講じている事業者

○電気：北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社

○ガス：東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、東部瓦斯株式会社等

## NHK放送受信料の免除について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの中小企業や個人事業者の事業継続が困難となる事態が生じていることから、持続化給付金の給付決定を受けた事業者の負担を軽減するための緊急的な措置として、受信料の免除を行います。

### 【免除する放送受信契約の範囲】

持続化給付金の給付決定を受けた者が、事業所など住居以外の場所に受信機を設置して締結している放送受信契約

※令和3年3月31日までにNHKに免除の申請をした場合に限りです。

### 【免除の期間】

NHKに免除の申請をした月とその翌月の2か月間

※受信機を設置した月に、受信契約を締結して、免除を申請した場合は、その翌月および翌々月の2か月間

### 【免除の申請方法】

①「免除申請書」をNHKホームページ（以下URL・QRコードを掲載）よりダウンロードしていただき、記載例を参照のうえ、必要事項を記入。

#### ■ 免除申請書のダウンロード

[https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/pdf/corona\\_jushinryo\\_menjo.pdf](https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/pdf/corona_jushinryo_menjo.pdf)



②記入例のページ下部から、あて先（NHK東京事務センター行）を切り取っていただき、封筒（長形3号サイズ）に貼ってください。

③「免除申請書」と「持続化給付金」給付通知書のコピー（「宛名」と「通知内容」の両面）を封筒（長形3号サイズ）に入れて郵送してください。

※「持続化給付金」給付通知書（コピー）が免除の証明書となるため、同封されていない場合、免除することができませんのでご注意ください。

### 【留意点】

休業により一時的に受信契約を解約されている場合など、受信契約を締結されていない場合は、免除を受付することができません。受信契約を新たに締結した後に、再度、免除の申請をしてください。

### 【詳細・お問合せ先】NHKホームページをご確認ください。

○本社所在地のNHK放送局「ご相談窓口」

<https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo/window.html>

○受信料免除以外にも、事業所割引等の取扱いについてご案内しております

[https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona\\_jigyousyo\\_tasuu.html](https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jigyousyo_tasuu.html)



# リンク集

- ・ 都道府県、市町村など各自治体の支援策を知りたい。
- ・ 中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」にて、



[https://j-net21.smrj.go.jp/  
support/tsdlje00000085bc.html](https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html)



## Q. 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい。

- A. 農林水産省HPでは、資金繰りが困難な農林漁業者の皆様向けの資金繰り支援策を紹介しております。

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/  
attach/pdf/index-25.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-25.pdf)



## Q. 政府系金融機関、信用保証協会のHPを確認したい。

- A. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会HPでも、支援策を紹介しております。



[https://www.jfc.go.jp/n/finance/  
saftynet/covid\\_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html)



[https://www.shokochukin.  
co.jp/disaster/corona.html](https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html)



[https://www.zenshinhoren.or.jp/  
model-case/keiei-shisho.html](https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html)



## Q. コロナ対策を含む中小企業向けの支援策を検索したい。

- A. 補助金等の制度検索から電子申請までをサポートする「ミラサポplus」では、各種支援策をキーワードで検索することができます。



[https://seido-navi.mirasapo-  
plus.go.jp/catalogs](https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/catalogs)





## 働き方と休み方を変えよう！

## 働き方改革宣言奨励金



奨励金を活用しない場合

## 実施目的

企業等に対し、働き方・休み方の改善に係る経費を助成することにより、企業等の働き方改革を推進することを目的としています。

※「働き方・休み方の改善」とは、従業員の長時間労働の削減及び年次有給休暇等の取得促進に向け、目標及び取組内容を定め、全社的に働き方・休み方の改善に取り組むことをいいます。

## 対象事業者

都内で事業を営む中小企業等

※都内に勤務する常時雇用する労働者を2人以上、かつ6か月以上継続して雇用していること等、その他要件あり

## 奨励事業

## A 働き方改革宣言事業【必須】

雇用する正社員の働き方・休み方について、次の1から4のすべての取組事項を実施

- 1 長時間労働の削減、年次有給休暇等の取得促進に向けた問題点の抽出
- 2 原因分析及び対策の方向の検討
- 3 目標及び取組内容の設定（働き方改革宣言書の作成）
- 4 社内周知

## B 制度整備事業【任意】

次の①②いずれも実施

- ①【働き方の改善】または【休み方の改善】に定める制度について労使協定を締結
- ②締結した協定を踏まえ、制度内容を就業規則等に明文化

| 働き方の改善        | 休み方の改善           |
|---------------|------------------|
| 1 フレックスタイム制度  | 1 業務繁閑に応じた休業日の設定 |
| 2 短時間勤務制度     | 2 年次有給休暇の計画的付与制度 |
| 3 テレワーク制度     | 3 記念日等有給休暇制度     |
| 4 在宅勤務制度      | 4 時間単位での年次有給休暇制度 |
| 5 勤務間インターバル制度 | 5 連続休暇制度         |
| 6 時差出勤制度      | 6 リフレッシュ等休暇制度    |
| 7 週休3日制度      | 7 柔軟に取得できる夏季休暇制度 |

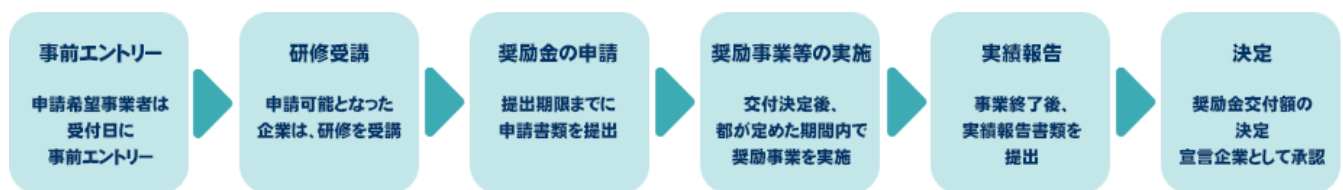
奨励額（最大70万円）

A 働き方改革宣言事業 30万円

B 制度整備事業

|                                                     |      |
|-----------------------------------------------------|------|
| 1【働き方の改善】に掲げる制度等を1つ以上整備                             | 10万円 |
| ＜テレワーク加算＞1で整備した制度に「テレワーク制度」又は「在宅勤務制度」がある場合          | 10万円 |
| 2【休み方の改善】に掲げる制度等を1つ以上整備                             | 10万円 |
| 3【働き方の改善】及び【休み方の改善】に掲げる制度等をいずれも1つ以上整備し、合計5つ以上整備した場合 | 10万円 |

申請から奨励金の決定まで



募集要項、申請方法、申請様式等

働き方改革宣言奨励金の募集要項、申請方法、申請様式等については、「T O K Y Oはたらくネット」をご覧ください。 [こちら▶](#)

「働き方改革宣言奨励金」の活用に関する問い合わせ先

東京都労働相談情報センター 03-5211-3275

大崎事務所 03-3495-4872

池袋事務所 03-5954-6505

亀戸事務所 03-3682-6321

国分寺事務所 042-323-8518

八王子事務所 042-645-7450



# 家賃支援給付金

## に関するお知らせ

### 家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、  
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、  
**地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金**を支給します。

### 支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②**5月～12月**の売上高について、

- ・**1ヵ月**で前年同月比**▲50%以上** または、
- ・**連続する3ヵ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**

③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

### 給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

**算定方法** **申請時の直近1ヵ月**における**支払賃料（月額）**  
に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

|              | 支払賃料（月額） | 給付額（月額）                                        |
|--------------|----------|------------------------------------------------|
| <b>法人</b>    | 75万円以下   | 支払賃料×2/3                                       |
|              | 75万円超    | 50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3]<br>※ただし、100万円（月額）が上限  |
| <b>個人事業者</b> | 37.5万円以下 | 支払賃料×2/3                                       |
|              | 37.5万円超  | 25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3]<br>※ただし、50万円（月額）が上限 |

裏面に、よくあるお問い合わせをまとめてあります。ぜひ、ご一読を。 **裏面へ**

# よくあるお問い合わせ

## Q1.申請に必要な書類を教えてください。

A1.今後、追加・変更の可能性がありますが、以下の書類をご用意いただく予定です。

- ①賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）
- ②申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）
- ③本人確認書類（運転免許証等）
- ④売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）

} 持続化給付金と同様

## Q2.どのようなタイミングで給付金を申請できますか？

A2.申請開始後、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。  
（なお、給付額は申請時の直近1ヵ月における支払賃料に基づき算定されます。）

## Q3.給付率1/3の上乗せ分が適用され、給付額（月額）の上限が100万円や50万円になるのは、複数店舗を有する事業者だけですか？

A3.支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が1つであっても適用されます。

## Q4.自己保有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

A4.対象ではありません。

## Q5.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

A5.対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

## Q6.借地の賃料は対象ですか？

A6.対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。  
（例：駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料）

## Q7.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

A7.賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。

## Q8.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

A8.対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

具体的な対象範囲や申請方法、申請開始日等の、本紙以上の制度詳細は検討中であり、準備ができ次第、公表しますので、今しばらくお待ち下さい。

本紙の内容に関するご質問は、以下のダイヤルまでお問い合わせください。

相談ダイヤル 家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）